令和８年第２回宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第１号　６月１２日　　頁

会期日程……3
議事日程……3
出席欠席者名……5
開会……7
事務報告……8
会議録署名議員の指名……8
会期の決定……8
市長の施政方針及び提案理由説明……10
議会改革特別委員長中間報告……19
（質疑・討論）……20
散会……21

◎会議録第２号　６月１６日

議事日程……25
出席欠席者名……25
開議……27
代表質問及び質疑・一般質問……27
代表質問……27
７番　宇土市政研「志」　今中真之助議員……27
１　「安心して暮らせる宇土」について……28
２　「子どもがまんなかの宇土」について……29
３　「元気で笑顔の宇土」について……29
４　「仕事とにぎわいのある宇土」について……29
５　「学びと誇りのある宇土」について……29
一般質問……41
８番　西田和徳議員……41
１　西部地区の未来を見据えた総合的な展望について……42
１２番　樫﨑政治議員……49
１　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備について……49

２　市民が安心して暮らせる防災・減災対策について…… 56
３　小中学校体育館の空調設備整備について…… 63
１４番　中口俊宏議員…… 68
１　宇土市の観光戦略の基本的な方針について…… 68
散会…… 77

◎会議録第３号　６月１７日

議事日程…… 81
出席欠席者名…… 81
開議…… 83
質疑・一般質問…… 83
１５番　藤井慶峰議員…… 83
１　上下水道の民営化について…… 83
１８番　福田慧一議員…… 87
１　物価高騰対策について…… 87
２　教育費の負担軽減と小中学校の給食費の無償化について…… 90
３　小中学校の健康診断について…… 92
４　廃棄物の資源化、減量の取組について…… 93
５　災害対策について…… 96
１番　土黒功司議員…… 99
１　人口減少時代における宇土市の構造改革について…… 99
２　宇土高校との連携による地域人材育成と地域課題解決について…… 108
２番　杉本　寛議員…… 116
１　台南市との友好交流協定後、今後の展開や計画について…… 117
２　宇土駅周辺の開発について…… 120
３　インフラＤＸについて…… 123
散会…… 125

◎会議録第４号　６月１８日

議事日程…… 129
出席欠席者名…… 129
開議…… 131
質疑・一般質問…… 131

３番　中野洋一議員…… 131
１　ハンセン病問題について…… 131
２　地域猫活動への積極的な取組について…… 135
３　新防災気象情報について…… 137
４　ボトル給水型冷水器の学校への導入について…… 139
４番　浦本晴美議員…… 143
１　安心して暮らし続けられる地域づくり…… 143
５番　佐美三　洋議員…… 153
１　犯罪のない安心・安全なまちづくりについて～防犯カメラの設置推進、強化について～…… 153
２　第７次宇土市総合計画について…… 159
常任委員会に付託（議案第４３号から議案第５０号まで）…… 165
常任委員会に付託（請願・陳情）…… 165
散会…… 166

◎会議録第５号　６月２９日

議事日程…… 171
出席欠席者名…… 172
開議…… 174
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告…… 174
（質疑・討論）…… 176
各常任委員長報告…… 176
１　総務市民常任委員長報告…… 176
２　経済建設常任委員長報告…… 179
３　文教厚生常任委員長報告…… 180
（質疑・討論・採決）…… 182
請願・陳情について…… 184
（質疑・討論・採決）…… 184
議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185

議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について…… 185
（討論・採決）…… 186
委員会の閉会中の継続審査及び調査について（採決）…… 186
（追加日程）
議案第６３号　宇土市副市長の選任について…… 187
発議第　１号　太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議…… 188
発議第　２号　豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書…… 190
閉会…… 191
署名…… 193

第 １ 号

６月１２日（金）

令和８年第２回宇土市議会定例会会議録　第１号

１．会期日程

（会期１８日間）

月日	曜	時間	会議名	内容
６月12日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針及び市長の提案理由説明 議会改革特別委員長中間報告 質疑・討論
６月13日	土		休　会	（市の休日）
６月14日	日		休　会	（市の休日）
６月15日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
６月16日	火	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
６月17日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
６月18日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問　委員会付託
６月19日	金	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
６月20日	土		休　会	（市の休日）
６月21日	日		休　会	（市の休日）
６月22日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
６月23日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
６月24日	水		休　会	議事整理
６月25日	木		休　会	議事整理
６月26日	金		休　会	議事整理
６月27日	土		休　会	（市の休日）
６月28日	日		休　会	（市の休日）
６月29日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

２．議事日程

令和８年６月１２日（第１号）　午前１１時４０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定
日程第　３　議案第４１号　宇土市印鑑条例及び宇土市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第４２号　宇土市多目的市民交流施設等整備工事請負契約の締結について
日程第　５　諮問第　１号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第　６　諮問第　２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第　７　議案第　４３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第４号　宇土市税条例の一部を改正する条例について
日程第　８　議案第４４号　宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について
日程第　９　議案第４５号　宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第４６号　宇土市税条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第４７号　宇土市子ども第三の居場所条例について
日程第１２　議案第４８号　宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
日程第１３　議案第４９号　宇土市道路線の認定について
日程第１４　議案第５０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について
日程第１５　議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第１６　議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第１７　議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第１８　議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第１９　議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２０　議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２１　議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２２　議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２３　議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２４　議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２５　議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
日程第２６　議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について
報告第　２号　令和７年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第　３号　令和７年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第　４号　令和７年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第　５号　令和７年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第　６号　宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第　７号　専決処分の報告について
専決第２号　損害賠償額の決定について
報告第　８号　専決処分の報告について
専決第３号　損害賠償額の決定について
報告第　９号　専決処分の報告について
専決第５号　損害賠償額の決定について
報告第１０号　専決処分の報告について
専決第９号　損害賠償額の決定について
報告第１１号　専決処分の報告について
専決第６号　訴えの提起について
報告第１２号　専決処分の報告について
専決第７号　訴えの提起について
報告第１３号　専決処分の報告について
専決第８号　訴えの提起について
日程第２７　議会改革特別委員長中間報告（質疑・討論）

３．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

４．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君
７番　今　中　真之助　君	８番　西　田　和　徳　君
９番　園　田　　茂　君	１０番　宮　原　雄　一　君
１１番　柴　田　正　樹　君	１２番　樫　﨑　政　治　君
１３番　野　口　修　一　君	１４番　中　口　俊　宏　君
１５番　藤　井　慶　峰　君	１６番　山　村　保　夫　君
１８番　福　田　慧　一　君	

５．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

６．説明のため出席した者の職・氏名

市長	光井正吾君	教育長	前田一孝君
総務部長	江河一郎君	企画財政部長	野口泰正君
市民環境部長	中山好美さん	健康福祉部長	加藤敬一郎君
経済部長	山崎恵一君	建設部長	渡邉聡君
教育部長	淵上真行君	秘書政策課長	木村真樹さん
総務課長	上木淳司君	危機管理課長	湯野淳也君
企画課長	松下修也君	デジタル推進室長	北谷太示君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	春木教明君

７．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	池田和臣君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前１１時４０分開会

－－－－－－－○－－－－－－－

○事務局長（池田和臣君）　本日の会議に先立ちまして、去る５月２７日に開催されました、第１０２回全国市議会議長会定期総会において、福田議員が市議会議員として在職３５年の表彰、また、中口議員、野口議員、樫﨑議員、柴田議員が在職１５年の表彰、さらに、野口議長が全国市議会議長会・大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会副委員長としての功績に対し感謝状を受けられました。

ただいまから、表彰状及び感謝状の伝達式を行います。

初めに、３５年表彰を行います。福田議員、前のほうにお願いいたします。伝達は、野口議長からお願いいたします。

○議長（野口修一君）　表彰状。宇土市、福田慧一殿。あなたは、市議会議員として３５年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第１０２回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。令和８年５月２７日。全国市議会議長会会長、丸子善弘

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（池田和臣君）　自席にお戻りください。

続きまして、１５年表彰を行います。中口議員、野口議員、樫﨑議員、柴田議員、前のほうにお願いいたします。伝達は、西田副議長からお願いいたします。

○副議長（西田和徳君）　表彰状。宇土市、中口俊宏殿。あなたは、市議会議員として１５年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第１０２回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和８年５月２７日。全国市議会議長会会長、丸子善弘

おめでとうございます。

（拍手）

○副議長（西田和徳君）　表彰状。宇土市、野口修一殿。以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○副議長（西田和徳君）　表彰状。宇土市、樫﨑政治殿。以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○副議長（西田和徳君）　表彰状。宇土市、柴田正樹殿。以下同文でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（池田和臣君）　自席にお戻りください。野口議長は、この後感謝状の伝達がありますので、その場にお残りください。

続きまして、感謝状の伝達でございます。伝達は、西田副議長からお願いいたします。

○副議長（西田和徳君）　感謝状、宇土市、野口修一殿。あなたは、全国市議会議長会・大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会副委員長として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第１０２回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和８年５月２７日。全国市議会議長会会長、丸子善弘

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（池田和臣君）　自席にお戻りください。

以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野口修一君）　ただいまから、令和８年第２回宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、池田和臣君

○事務局長（池田和臣君）　事務報告をいたします。

令和８年第１回定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　事務局長の報告は終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（野口修一君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において、６番、小崎憲一君、１１番、柴田正樹君を指名いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期の決定

○議長（野口修一君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から６月２９日までの１８日間といたしたいと思います。これに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から６月２９日までの１８日間と決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　３　議案第４１号　宇土市印鑑条例及び宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第４２号　宇土市多目的市民交流施設等整備工事請負契約の締結について

日程第　５　諮問第　１号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第　６　諮問第　２号　人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第　７　議案第　４３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第４号　宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第４４号　宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第４５号　宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第４６号　宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第４７号　宇土市子ども第三の居場所条例について

日程第１２　議案第４８号　宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

日程第１３　議案第４９号　宇土市道路線の認定について

日程第１４　議案第５０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について

日程第１５　議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第１６　議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第１７　議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第１８　議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第１９　議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２０　議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２１　議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２２　議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２３　議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２４　議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２５　議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について

日程第２６　議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について

報告第　２号　令和７年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第　３号　令和７年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第　４号　令和７年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第　５号　令和７年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第　６号　宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第　７号　専決処分の報告について
専決第２号　損害賠償額の決定について
報告第　８号　専決処分の報告について
専決第３号　損害賠償額の決定について
報告第　９号　専決処分の報告について
専決第５号　損害賠償額の決定について
報告第１０号　専決処分の報告について
専決第９号　損害賠償額の決定について
報告第１１号　専決処分の報告について
専決第６号　訴えの提起について
報告第１２号　専決処分の報告について
専決第７号　訴えの提起について
報告第１３号　専決処分の報告について
専決第８号　訴えの提起について

○議長（野口修一君）　日程第３、市長提出議案第４１号から、日程第２６、議案第６２号までの２４件を一括して議題といたします。

市長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　本日ここに、令和８年第２回市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま全国市議会議長会から、議員として在職３５年の表彰を受けられました福田議員、在職１５年の表彰を受けられました中口議員、野口議員、樫﨑議員、柴田議員、並びに大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会副委員長としての功績に対する感謝状を受けられました野口修一議長に対しまして、心からお喜びを申し上げます。市政発展

のため、長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し、市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を心からお祈りいたします。

本年４月２９日から、第６代宇土市長として、市政運営のかじ取りを担わせていただくこととなりました。その重責に身の引き締まる思いであるとともに、宇土市の未来を築くために、決意を新たにしているところであります。

これまで積み重ねられてきた市政を、責任を持って引き継ぎながら、新たな施策にも積極的に取り組む覚悟であります。

議員の皆様、そして市民の皆様から寄せられた信頼と期待にお応えできるよう、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、提案いたしております議案の説明に先立ち、市長就任に際し、私の所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜わりたいと存じます。

現在、本市を含め日本全国では、長引く物価高により、地域経済や市民生活に依然として強い負担感が生じております。特に、昨今の国際情勢の不安定化の影響により、エネルギー価格や輸入原材料費の高騰が続き、市民生活に更なる負担がのしかかっております。

この状況は、家庭生活を圧迫するだけでなく、地域経済全体に影響を及ぼしているところです。

さらに、急速に進む人口減少と少子高齢化が地域社会に大きな影響を与えています。特に、農村部や地方都市を中心に深刻化しており、過疎化による地域の活力低下や、高齢化による医療・介護の需要の増加等、様々な問題を引き起こしております。

本市においても例外ではなく、人口減少に伴い、担い手不足が様々な分野で顕在化しており、農業・漁業従事者、公共交通におけるバス・タクシー運転手不足が挙げられるほか、福祉関係では介護従事者の減少も問題となっているところです。また、地域活動では行政区長や民生委員のなり手が減少している現状もあり、地域を支える担い手の不足が喫緊の課題ともなっております。

こうした時代の難局にある中、持続可能で豊かなまちづくりを進めていくためには、市全体が一体となり、さらに連携を強化していくことが鍵となります。

そこで、市民の皆様が笑顔で幸せを感じながら暮らせるまちの実現を何よりも重要視したいと考えており、市長就任に当たり、「ワンチーム宇土」というフレーズを掲げさせていただきました。

この「ワンチーム」という言葉に込める意味は、単なる協調・助け合いの枠を超え、分野ごとに分かれた課題に対して、全ての関係者が縦割りをなくし、そして積極的に連携を深めることになります。

災害に備えた地域防災の強化、子どもたちの安心・安全確保、交通利便性の向上といった

多岐にわたる課題が存在しています。それぞれの分野で、関係者が縦割りをなくし、互いに連携していけば、市民の皆様の幸せな生活につながっていくものと考えております。

宇土市の未来を支えるのは市民一人一人であり、その声がまちづくりの根幹をなします。

この「ワンチーム」という考えを軸に、市民、事業者、行政が一丸となって、輝く宇土市の未来を築き上げるために全力を尽くしてまいります。

人口減少が続く現状において、市外からの転入者を増やす努力も重要ではありますけれども、それ以上に、今お住まいの皆様が「宇土市に住み続けたい」と心から思っていただけるようなまちづくりを進める必要があると考えております。

そのための施策を、市民と行政が一体となって練り上げ、実行に移し、それを未来につなげていきたいと強く願っております。

それでは、ワンチーム宇土で、市民一人一人が幸せを感じるまちの実現に向け、私が掲げる施策の柱として、マニフェストにも記載しておりました「六つの願い」を基本に、重要施策の概要を説明いたします。

まず、１点目は、「安心して暮らせる宇土」であります。

市民の皆様が、不安なく、毎日が過ごせるよう社会基盤の整備に努めてまいります。

大雨等の自然災害による被害を未然に防ぐために、河川や排水機場等の改修を計画的に進めてまいります。

また、高齢化が進んでいく中でも、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていただくことを目指し、生活利便の向上として、買い物支援サービスの強化や医療格差改善、そしてコミュニティバスの増便検討を行い、交通利便の向上に取り組んでまいります。

そのほか、地域課題解決に向け、自律的で持続可能なＲＭＯ地域運営組織の設立を促進し、「毎日の不安が、安心に変わるまち」を目指してまいります。

次に、２点目は「子どもがまんなかの宇土」であります。

人口減少が一段と厳しさを増している中、若い世代の方が流出することを抑止しなければなりません。そのために、子育て世代を支援し、安心して子どもを育てられるまちづくりを進めてまいります。

まず、現在整備を進めております多目的市民交流施設、そして子どもサードプレイスと保健センターの連携による育児負担の軽減を図るほか、給食費の完全無償化を小学生から段階的に進めることで、家庭の経済的負担の軽減につなげます。

さらに、子育ての悩みを一人で抱えないためにも、妊娠から出産、子育てまで、一貫して相談・支援できる体制を充実させ、まち全体で子どもを見守り、子育て世代を応援する環境を整えます。

また、公園の遊具等の整備を通じて、子どもたちが伸び伸びと遊べる環境を整えます。こ

れに加え、不登校やいじめ、貧困への支援を切れ目なく提供し、全ての子どもが安心して生活できる環境の整備を目指します。

３点目は、「元気で笑顔の宇土」であります。

健康で幸せに過ごすということは、市民の皆様が誰しも望んでいることです。

「年齢を重ねることが楽しみになる」まちを目指し、健康増進施策を推進します。市民の検診受診率向上を図るほか、健康づくりポイント制度による楽しみながら健康を維持する仕組みづくりを推進します。

さらに、高齢者の介護予防や独居高齢者への巡回サービスを充実させ、地域に根差した支援を強化してまいります。

また、多目的市民交流施設と併せて整備を進めております船場川調整池のジョギングコースの有効活用等により、健康づくりとスポーツ推進の連携を図ってまいります。

４点目は、「仕事とにぎわいのある宇土」であります。

農業や漁業など宇土市の基幹産業を支えるため、担い手不足の解消や環境改善策を進めます。

また、海苔の共同乾燥施設整備の支援を推進いたします。

さらに、民間との共創による土地開発により、宇土駅周辺の活性化やホテル誘致等に努め、地域のにぎわいづくりを進めます。

そのほかにも、起業支援やコワーキングスペースの設置等、活力を生み出す仕組みづくりに戦略的に取り組み、「宇土で働く、宇土で挑戦する」ことができる環境整備を進めます。

５点目は、「学びと誇りのある宇土」であります。

子どもたちの教育環境を向上させるため、学校の施設整備等に取り組んでいきます。

全学校の体育館へのエアコン設置や、宇土高校の魅力を活かす支援の検討を進めます。

また、宇土の雨乞い太鼓等、地域の誇りとも言える伝統文化の効果的な発信や、スポーツのまち宇土の発信を強化し、「子どもも大人も、育ち続ける」宇土市実現に取り組んでまいります。

最後に、「市民とつくる宇土」であります。

市役所が市民の声を受け止め、動く行政となるように取り組みます。

女性や若者など幅広く意見を聞き、その意見を市政に反映してまいります。

そのために、市政懇話会の実施や幸福度向上を目指したアンケート調査などに取り組みます。

また、プロモーションを強化し、まずは市民の皆様に市の様々な施策や魅力を分かりやすく発信することで、自分の住むまちに誇りを持つこと、いわゆるシビックプライドの向上や定住促進につなげたいと考えております。

さらに、これまで本市では実施してこなかった定例記者会見の実施等で、私自らが様々な場に出向き、宇土市の魅力をどんどん発信してまいります。

そのほか、中長期的な視点での財政健全化等、財政運営の向上に努めてまいります。

加えて、市役所組織の強化を図るため、人材育成に積極的に取り組みます。宇土市で生まれ育った子どもたち、宇土市に関係する子どもたち、これは宇土高校生も含まれるというふうに考えておりますが、この宇土市の未来を担う子どもたちが、宇土市役所で将来働きたいと思っていただけるような、やる気に満ち溢れた生き生きとした職員の育成を図り、魅力ある強い宇土市役所を目指します。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、宇土市民の皆様や関係する全ての方々が幸せを感じることができるよう、声を聞き、行動し、結果を出す。そして、市民の皆様と同じ目線で、「輝く宇土市」をつくり、前進することを目指し全力で取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございますので、議案書を二つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その１では、条例関係１件、人事案件２件及びその他１件を提案させていただいております。

議案第４１号、宇土市印鑑条例及び宇土市手数料条例の一部を改正する条例について。これは、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行及び電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

この議案につきましては、議会会期中に法改正が行われることから、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第４２号、宇土市多目的市民交流施設等整備工事請負契約の締結について。これは、予定価格１億５，０００万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本市としましては、令和１０年３月の施設オープンに向け、滞りなく工事が完了するよう、速やかに落札業者との間で本契約を締結し、一日でも早く工事に着手したいと考えております。

そのため、この議案につきましても、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

諮問第１号及び諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら２件は、人権擁護委員の任期が本年９月３０日で満了となりますので、新たに委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には小田文弘さん、橘孝昭さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

この２件につきましても、熊本地方法務局宇土支局への推薦期限の都合により、本日、答申をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案その２は、専決処分の報告承認関係が１件、条例関係が５件、予算関係が１件、人事案件が１２件、その他１件の２０議案及び報告が１２件であります。

まず、議案第４３号は、本定例会では間に合わないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第４３号、専決第４号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第４４号、宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について。これは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第４５号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定に基づき、個人情報を利用することができる事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第４６号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第４７号、宇土市子ども第三の居場所条例について。これは、宇土市子ども第三の居場所を設置するため、条例の制定を行うものであります。

議案第４８号、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。これは、立候補者の選挙運動に係る経費の負担を軽減し、立候補しやすい環境を整えるため、条例の制定を行うものであります。

議案第４９号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。補正額は１１億６，８９５万３千円を増額するもので、補正後の総額は２２６億８９５万３千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）の計上を行っております。

総務費では、市議会議員選挙費の増額等を行っております。

民生費では、介護手当等支給経費の計上等を行っております。

衛生費では、乳幼児学童インフルエンザ予防接種事業の計上等を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費の増額等を行っております。

商工費では、各融資事業経費の計上等を行っております。

土木費では、単独道路維持事業の増額等を行っております。

消防費では、総合防災訓練事業経費の計上等を行っております。

教育費では、就学援助経費（小学校）の減額等を行っております。

災害復旧費では、令和７年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）の減額を行っております。

その他、繰越明許費については、第２別館改修事業ほか５件の追加を行っております。

債務負担行為については、人材育成（人事評価）システムの運用に要する経費ほか２件の追加を行っております。

地方債については、長浜福祉館施設改修事業ほか７件の追加及び電動車導入事業ほか９件の限度額の変更を行っております。

議案第５１号から議案第６２号まで、宇土市農業委員会の委員の任命について。これは、宇土市農業委員会の委員の任期が本年７月１９日で満了となりますので、後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、重元太郎さん、田中一昭さん、那須千代さん、境良一さん、江副龍二さん、小森公明さん、野田秀則さん、上村博文さん、井上ルリ子さん、齊藤栄一郎さん、本田英二さん、安田鷹嗣さん、以上１２人を任命したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第２号、令和７年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第３号、令和７年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。報告第４号、令和７年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第５号、令和７年度宇土市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これらの４件は、それぞれの会計において繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書

又は繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第１４６条第２項又は地方公営企業法第２６条第３項の規定により、御報告するものであります。

報告第６号、宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは、土地開発公社の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、御報告するものであります。

報告第７号、専決第２号、損害賠償額の決定について。報告第８号、専決第３号、損害賠償額の決定について。報告第９号、専決第５号、損害賠償額の決定について。報告第１０号、専決第９号、損害賠償額の決定について。

これら４件は、宇土市長の専決処分に関する条例第２条第１号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、御報告するものであります。

報告第１１号、専決第６号、訴えの提起について。報告第１２号、専決第７号、訴えの提起について。報告第１３号、専決第８号、訴えの提起について。

これら３件は、宇土市長の専決処分に関する条例第２条第２号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により、御報告するものであります。

以上が、提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　市長の施政方針及び提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４１号の宇土市印鑑条例及び宇土市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第４２号の宇土市多目的市民交流施設等整備工事請負契約の締結について、諮問第１号及び諮問第２号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての４件については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第４１号、議案第４２号、諮問第１号及び諮問第２号の４件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第４１号、議案第４２号、諮問第１号及び諮問第２号の４件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第４１号、議案第４２号、諮問第１号及び諮問第２号の４件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第４１号、宇土市印鑑条例及び宇土市手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第４１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

議案第４２号、宇土市多目的市民交流施設等整備工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第４２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第１号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、諮問第１号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

諮問第２号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、諮問第２号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２７　議会改革特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第２７、議会改革特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

議会改革特別委員長、藤井慶峰君

○議会改革特別委員長（藤井慶峰君）　おはようございます。

ただいまから、議会改革特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

本委員会は、これまで１０回の委員会を開催し、協議を行っております。

第８回までの協議内容については、第１回定例会で中間報告を行っておりますので、今回は、それ以降の経過について御報告いたします。

第９回委員会では、第８回委員会に引き続き、予算委員会について協議を行いました。

協議に際しましては、平成１４年６月定例会において、試行的に予算審査特別委員会を設置したものの、その後廃止すべきという意見が大半を占めたことで、廃止されたことに対しての詳細な経緯や、議会運営委員会で視察した静岡県掛川市議会及び藤枝市議会それぞれの予算委員会の違いを、より分かりやすく示した資料等を参考にし、協議を行いました。

協議の中で、「予算委員会を設置するに当たり、発生する作業量がどの程度になるか懸念している。」との意見や「当初予算のみ予算委員会で審議し、補正予算は、常任委員会で審議したほうがよい。」との意見、「予算委員会は必要だと思うが、常任委員会がないがしろになるのは避けなければならない。」との意見が出されましたが、県内の先進地の状況等を参考とするため、次回委員会までに県内他市の視察を行うこととし、それを基に引き続き協

議を行うこととなりました。

次に、第１０回委員会では、第９回委員会に引き続き、予算委員会について協議を行いました。

協議に際し、私を含む委員数名で、先進的に予算委員会を設置し取り組んでおられる玉名市と山鹿市に視察に行ってまいりましたので、その報告を基に協議を行いました。

協議の中で、「予算は１年継続して審議するものなので、予算委員会は常任委員会とし、構成は全議員がよい。」との意見や、「視察先の市が実施しているように、議案外質疑は委員会では取り扱わず、委員会を閉じた後に行うというやり方もいいのではないか。」との意見、「予算委員会と決算委員会は別々にせず、両委員会とも全議員で審議する手法がよい。」との意見が出されましたが、協議の結果、予算委員会については、予算決算委員会を常任委員会として設置し、委員会の構成を含む具体的な運用については、今後、議会運営委員会及び全員協議会で協議することと結論づけました。

最後に、第１０回委員会をもって、主とする五つのテーマ及び新たに追加した二つのテーマに関し、本委員会としての協議を終了いたしました。

今後の委員会では、これまでの協議結果を最終報告書としてまとめ、議長に報告する予定としております。

議会改革特別委員会としましては、今後も引き続き、宇土市議会基本条例の基本理念に基づき、議会機能のより一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君）　議会改革特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、議会改革特別委員長の中間報告を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

１５日月曜日は、午前１０時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、１６日火曜日に開き、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－○－－－－－－－

午後０時２１分散会

第 ２ 号

６月１６日（火）

令和８年第２回宇土市議会定例会会議録　第２号

６月１６日（火）午前１０時００分開議

１．議事日程

日程第１　代表質問及び質疑・一般質問

代表質問

１．宇土市政研「志」　今中真之助議員

１　「安心して暮らせる宇土」について

２　「子どもがまんなかの宇土」について

３　「元気で笑顔の宇土」について

４　「仕事とにぎわいのある宇土」について

５　「学びと誇りのある宇土」について

一般質問

１．西田和徳議員

１　西部地区の未来を見据えた総合的な展望について

２．樫﨑政治議員

１　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備について

２　市民が安心して暮らせる防災・減災対策について

３　小中学校体育館の空調設備整備について

３．中口俊宏議員

１　宇土市の観光戦略の基本的な方針について

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君
７番　今　中　真之助　君	８番　西　田　和　徳　君
９番　園　田　　茂　君	１０番　宮　原　雄　一　君
１１番　柴　田　正　樹　君	１２番　樫　﨑　政　治　君

１３番	野　口　修　一　君	１４番	中　口　俊　宏　君
１５番	藤　井　慶　峰　君	１６番	山　村　保　夫　君
１８番	福　田　慧　一　君		

４．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

５．説明のため出席した者の職・氏名

市長	光井正吾君	教育長	前田一孝君
総務部長	江河一郎君	企画財政部長	野口泰正君
市民環境部長	中山好美さん	健康福祉部長	加藤敬一郎君
経済部長	山崎恵一君	建設部長	渡邉　聡君
教育部長	淵上真行君	秘書政策課長	木村真樹さん
総務課長	上木淳司君	危機管理課長	湯野淳也君
企画課長	松下修也君	デジタル推進室長	北谷太示君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	春木教明君
高齢者支援課長	渡辺佳助君	こども家庭センター長	池田忠陽君
健康づくり課長	濱口由季さん	農林政策課長	白井裕樹君
水産振興室長	宇都宮一徳君	商工観光課長	三浦仁美さん
土木課長	下田竜一君	学校教育課長	岩﨑広美さん

６．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	池田和臣君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前１０時００分開議

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、１７番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　代表質問及び質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第１、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

発言通告があっておりますので、順次これを許可します。

宇土市政研「志」を代表しまして、７番、今中真之助君

○７番（今中真之助君）　おはようございます。宇土市政研「志」の今中です。今回は、宇土市議会で唯一代表質問ができる会派として役割を担うため、市長の所信表明に関する質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　質問させていただきます。その前に、まずは光井市長、改めて御当選おめでとうございます。これから大変な宇土市のかじ取り役を担われるわけでございますけれども、共に課題を共有しながらも、時には厳しく指摘して、宇土市を共に発展させていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきまして、会派を代表いたしまして質問をいたします。まず初めに、現在の時代認識について申し上げたいと思います。この一、二年を振り返りますと、まさに国内外の情勢の激変した激動の年でありました。アメリカにおける第２次トランプ政権の誕生による国際秩序の変化、長期化する戦争や紛争、地政学リスクの高まり、エネルギーや食料安全保障の問題など、世界は戦後秩序の大きな転換期を迎えております。一方、国内に目を向けますと、大阪関西万博の開催や新たな時代を予感させる出来事があった反面、物価高騰、食料不足、医療費の増大、自然災害の激甚化など、国民生活を取り巻く環境は大きく変化しております。私は、このような変化を単なる一時的な出来事とは捉えておりません。むしろ、これまでの価値観や社会の仕組みそのものが見直され、新たな時代へ移行する大きな節目を迎えているのではないかと考えております。大量生産・大量消費、効率性や経済性を最優先にしてきた時代から、地域の絆、人と人とへのつながり、食と健康、自然との共生、そして真の豊かさを重んじる時代へ。中央集権から地方へ、画一性から多様性へ、競争から共生へ、物の豊かさから心の豊かさへ、今、時代は大きく転換しようとしております。このような激動の時代だからこそ、国に全てを委ねるのではなく、それぞれの地域が主体性を持ち、自らの力で未来を切り拓いていくことが求められていると思っています。私は、地方自治とは単なる行政サービスではなく、その土地の歴史や文化を守り、人を育て、

共同体を維持し、次の世代へ誇りある故郷を引き継いでいく営みそのものであると考えております。歴史を振り返りますと、時代の転換期に新しい時代を切り開いてきたのは、決して大国や中央だけではありません。志を持った人々がそれぞれの地域において人を育て、共同体を守り、次世代の礎を築いてきた積み重ねが、新たな時代を生み出してまいりました。そう考えるとき、人口減少や少子高齢化など様々な課題に直面する今だからこそ、地方自治の現場に身を置く私たちにもまた、時代に対する責任と使命が求められているのではないのでしょうか。宇土市には、豊かな自然、歴史、文化、人情、そして地域共同体という日本人が古くから大切にしてきた価値が、今なお息づいております。私は、これらを次世代へと受け継ぎ、このまちに生まれてよかった、このまちで暮らしてよかった、このふるさとを子どもたちの世代へ残したいと市民一人一人が思えるまちづくりこそ、私たちに課せられた使命であると考えています。歴史を動かすのは時代ではなく、人でございます。未来をつくるのは国だけではなく、それぞれの地域であり、そこに生きる人々でございます。激動の時代だからこそ、地方自治の最前線に立つ私たち自身が、未来に対する責任を自覚し、次世代を担う気概を持って歩んでいかなければなりません。地方から日本を立て直す、そして宇土から新しい時代を切り拓く。そのような思いを胸に、市長の施政方針を拝聴いたしました。市長におかれましても、人口減少社会の到来や地域社会を支える担い手不足など、私たちが直面する課題に強い危機感を持たれ、市民、事業者、行政が力を合わせる「ワンチーム宇土」の理念を掲げながら、市政運営に当たられているものと受け止めております。私もまた、その基本的な方向性については、大いに共感するところではございます。だからこそ、その理念をいかに具体的な施策として結実させ、次世代へ誇れる宇土市を築いていくのか。そのような観点から、市長の施政方針について、以下順次、一括して質問させていただきます。

まず一つ目、「安心して暮らせる宇土」について。施政方針では、安心して暮らせる宇土の実現に向けた様々な取組が示されております。まず、防災についてでございます。防災対策は、河川や道路などのハードの整備のみならず、自主防災組織の活性化や地区防災計画の策定、避難所運営など、地域における自助・共助の力を高めていくことが極めて重要であると考えております。市長は、インフラ整備については言及がありましたが、自主防災組織や地区別の防災について、今後どのような方針で取り組まれていくのかお尋ねいたします。

次に、地域交通についてでございます。地域公共交通は、高齢者や交通弱者の日常生活を支える重要な社会基盤でございます。施政方針では、コミュニティバスの増便検討について触れられておりますが、コミュニティバスを含めた地域交通全体について、今年度どのような考え方で取り組まれるのかお尋ねいたします。

最後に、地域運営組織（ＲＭＯ）についてでございます。人口減少や高齢化が進む中、防災、防犯、地域交通、担い手不足など地域が抱える課題は複雑化、多様化しており、従来の

仕組みだけでは対応が難しくなりつつあります。そのような中、地域運営組織は、地域住民と行政が協働しながら持続可能な地域づくりを進める新たな仕組みとして期待されるところでございます。そこで、地域運営組織について、今年度どのような取組を進められているのか、また地域運営組織に対してどのような役割や効果を期待されているのか、市長の考えをお尋ねいたします。

二つ目、「子どもがまんなかの宇土」について。公園整備について特化してお尋ねいたします。子どもたちが安心して遊び、健やかに成長していくためには、身近な公園の果たす役割は大変重要でございます。特につつじヶ丘農村公園は、多くの市民に親しまれている本市を代表する公園の一つでございますが、遊具の老朽化なども見られることから、今後の整備に期待する声も多く聞かれます。また、市内各地には多くの公園が点在しておりますが、少子化が進む中であるからこそ、子どもたちや子育て世代の声を取り入れながら、「子どもがまんなか」の視点に立った公園整備が重要であると考えます。そこで、つつじヶ丘農村公園の整備の進捗状況と今後の方向性についてお尋ねいたします。また、市内に点在する公園について、子ども目線を重視した整備や今後の考え方について、市長の考えもお聞かせください。

三つ目、「元気で笑顔の宇土」について。私は、健康づくりというと運動や健康診断が注目されがちでありますが、人の体は毎日の食事によってつくられるものであり、食こそが健康の原点であると考えています。また、近年は、生活習慣病の増加や食生活の変化に加え、食料安全保障の問題や地産地消の重要性など、食を取り巻く環境も大きく変化しております。さらに、子どもたちの健やかな成長や高齢者の健康寿命延伸を考える上でも、食の果たす役割はますます重要になっているものと考えます。そこで、市民の健康づくりという観点から、食全体についてどのような考え方を持ち、今後どのような取組を進めていこうとされているのか、市長のお考えをお尋ねいたします。

四つ目、「仕事とにぎわいのある宇土」について。農業と漁業の将来像についてお尋ねいたします。農業と漁業は、本市の重要な基幹産業でございます。しかしながら、担い手不足や高齢化が進み、その存続さえ危惧される状況にあります。一方で、農業や漁業は、単なる産業ではございません。学校給食、食育、健康づくり、地産地消、更には地域経済の循環にも深く関わる本市の根幹を支える存在であると考えております。そこで、市長は農業・漁業支援を単なる担い手対策にとどめるのではなく、学校給食、食育、健康づくり、地産地消などを結びつけた、食と農と水産業の総合戦略として進める考え方はないかお尋ねいたします。

最後に、「学びと誇りのある宇土」についてお尋ねいたします。市長はマニフェストに「子どもも大人も、育ち続ける」を掲げておられます。私は、教育こそがまちづくりの原点であり、子どもたちへの投資こそが未来への投資であると考えております。そこでまず、市

長は本市の教育をどのような方向に進めていこうと考えておられるのか、グランドデザインをお尋ねしたい。また、不登校児童生徒や学校には来ることができても教室に入りづらさを抱える子どもたちへの支援、更には学校給食を含めた教育環境づくりについて、どのような考えを持っておられるのかをお尋ねいたします。

以上、一括して質問いたします。一括して御答弁をお願いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　おはようございます。宇土市政研「志」、今中議員の代表質問についてお答えをいたします。

まず、最初の質問でありますけれども、自主防災組織や地区別の防災の方針についてお答えいたします。

自主防災組織の活性化を図るためには、自主防災組織のリーダー研修や防災力を高める活動が期待される防災士の育成、又は自主防災組織間の情報交換・連携体制の構築が重要であると考えております。本市には、現在１４２名の防災士がおられ、また自主防災組織連絡協議会が走潟・緑川・網津・網田の４地区で設立されております。その中で、走潟・緑川・網田の３地区が、地区防災計画を策定されているというような状況です。

本市といたしましては、引き続き、自主防災組織連絡協議会の設立勧奨、自主防災組織のリーダー研修や防災士資格取得の費用助成、地区防災計画に基づいた防災活動への補助金交付などを行い、地域の自助・共助の強化に努めるとともに、行政区等からの依頼に応じて、防災訓練や講座を通じて市民の防災力向上を支援していきたいというふうに考えております。

さらに、毎年、各地区持ち回りで、宇土市総合防災訓練を実施しておりまして、今年は宇土地区での開催を予定しております。この訓練では、自主防災組織、行政区長、地域婦人会長、宇土市・防災士の会及び消防署、警察署、自衛隊等の関係機関と連携し、市民の防災意識と防災力の向上を目指していきたいというふうに考えております。

次に、コミュニティバスを含めた地域交通の方針についてです。

本市では「安心して暮らせるまち」の実現を目指し、地域交通の充実に取り組んでおります。地域公共交通は、住民の日常生活の利便性向上のみならず、高齢者や交通弱者の移動手段を確保する重要な社会基盤になります。

そのため、地域住民の交通利便性の向上を目的として、今年度中に地域公共交通計画の見直しを予定しております。この見直しに当たり、現状の課題や利用者の声をしっかりと把握し、長期的かつ持続可能な地域交通の仕組みを構築することを目指します。

現在、本市の地域コミュニティ交通は、コミュニティバス、ミニバス、予約型乗合タクシーなど、複数の形態を活用して運行している状況です。しかしながら、九州産交バスが運行する路線バスの撤退後、一部地域では公共交通の不便さが顕著化しており、市において、ミ

ニバスの停留所新設など、現在の利用者に支障を来さない範囲で、短期で対応可能な対策を講じました。ただ、抜本的な対策には至っておらず、住民の方々から直接私にも「何とかしてほしい」というような声をいただいているところです。

そのような状況を踏まえ、コミュニティバスの増便については、利便性の向上策の一つとして検討してまいります。ただ、ミニバス等の運行見直しやライドシェアの導入も含め、多様な選択肢を追求してまいりたいと考えております。また、住民のニーズや地域特性を十分に考慮し、交通手段の最適化を図ることを重視してまいります。

次に、地域運営組織の今年度の目標及び地域運営組織に対して期待することについてお答えいたします。

地域運営組織については、今年度、地域運営組織の制度の研究・調査を行うため、関係部署、これは高齢者支援、地域活動支援、公共交通の担当、それぞれ部署がありますけれども、この地域で活動するに当たり、支援を担当する部署において、宇土市地域運営組織プロジェクトチームというのを７月には発足をして動き出したいと思っています。併せて、総務省が認定をしております、地域力創造アドバイザーの招聘を予定しております。このアドバイザーは、地域活性化の取組に関する知見やノウハウ等を有する、実際に自治体で実績のある方から支援をいただくということも視野に入れております。

また、対話から始まるまちづくりを実現するため、まちづくり座談会を各地区で７月から計８回の開催を予定しております。この座談会で地域の課題、ニーズ、そして５年後、１０年後を見据え取り組むべきことなどをお聞きしまして、その内容を基に地域団体等と個別に意見交換会をするなど、地域住民との合意形成を丁寧に進めてまいりたいと考えております。その過程で地域の実情に即した行政による支援の在り方等の調査・研究を進めるとともに、地域の課題解決に向けて行政も住民と一緒に考え、そして行動をしていきたいと考えております。

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域が抱える問題は防災や防犯、担い手不足、地域交通など多岐にわたり地域だけで支え続けることが難しくなっています。

このような状況において、地域運営組織のような新たな枠組みは、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な地域づくりを推進していくための有効な手法の一つとなるように動いていかなければならないと考えております。

続きまして、つつじヶ丘公園をはじめ、点在する公園整備についてお答えいたします。

まず、つつじヶ丘農村公園の整備状況につきましては、昨年度、事業費５，３０７万円でトイレの新築工事と既設トイレの改修工事を実施いたしました。

また、公園遊具の設置から約３０年が経過し、老朽化が著しく、使用できない遊具も生じている状況です。そこで、今年度から来年度にかけて、既存遊具の撤去を行った上で、新た

な遊具の設置工事を実施する予定です。事業費につきましては、本定例会にて補正予算として８，７００万円を計上させていただいております。

この遊具等の整備については、設計と工事を一括して発注するプロポーザル方式を採用し、快適で、かつ、子どもが安全に利用できる、インクルーシブの視点を取り入れた遊具の整備を進めてまいります。

次に、市内に点在する公園の整備についてお答えいたします。

現在、市が管理している公園は、都市公園やチビッ子広場、その他の公園など４９か所ございます。

これらの公園の整備検討をするため、昨年６月から宇土市こどもまんなか応援プロジェクトチームを編成し、協議する場を設けました。このチームのメンバーは、公園管理の部署だけはなく、多種多様な部署の職員、子育てを経験した職員や子育て中の職員なども含めて編成をいたしまして、その中で、子どもたちが安心して遊べて、楽しめる公園づくりを視点として、公園整備の在り方について調査・研究を行ったところです。

このプロジェクトでは、子どもたちの意見を聴き、公園整備に反映させるため、市内の小学校にも協力をいただいて、小学生と子育て世代の方を対象にしたアンケートを実施いたしまして、子どもたちが普段よく利用する公園の現状把握とか、優先して遊具等の整備が必要となる公園等の検討を行ってきたところです。

今後、財政面を考慮しながら、そして一番大切なのは利用者、市民の方々に喜んでもらえるような、そして使っていただけるような施設にしなければなりませんので、子育て世代の意見を多く取り入れまして、具体的な整備箇所や整備内容について精査を行い、子どもたちや子育て世代のニーズに対応した遊具等を整備するなど、公園整備について計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、食に対する考えについてお答えいたします。

毎日食べるものは単なる栄養補給ではなく、身体の細胞やエネルギー、そして心の健康を形づくる大切な要素だからこそ、どんなものを食べるのか、どのように食べるのかが重要だというふうに考えます。

「自然に健康になれる食環境づくり」は、第５次健康うと２１ヘルスプラン・食育推進計画にも位置づけておりますけれども、計画をいくらきちんと整理いたしても、市民に伝わらなければ効果が薄いことは当然でありますので、乳幼児健診や複合健診後の結果説明会、個別の保健指導といった様々な場面を通じて、食の大切さについて管理栄養士や保健師が伝えるように努めております。また、食を通した地域のボランティアとして様々な活動に取り組む団体であります宇土市食生活改善推進員協議会が、市の管理栄養士と連携しながら、各地域に出向いて食にまつわる話や調理実習を行ったり、小学５年生の家庭科の学習にある朝食

づくり、これは御飯とみそ汁になりますけれども、それに合わせて学校へ赴き、講習会を実施するなど、地道に食環境づくりに取り組んでいただいております。そして給食センターでは、日々の給食の献立やこだわりポイントなどをＳＮＳで日々発信し、食に関心を持ってもらうような取組も行っているところであります。

しかし、現代は親も子も日々忙しい生活を送っており、健康づくりに必要不可欠な食の大切さは理解しながらも、しっかり向き合う時間が少なくなっているのではないかというふうにも感じております。

そこで、たまたま手に取った食べ物から食について考えるきっかけとなり、バランスの取れた身体に良い食べ物を選ぶことができるようになるといった、より自然な形でのポピュレーションアプローチに取り組むため、学校給食や市内小中学校と連携した地産地消の推進、イベントやＳＮＳ等を通した本市のおいしい農水産物の情報発信に、健康づくりの視点を加えた取組を新たに展開できるよう検討を進めているところであります。また、私自身でＳＮＳなどで情報発信することができないかということも視野に入れ、情報収集を行い、積極的に動いてまいりたいと思っております。

引き続き、地産地消をさらに推進し、地域の農業・漁業従事者とも連携、協力し合いながら、持続可能な食料システムを構築して、市民の皆様が食を通じて健康を実感できる環境を整えてまいります。

次に、農業と漁業の将来像についてお答えいたします。

本市において、農業・漁業は地域経済を支える重要な基幹産業であり、その維持・発展は地域全体の活力を向上させる上で欠かせない政策課題であります。また、農業を単なる生産活動にとどめるのではなく、地域住民の生活と密接に結びつけることで、持続可能な発展が実現できるものと考えております。

農業従事者の皆様と対話する機会をいただいているのですけれども、燃料や肥料、農業用資材の高騰で将来の不安をたくさん聞くことができました。そのような中でも消費者においしい作物を届けたいという強い思いや、生産者としてのプライドも聞かせていただきまして、私ども行政で何か一緒にできないかというところも、前向きな気持ちにさせていただくこともありました。

不安材料として、農業の担い手不足も全国的な課題として挙げられます。本市においても同様で、認定農業者のうち約５割が６０歳以上というような状況にあります。

まずは、担い手不足を解消することを目的として、新規就農者に対する国や県の支援を活用するとともに、宇城地域振興局やＪＡ熊本うきとの連携も強化して、農業経営のサポート体制を構築することで、新たな担い手の増加を図ってまいりたいと考えております。

さらに、地産地消やみどりの食料システム戦略に基づく有機農業を推進しまして、地域内

での経済循環を促進する仕組みづくりを進めていかなければならないと考えます。しかしながら、有機農業については、手間と労力がかかる上、収穫量が安定しない、そして、価格が高いため消費者の需要が少ないといった課題もあり、市内農業者の中では、作付けに対し、なかなか普及が進みにくいのも現状であります。今後は先進的な取組を研究しながら、こうした課題の克服に努めてまいります。

次に、漁業についてお答えいたします。

本市は有明海に面し、海苔やアサリなど豊かな水産資源に恵まれた地域であり、漁業もまた地域経済と食文化を支える重要な産業です。ただ、農業と同様、漁業においても担い手不足は深刻であり、漁業従事者の高齢化が進む中、後継者の確保が喫緊の課題というふうにお聞きしております。

このため、新規就業者の確保・育成に向けて、国や県の各種支援制度を活用するとともに、各漁業協同組合と緊密に連携しながら、就業環境の整備や経営安定に向けた支援体制の充実を図ってまいります。

また、農業と同様に、漁業についても生産にとどまらない取組が重要であると考えております。本市の水産物を学校給食へ積極的に取り入れることで、子どもたちが海の恵みに直接触れる機会を創出し、食育や地産地消の推進につなげてまいりたいと考えております。

本市の農水産物は、まさに地域の宝です。身近にあるものほどその価値に気づきにくいという側面はありますけれども、だからこそ、この豊かな地域の恵みを市民の皆様に広く知っていただいて、誇りに感じていただきたいということが一番大切であると考えております。

議員御指摘のとおり、農業・漁業支援を担い手対策にとどめることなく、学校給食、食育、健康づくり、地産地消を結びつけ、推進していくことは、本当に重要な視点であると思っております。

結びつけていくためには、教育委員会、健康福祉部、経済部、情報発信の部など縦割りをなくした部署の横断的な連携を図りたい。そして、それぞれの部署で何ができるか、そして何のためにするのかという観点を軸に施策を構築することで、農業・漁業、食育、健康づくり、地産地消、教育、それぞれが一体的に推進する取組を進め、多くの方に伝わるような情報発信に努めてまいります。

次に、まず、どんな教育をしていきたいのか、グランドデザインについて、また、不登校児童生徒や学校に来れるが教室に入れない児童生徒についての思いをお答えをいたします。

私の教育に対する基本的な考え方は、常に「子どもたちにとって育むべき力は何か」ということを追求していくことであると思っております。

市長に就任してまだ２か月弱でありまして、教育長はもとより、現在は教育委員会や学校現場をはじめ、多くの皆様からお話を伺いながら、本市の教育の現状や課題について理解を

深めているところであります。

そのような中で、私が改めて強く感じておりますのは、教育とは単に知識や学力を身につけるためだけではなく、子どもたち一人一人が自らの可能性を信じ、夢や希望を持ちながら、自分らしく成長し、人生を切り拓いていく力を育むものであると考えております。

また、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、学力の向上はもちろんのこと、人を思いやる心や挑戦する心、協調性や社交性も学んでほしい。そしてふるさとを愛する心を育み、将来、地域や社会の中で自ら考え行動し、自分らしく活躍できる力を身につけてほしいと考えております。

一方で、不登校や教室に入りづらさを感じる子どもたちも存在いたします。私は、悩みを抱える子どもたちを含め、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整えることが何より大切であると考えます。学校に通うことだけを目的とするのではなく、安心して過ごせる居場所や学びの機会を確保し、「自分は多くの方から見守られている」ということを実感できることが、子どもたちの成長の土台になるものだと考えております。この「自分が多くの方から見守られている」ということについては、既に地域の方々が実践されておりますので、もっとスポットを当てるべきというふうに思っています。多くの地域住民の方々が登校の見守りや挨拶運動、コミュニティ・スクールなど多く参画して、そして地域のイベントなども子どもたちと一緒に進められています。地域と学校の連携、協働の推進への関わりや地域で子どもたちを育てる、声をかけるといったことを、皆さん当然のごとく活動していただいておりますけれども、もっともっと多くの方にこの活動を、地域の方が見守っているということを知っていただき、そして感謝し合えるような情報発信に力を入れたいと思っています。

さらに、子どもたちの健やかな成長を支えるためには、心の支援だけでなく、健康な体を支える環境づくりも重要です。その中でも学校給食は、成長に必要な栄養を支えるだけではなく、食への感謝の心や望ましい食習慣を育む教育の一環として、大変重要な役割を担っています。今後も質の高い給食の提供に努め、安全・安心な給食を目指してまいります。

また、給食センターにつきましては、施設の老朽化が進んでいることから、将来にわたり安定した給食の提供ができるよう、財政状況も十分に考慮しながら、必要な対策を検討してまいります。

私は、市長としてマニフェストに掲げた「子どもも大人も、育ち続ける」の理念のもと、学校、家庭、地域の皆様と力を合わせながら「子どもたちにとって育むべき力は何か」を常に問い続け、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人の可能性を伸ばすことのできる教育環境の整備に取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化による不安が広がる中、地域の環境、子育て、健康、産業、教育に

ついての方針について答弁をいたしましたが、宇土市が現在取り組み、持ち合わせている魅力や強みを活かすとともに、縦割りをなくし、効果的に組み合わせることで、「宇土市に住み続けたい」と思っていただくように取り組みます。そして、これまで宇土市を発展させてこられた先人や先輩方、宇土市への思いをきちんと引き継ぎまして、不惜身命の気持ちを常に持ち続け、積極的に行動してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　今中真之助君

○７番（今中真之助君）　市長、最後まで力強い御答弁ありがとうございました。それでは、振り返りながら御意見を申し上げたいと思います。

一つ目の「安心して暮らせる宇土」についてです。まず防災につきましては、自主防災組織の活性化や防災士の育成、地区防災計画の推進など、自助・共助の力を高めていく方向性が示されました。しかしながら、私は自主防災組織の強化とは、単に組織をつくることや研修を行うことではないと考えております。本当に大切なのは、いざというときに地域が自ら動けること、平時から顔の見える関係を築き、地域全体で命を守る力を育んでいくことでございます。近年の災害の激甚化を考えますと、行政だけで市民の命を守ることには限界がございます。だからこそ、地域の力を高めるという強い覚悟を持って、防災力の向上に取り組んでいただきたいと思います。また、地域交通についてでございます。私は、この問題は近年における本市最大級の課題の一つであると認識しております。昨年は、公共交通をめぐる不安や切実な声が数多く寄せられました。通院、買い物、通学、そして日常生活そのものに直結する問題であり、市民の皆さんにとっては待ったなしの課題でございます。そのような中で、もちろん計画の見直しは必要です。しかし、今、市民が求めているのは、検討しますという言葉だけではございません。どう動くのか、どこと連携するのか、どう実現していくのかでございます。全国を見渡せば、多くの自治体が危機感を持ち、ライドシェアをはじめ、様々な新たな取組に果敢に挑戦しておられます。是非宇土市におかれましても、様々な関係機関を動かし、巻き込み、できることから、一歩ずつでも前に進めるという強い気概を持って取り組んでいただきたい。市民の声に真っ正面から向き合い、「宇土は変わった」と言われるような地域交通の実現を強く期待いたします。さらに地域運営組織、いわゆるＲＭＯについてでございます。これは昨年、私や樫﨑議員から提案をさせていただいた新しい地域づくりの仕組みでございます。今回、プロジェクトチームの設置や調査・研究に着手されるとの答弁をいただきました。私は、その方向性自体は大いに評価したいと思います。ＲＭＯについては、私も本市地域おこし協力隊員からいろいろなことを教えを乞いました。是非、このプロジェクトチームはですね、本市正職員のみならず、幅広い有識者を集めてほしいなというふうに個人的には思います。しかしながら、人口減少も高齢化も担い手不足も、私たち

を待ってはくれません。全国では、既に多くの自治体が先行して取組を進めています。正直に申し上げれば、宇土市は決して先頭を走っている状況ではございません。だからこそ、今必要なのは十分に固まってから動くことではなく、まず動きながら修正するという覚悟ではないでしょうか。１００点満点の精度を待っていては何も始まりません。走りながら考える、対話しながら修正する、地域と行政が一緒になって育てていく。そのような姿勢こそが、これからの時代に求められていることと私は考えています。人口減少社会において、時間こそが最も貴重な資源です。今や自治体間競争の時代でございます。立ち止まっている余裕はございません。是非まず一歩を踏み出す、その強い覚悟を持って、地域住民と行政が力を合わせ、誰もが安心して暮らし続けていかれる持続可能な地域社会の実現に向けて、全力で取り組んでいただくことを強く期待いたします。

次に、「子どもがまんなか宇土」についてです。公園整備に特化して私は質問し、御答弁をいただきました。つつじヶ丘農村公園につきましては、遊具の更新に加え、インクルーシブの視点を取り入れた整備が進められるとのことであり、大いに期待するところでございます。また、市内４９か所の公園につきましても、子どもたちや子育て世代の声を踏まえながら、「子どもまんなか」の視点で計画的に整備を進めていかれるとの答弁でございました。しかしながら、私はあえて申し上げます。子どもたちの成長は待ってくれません。１年後、２年後に整備するからよいというものではございません。今、小さな子どもたちにとっての１年は、私たち大人の１年とは全く重みが違うのでございます。だからこそ、財政状況を見ながら、優先順位を見ながらという発想だけでなく、子どもたちのために何を最優先すべきかという視点で是非取り組んでいただきたい。公園は、単なる遊び場ではございません。友だちとの交流を学ぶ場であり、体を動かし、健やかな心と体を育む場所であり、世代を超えた触れ合いが含まれる地域コミュニティの拠点でもございます。そして、子どもたちの笑顔こそがまちの元気そのものです。人口減少社会だからこそ、私は子どもへの投資を惜しんではならないと思っています。むしろ人口減少社会だからこそ、子どもたちに対する投資は最優先されるべきでございます。「子どもがまんなか」、「子どもがどまんなか」とは単なるスローガンではございません。予算の使い方も、施策の優先順位も、まちづくりの考え方も、本当に子どもを中心に据えるという覚悟であると私は考えています。今回、私は公園整備に特化して、この「子どもがまんなか宇土」について言及していますが、是非、子どもたちのためなら宇土市はここまでやるんだぞと、そのぐらいの気概を持って、全国に誇れる「子どもがまんなか宇土」を実現していただくことを強く期待いたします。

続いて３番目、「元気で笑顔の宇土」についてです。食に特化して質問して御答弁をいただきました。私は、健康とは病気にならないことだけでなく、元気に生きることであり、その土台となるものが食であると考えています。その意味で、市長から「食を単なる栄養補給

でなく、体や心の健康を形づくる重要な要素である。」との答弁いただいたことを、大変心強く感じております。しかしながら、現代社会を見ますと、食を取り巻く環境は大きく変化しております。忙しい日常の中で、食の大切さを理解しながらも十分見極めることが難しい。そして、食料自給率の低下、物価高騰、令和の米騒動など、食料をめぐる課題が今もなお深刻さを増しております。だからこそ私は、健康づくりは病院から始まるのではなく、食卓から始まる、そのように考えています。また、子どもたちの体は、食べたものでつくられます。高齢者の健康寿命も食によって大きく左右されます。更には、地域の農業や漁業を守ることも、また市民の健康を守ることにつながります。今度、網田地区で始まるオンライン診療事業がございます。済生会の濵﨑医師も関わっておられるというふうに思いますけれども、濵﨑医師は脳科学研究者でございますけれども、３０代ぐらいからの食生活を見ると、いろいろその方の病気が分かってくるとおっしゃいます。認知症の方も大体３０代、４０代からの食がもう７０代、８０代まで続いて、それで認知症になりやすいということも科学的に証明されているとおっしゃいました。医食同源という言葉がございます。まさに医療と食は一体であり、食こそ最大の予防であるというふうに、いろんな学びから私は考えるようになりました。是非宇土市には、健康寿命日本一、食を大切にするまち宇土を目指すぐらいの気概を持っていただきたい。そして、学校給食、地産地消、農業、漁業、健康づくり、食育をそれぞれ別々に考えるのではなく、食を軸として一体的に進めていく、そのような新しい宇土市の姿を是非目指していただきたいと思います。

次に四つ目、「仕事とにぎわいのある宇土」についてです。漁業・農業の将来像についてお答えいただきました。私は、市長から「農業・漁業を単なる生産活動ではなく、地域全体の活力を支える基幹産業として位置づけられ、学校給食、食育、健康づくり、地産地消を結びつけながら、部局横断的に推進していく。」との答弁をいただいたことを大変心強く感じました。しかしながら、担い手不足も高齢化も待ってはくれません。１０年後では遅いし、５年後でも遅いと私は思います。今、動かなければ間に合いません。私はそのような危機感を持っております。農業政策は経済部になります。給食は教育委員会、健康づくりは健康福祉部、これまで行政はそれぞれが一生懸命取り組みながらも縦割りの中で進められてきた側面がございました。しかし、人口減少社会を迎えた今、もはやそのような時代ではございません。食は一つでございます。命も一つでございます。だからこそ、それら全体を一体で考える。私は、そのような発想の転換こそ、これからの宇土市に必要であると考えております。農業政策とは、単に農家を守る政策ではなく、漁業政策とは、単に漁業者を守る政策ではない。それは、子どもたちの未来を守る政策であり、市民の命を守る政策であり、地域を守る政策です。答弁では「何ができるかという観点から施策を構築する。」との強い言葉もいただきました。であるならば、是非検討するにとどまることなく、教育委員会、健康福祉部、

経済部が一体となり、全国に誇れる宇土市版食と農の総合戦略を是非打ち立てていただきたい。そして、食を大切にするまち、健康をつくるまち宇土、農業・漁業に誇りを持てるまち宇土として、全国に発信してほしいと思います。大きくかじを切っていただくことを強く期待して、次の最後の振り返りにいきます。

最後、「学びと誇りのある宇土」についてです。市長から、「子どもたちにとって育むべき力は何かを追求していく。」という、大変重みのある答弁をいただいたことを強く感じています。しかしながら、「教育は百年の計」と言われています。教育に遠慮はいりません。教育に待ったはございません。子どもたちの成長は一度しかございません。１年遅れれば、その１年は２度と戻ってこないのでございます。私は、学力向上も大切でございますが、それ以上に人を思いやる心、挑戦する心、ふるさとを愛する心、そして自分は必要とされている、自分は大切にされていると思えることこそが、教育の原点であると考えています。その意味で、「不登校や教室に入りづらさを感じる子どもたちに対して、学校に来ることだけを目的とするのではなく、安心できる居場所や多様な学びの機会を確保していく。」という市長の答弁には、大いに共感するところでございます。しかしながら、その不登校の子どもたちも待ってはくれません、教室に入りたくても入れない子どもたちも待ってはくれません。検討する、研究する、だけでは、子どもたちは救えません。今この瞬間にも、悩み、苦しみ、孤独を抱えている子どもたちがいるのであります。だからこそ、まず動く、できることから始める、走りながら修正する、その覚悟を持っていただきたい。また、学校給食についても同様です。給食は単なる昼食ではありません。食育でございます。健康づくりでございます。命を育む教育そのものでございます。だからこそ、老朽化した給食センターの問題についても、そのうち考えるのではなく、将来を見据えた大きな決断が必要な時期に来ているのではないかなというふうに思います。私は、教育とは点数を上げることでも、知識を増やすことでもなく、子どもたち一人一人の可能性を信じることであると思います。まちの未来とは、道路でもなく、建物でもなく、人でございます。教育です。子どもたちです。だからこそ、宇土市には子どもたちのためなら日本一と言われるくらいの気概を持ってほしい。私は、人口減少社会において、最後に地域を支えるのは人であり、人を育てるのは教育であり、教育こそ最大の未来への投資であると確信しています。是非、理念から実践へ、思いから行動、誰一人取り残さない教育の実現をしてほしい。そのような強い覚悟を持って、大きく前へ踏み出していただくことを心から期待いたします。

それと、市長マニフェストでは、義務教育の検討についても言及がございました。私の地元、網田地区のことに言及すれば、今現在、網田地区の小学生は小規模特認校制度を活用して来られている子どもたちも含めて七十四、五名おりますが、来年度の入学予定者が今２人となっていて、そのうち１人が引っ越しを検討しているという状況です。ですので、残り１

人のその小学校１年生の予定者がどうされるかはまだ分かりませんけれども、そのような状況を抱えている最中でございます。では、０歳から５歳の６学年でどれぐらいの人数が網田にいるのかといいますと、現在３４名。大体網田の子たちは。

○議長（野口修一君）　今中議員、代表質問は一括質問、一括答弁ですので、あと余り長くならないように。

○７番（今中真之助君）　ありがとうございます。一応、議運のほうで質問になかったことも入れたいという話をさせていただきまして、最後に言えばいいんじゃないかという御理解いただいておりますので、それを言及させていただいております。

そのような状況を考えています。網田で今そうやって起こっていることは、網津、緑川でも起きることだというふうに思われますので、是非地域と相談しながら協議も進めてほしいというふうに思います。

最後に、総括として申し上げます。今回、市長におかれましては、１６年ぶりに市政のかじ取りを担われ、初めての施政方針を示されました。私は大変大きな期待を持って、施政方針を拝見いたしました。しかしながら、率直に申し上げて期待はずれでした。どきどき、わくわくしなかった。もう少し大きな宇土市の未来像を語ってほしかった。防災、子ども、健康、農業、教育それぞれの施策については述べられておりましたが、それらを貫く大きな理念や、これから宇土市をどのようなまちにしていくのかというグランドデザインについて十分に伝わってこなかったことは、率直に申し上げておきます。また、今回の施政方針の中で、私は、特に観光と財政についての言及がほとんどなかったことを大変残念に感じています。宇土市は従来、観光が弱いと言われておりました。しかし近年ＳＮＳ等の力によって、御輿来海岸や長部田海床路そしてジンベエ像、直近では住吉自然公園のアジサイ、更には今後研究が深められていく轟貝塚、大太鼓収蔵館をはじめとする太鼓文化、宇土市が持つ地域資源のポテンシャルの高さが全国に知られ始めております。しかも今年は、ＪＲデスティネーションキャンペーンという絶好の機会でもございます。魅力あるスポットはあるけど、お金が落ちる仕組みがありません。経済の観点があってこそ観光だというふうに思います。今こそ攻めの観光戦略を打ち出すべきときではないでしょうか。本日、中口議員の一般質問でも観光面を取り上げられておりますので、そこに期待したいと思います。また、財政についてでございます。私は、本市の財政状況に強い危機感を持っております。だからこそ、削る議論だけではなく、どう稼ぐのか、どう税収を増やしていくのか、どうふるさと納税を企業版も含めて活用するのか、戦略的に行っていくのか、どう地域経済を活性化していくのか、そのような攻めの財政について、もっと力強いメッセージが欲しかったというのが率直な思いです。全国を見渡せば、危機感を持った自治体が、この十数年知恵を絞って工夫を重ねて、新たな取組に挑戦することで再生を果たしてきました。宇土市もまたその挑戦を始めなければ

なりません。少し遅い感もありますが、まだまだ大丈夫だというふうに私は思います。先日公表された国勢調査では、宇土市の人口は３万４，５２６人、ついに３万５千人を切りました。一方、合併協議が破綻した隣接する旧富合町は１万１千人。この２０年で宇土市は４千人減り、富合町は３千人増えた。この現実を私たちは重く受け止めなければなりません。危機感を持たなければならないのは執行部だけではございません、我々議会もです。そして議員一人一人もです。宇土市全体が当事者意識を持たなければならないと思っています。私は人口減少時代において、今までどおりこそが最大のリスクであると考えています。変わらなければならない、挑戦しなければならない、走りながら修正しなければならない、そのような時代に既に入っています。そして、いろいろと厳しいことを申し上げてまいりましたが、私は悲観しているわけではございません。むしろ逆です。今回の施政方針は、まだまだ描かれていない部分が多い。だからこそ、市民の声で埋めることができる。議会の提案で深めることができる。そして、市長と職員、議会、市民が力を合わせることで、さらに大きく育てていくことができる。私は、そのような大きな可能性も感じております。激動の時代だからこそ、文明転換期だからこそ、地方から日本を立て直す。そして海外から新しい時代を切り開く。まずは始めましょう、動きながら考えましょう、問題があれば修正していきましょう。市長は、「職員の意識を変えていく。」とおっしゃいました。皆さん、意識を変えていきましょう。誰が変わるのか、あなたが変わりましょう、私が変わりましょう、今日から変えていきましょう。職員だけでいいんですか、いやいや、議員も変わりましょう、議会も変わりましょう。我々が変われば、市民も変わります。付いてきてくれるはずです。そのような気概を持って、市長を先頭に市民、職員、そして私たち議会も力を合わせながら、次代に誇れる宇土市を築いていくことを心から期待申し上げ、大変振り返りが長くなりましたが、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１１時５分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時５３分休憩

午前１１時０５分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

８番、西田和徳君

○８番（西田和徳君）　改めまして、宇土市政研の西田でございます。今回、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回は、西部地区の未来を見据えた総合的な展望

について、その中で、長部田海床路・住吉海岸公園の利活用について、近年の温暖化による漁獲量減少に対する陸上養殖の推進の考えについて、西部地域における人口増加に向けての取組について、３点を質問させていただきます。以後は質問席により行いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○８番（西田和徳君）　改めまして、光井市長、御当選おめでとうございます。御就任おめでとうございます。先ほども今中議員からもありましたけど、市の執行部と議会も切磋琢磨しながらですね、宇土市の発展のために、そしてまた、私は市西部地区代表なものですから、西部地区が宇土市の第二のまちになるぐらいの気合を入れて質問をしますので、よろしくお願いします。

それでは、最初の質問、長部田海床路・住吉海岸公園の利活用について。近年、本市の主な観光地である長部田海床路、住吉海岸公園は、観光振興の地域経済の発展に重要な要素となっていると思います。これらのスポットを通じ、更なる観光客の誘致、また地域の活性化を図るためにはどのような具体的な取組を考えておられるか伺います。また、具体的な取組の一環として、新たな店舗などの選択肢についてもどのようなお考えがあるか、具体的なプランや実施可能性についてお聞かせください。光井市長、よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

初めに、長部田海床路、住吉海岸公園のこれまでの経緯といいますか、流れを整理させていただきます。

まず、長部田海床路につきましては、昭和５４年に建設された全長７００メートルのコンクリート舗装による漁業用道路であり、有明海特有の大きな干満差を活用した施設となります。満潮時には道路が海中に沈む特異な光景は、「海の中に続く道」として全国的にも注目を集めており、多くの観光客を引き寄せる重要な地域資源となっております。この資源を最大限に活用するため、ＳＮＳやデジタルメディアを活用したフォトコンテストの実施など、プロモーション活動を積極的に展開することにより、観光地としての認知度向上に努めているところであります。

次に、住吉海岸公園につきましては、平成１２年度に駐車場・東屋・トイレ・ベンチ・植栽等を備えた公園として整備をされており、令和４年度にジンベエ像が設置されたことに伴い、令和５年度から令和６年度にかけて駐車場の拡張整備等を実施しております。この整備により、大型バスも駐車可能な駐車場としたことで、団体観光客の受入体制が大幅に充実してまいりました。また、令和５年度には民間直売所の「ＭＯＢＡ」がオープンしており、観光資源としての魅力が年々高まっているというふうに感じております。さらに、令和７年度

からはキッチンカーの受入れを可能としたことで、土日・祝日を中心にキッチンカーが出店されており、観光客への飲食サービスの充実と公園内での滞在時間の延長が図られております。令和７年度における本公園への来訪者数は約２３万人というふうになっており、観光客の増加が地域経済の活性化に着実に貢献しているところです。

次に、新たな店舗等の建設につきましては、現在、海苔共同乾燥施設２棟目に隣接する箇所に、住吉漁業協同組合と株式会社伊藤海苔機械との共同により、海苔や地元産品を取り扱う直売店の建設が進められております。また、本公園東側砂利部への店舗等の箱ものの建設につきましては、令和７年９月市議会定例会での市長答弁にもありましたとおり、現在、漁業用地として住吉漁業協同組合が利用される箇所というふうになっております。今後、本箇所が漁業用として利用されない場合、新たな店舗等の建設の可能性も生まれます。本市といたしましては、その際に速やかに取組を進められるよう、住吉漁業協同組合をはじめとする関係機関との協議・連携を継続しながら、建設に向けた具体的な検討を積極的に推進してまいりたいと考えております。

引き続き、国内外からの観光客が、増加傾向にある現状を踏まえ、公園に必要な施設整備に加え、新たな取組も模索しながら、更なる水産振興及び観光振興、そして西部地区の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○８番（西田和徳君）　温かい答弁ありがとうございました。長部田海床路、住吉海岸公園整備につきましては大変御尽力いただいて、お客様の数が非常に増えていると。私も日曜日にちょっと朝から行ってみました。９時ちょっと過ぎぐらいだったですが、もう１５０人ぐらい来られて、ちょうど潮が引いていたものですから、海床路をどんどん歩いて中に入って行かれるという光景を見てまいりました。大体もう週末は、１千人規模の観光客が訪れられているということで、今はＭＯＢＡさんもできて、おかげでキッチンカーも出店することができて、非常にまたにぎわいも生まれております。自分も気づいたのが、キッチンカーの場所が点々とあるんですよね、３か所。これはやはりＭＯＢＡさんの横がどうしてもジンベエ像を見に来ているものだから、ジンベエ像の通りにお客さんが来るんですよ。だからそこの通りのキッチンカーは結構お客さんがいるという。また、飛んでいるものですから、そっちのキッチンカーに何があるかというのを見てもらえればいいのですけど、そういうのはちょっとないかなと。車を向こうに停めている人は向こうに行けるから見に行くかもしれません。だから、よければ３店並べてお店を出すというふうにすれば、またお客さんも、３店とも何だろうかという思いで見ていただいて、売上げにも貢献できるんじゃないかなというふうに思います。その辺はまた検討していただければというふうに思います。先ほど答弁の中でも、

住吉漁協と伊藤海苔機械さんによる直売店の建設が今進んでおります。ここでどれだけ海苔やそこの地産地消、農業のほうはちょっと置けないかも分かりませんけど、漁協と共同ということでございましたので、どのあたりまで品物が置けるかということをちょっと漁協のほうにも確認しましたら、まだちょっとそこまでは把握できてないということでございましたので、海苔や貝類は置けるんじゃなかろうかというふうに思います。先ほど私が言った砂利部のところですよね。砂利部のところは、今、海苔の作業で使っている方もいらっしゃいますけど、あそこぐらいの土地だったら、どこかすぐ代替地ができるんじゃないかと。代替地をつくっていただいて、できればそこに建物をということで、前回も一般質問させていただいて、前市長の元松市長からは、漁協がしてもらえるんだったら建てましょうというような御意見をいただいていたので。何をしたいかというとですね、やはりあそこで漁業、農業、西部地区は農業もありますので、先ほど市長も言われていたと思いますけど試食販売を、ＭＯＢＡさんも試食販売を、ちょっと取って食べられるそういうところがあれば、やはり食べれば買う、そういう試食販売、漁業の方たちは料理もできますから、そのあたりでちょっとしたものが出せるようになれば、今の漁業は、今年はアサリ貝が非常によく採れたんですよ。でも２か月ぐらいは非常に単価は良かったんですが、この１か月はもう半値になっています。全然売れないというような状況が見受けられます。これはまた２番目の質問で言いますけど、その地産地消のものが売れるような建物ができれば、宇土の商店街の皆さんでも、ちょっと土日は売りに行ってみようかとか、そういう方たちがいらっしゃれば、非常に活性化できるんじゃなかろうかと。私はあそこを造れば、地域経済の活性化に大きく寄与するものと確信しております。将来的にその建物ができれば、市としても速やかに具体的な検討、そしてまた積極的に進めていただければ、漁協のほうも何とか対応していくんじゃなかろうかというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。単なる箱ものだけでなくてですね、そんな建物の横にちょっと併設して、足洗い場やシャワールームなどを作っていただければ、観光潮干狩り、今、網田地区がやられておりますが、潮干狩りもやったらどうかなと。今、住吉の理事会のほうでも、ちょっと一旦１人の理事が潮干狩りをということで話が出たんですが、まずはあそこが３漁協の土地であると、そしてまた、階段のほうに行けば、網田、住吉の協会がありますけれども、そこは網田地区が宇土市でありますから、話をすればお互いで潮干狩りという部分もやっていければ、非常にこうにぎわいを増すんじゃなかろうかというふうに思いますので、そのあたりも検討しながらゆくゆくはそういった感じになれば、また観光も増えるんじゃないだろうかというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。また、水産振興及び観光振興、西部地区の活性化という意味でも、今回の直売所の新設は契機になり、東側の現在の漁業者が利用するところの代替地があれば、またそしてそのエリアに新しい建物が建てられれば、将来的には非常に活性化になると思いますので、

ちょっとスピード感を持って交渉に当たっていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。近年、温暖化による漁獲量の減少に対する陸上養殖の推進と考えについて。漁業者を取り巻く情勢は厳しく、漁業環境の悪化等によって生産資源の減少、また世界情勢の緊迫に伴う燃油や資材の高騰などが続いており、ここ数年、漁業の情勢が深刻な問題となっております。今年は海苔についても非常に枚数は例年並み、去年並みに取れているんですけど、単価が非常に落ちてしまい、去年の売上げの半分以下になったんじゃなかろうかというふうに思います。アサリ貝については、非常に昨年よりも採れたという状況でございます。最近は温暖化の影響で、アサリ貝、海苔、海産物など漁獲量が減少しているのが本当に課題になっております。それを打開するためには、今結構どこでも考えて手を出していっている陸上養殖を一つの解決策と考えておりますが、陸上養殖の導入推進に関する市の考えは、どのような施策や支援があるか。私も有志議員の中で、東京のほうに勉強会をしていただいて、松村先生の計らいでですね。そのときに水産省の方にお聞きしたんですが、アサリ貝の養殖は試験的な養殖でも補助金は出せるよということで、今成功している事例は、まだ、そうはないというお話でした。しかし、予算的なもの、その補助的なものは市のほうと国のほうでできるものがありますので、是非問い合わせてくれということで聞いておりますので、それを踏まえてですね、光井市長の答弁をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

本市の漁業を取り巻く現状についてお答えいたします。先ほど西田議員のほうからも御紹介がありましたけれども、アサリ採貝業におきましては、近年の海水温上昇によりアサリの生育が阻害され、有明海における漁獲量は長期的な減少傾向にあります。干潟環境の変化や生態系の変動も相まって、資源の回復が容易でない状況となっており、漁業者の経営に大きな打撃を与えているところです。

海苔養殖業におきましても、海水温の上昇により生育に適した水温が確保できる期間が年々短縮され、漁期の圧縮や収穫量の減少・品質低下が生じるなど、漁業者の経営に深刻な影響を与えているところです。こうした状況は今後も継続・悪化することが懸念をされており、新たな生産手法の検討が急務となります。

議員御質問の陸上養殖につきましては、水温・水質などの環境を人工的に制御できることから、海水温上昇や赤潮の影響を受けにくく、安定した生産が期待できる有望な手法でもあります。全国的にも先進的な取組事例が増えてきておりまして、本市としてもその動向を注視しているところであります。一方で、初期投資やランニングコストの高さ、設備トラブル時のリスクなど、経営上の課題も大きいような状況であります。特にアサリの陸上養殖につ

きましては、飼育コストと生産規模の確保が課題であり、収益性の見通しを立てることが難しい段階にあることも事実であります。

先日、担当の部署が八代市にあるサーモンの陸上養殖施設を視察したところであり、こうした先進事例の調査も踏まえながら、今後も最新の技術情報や全国の先進事例の収集・分析を進めるとともに、漁業者及び関係団体との意見交換も積極的に行っていきたいと思っています。また、陸上養殖の導入を検討する事業者への支援体制の整備についても、先ほど御案内のとおり、国の補助制度等を活用しながら検討を進めているところであります。

アサリ採貝業・海苔養殖業の持続的な発展に向け、陸上養殖を含む多種多様な生産手法の可能性を幅広く検討しながら、地域水産業の振興に向けた取組を積極的に支援してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○８番（西田和徳君）　ありがとうございます。市長からも水温、水質の人工制御、そして気温の変動、赤潮の影響を受けにくい陸上養殖の有望な手法であるという前向きな認識をいただきました。現在、国内の陸上養殖は、ヒラメ、サーモン、また、マダイやサバといった魚類がほとんどだというふうに思います。貝類は非常に難しいのかなと。貝類に対しては、カキとかはやられているところがありますので、カキとかもできるんじゃなかろうかというふうに思います。安定的な供給体制を築く新しいビジネスモデルとしても多くの企業が参入し、活況に呈しております。自然原因に左右されない強みも、また今後の気温、気象によっても打撃を受けない可能性が懸念され、また、海苔の養殖をはじめ、本市の水産業の未来を守る現状を打破するための強力な選択肢となり得ると思います。特に現場は深刻な状態で、現在、採貝業に携わる方々が、月に二潮で丸々いけて１２日間、今、採貝をすることができる状況です。非常に月の日数が少ない、仕事ができないという状況があります。自然相手の漁業ゆえ、こうした制限や安定さを欠き、年間を通じた安定して働ける陸上養殖の仕事をつくることができれば、漁業者の収入も増え、これからの水産の仕事でしっかりとした暮らしができるというふうに思います。答弁にもありましたように、初期投資やコストという経営上の問題を乗り越え、この仕組みを形とするものには、一つの漁協だけでリスクを抱え込むのではなく、行政による強力な指導と地域一環となった取組が不可欠です。そこで本市としても、単なる全国の事例を分析するにとどまらず、前回、網田漁協と住吉漁協と水産会議がございました。そこで、ちょっと養殖の話をしましたところ、網田の理事さんも是非私たちも一緒に陸上養殖の話が聞ければということでございましたので、今度、先進地や、先ほど八代に視察に行かれたということで、できれば私たちも一緒に同行させていただいて、向こうの意見や、また私たちの疑問点、いろいろそういうのも相談しながら、現場の漁業者が実際に目

で見て、新たな可能性を実感できる機会があれば、多様な生産手法の検討や支援体制の整備における確実な一歩となるというふうに思います。網田漁協の方たちも、アサリ貝を採る方たちがもう１０人いないんじゃないかなというふうに思います。もうアサリ貝では食っていけないという話をいつも会うたびに聞きます。何とかその陸上養殖が共に宇土市でできれば、漁業の活性化にもなるというふうに思います。そして今やられているサーモンとヒラメは、非常に成果が出ていると私も聞いておりますので、二種類でもその視察に行ければというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。水産業もそういう漁業に携われば、将来が安心して働け、また暮らしと環境を守ることにより、新たな熊本のブランドの創出へつなげられるというふうに思います。市内の各漁協と網田漁協と連携して、またスピード感を持って視察等々も施策を展開していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。西部地域における人口増加に向けての取組について。西部地域においては、定住移住促進補助金の創設といった施策をしていただいておりますが、移住者の増加はしたものの、人口減少の歯止めには至っていないというふうに私も思います。そこで、前回も質問いたしましたが、できれば緑川、網津、網田の間にスーパーができないかと。今、ほとんどもう西部地区が高齢化になって、車の運転免許を自主返納したという方もたくさんいらっしゃいます。その中でも何が一番欲しいかといったら、やはり買い物に行くのが宇土まで出なきゃいけない、何か一つなくても宇土まで出なきゃいけない、非常に便利が悪いというふうに皆さんおっしゃいますので、今回は何とかスーパーマーケットが一つ、利便性の高いまちへ行かずに、西部地区で買い物ができないかというふうなことをおっしゃいますので、どうか西部地区へスーパーマーケットができるかどうかというのを、前回もお聞きしましたが、商業圏の人口に満たないというふうな回答がございましたが、今度新しい光井市長になられて、その熱い思いをお聞きしたいなと思って質問をいたしました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

西部地区は豊かな自然環境と観光資源を有し、本市の重要な魅力の一つであります。一方で、人口減少や少子高齢化の影響により、地域コミュニティの維持や人材確保といった課題が顕在化していることも認識いたしております。

特に西部地区においては、コンビニエンスストアは点在するものの、日常生活に欠かせないスーパーマーケットがないことが住民の生活利便性を低下させて、結果として人口減少の一因というふうになっていることから、これまでも商業施設等の誘致に向けて動いてはまいりました。ただ、実績にはつながっておらず、商圏人口の不足などの課題により、具体的な

スーパーマーケットの出店には至っていないところです。

このような状況を受け、近年は、西部地区への定住・移住施策を重点的に推進し、特に、令和６年４月から定住移住促進補助金の創設、西部地区の空き家物件の取得費や改修費用補助金の拡充、新規に創業を行う中小企業者に創業・開業資金の一部を補助、奨学金返還や新規就農者への支援といった多岐にわたる施策を展開してきたところであります。

これらの施策により、移住者の増加や地域の活性化など、着実に成果が表れてきているというふうに感じてきているところなんですけれども、人口減少に歯止めをかけるまではつながっていないという状況です。

人口減少は本市の喫緊の課題であり、最重要事項の一つというふうに認識をしております。その解決の糸口は、地域の声を真摯に学び、現場の実情を的確に把握する姿勢にあるというふうに考えます。私自身を含め、市職員が住民の皆様の御意見に誠実に耳を傾け、現場と対話をすることの重要性を改めて認識するとともに、積極的に地域へ赴き、課題を共有しながら解決策を模索するプロセスを重視してまいります。

また、国のふるさと住民登録制度の活用を検討いたしておりまして、西部地区の特有の観光資源や地域産業の魅力を広く発信することで、関係人口の創出や担い手の確保を推進し、地域交流の促進を図ってまいります。

さらに、今後予定しておりますまちづくり座談会の機会を通じて、率直な御意見やアイデアを伺い、施策に反映させたい、つなげていきたいというふうに考えております。

加えて、先に述べました西部地区への商業施設等の進出を決して諦めたわけではありません。引き続き、私自身動いて、トップセールス的な活動を行うなど、その実現に向けて誘致活動は取り組んでまいります。

住民一人一人が幸せを実感できる持続可能な西部地区を創造するために、住み続けたい、住んでよかったと感じていただけるようなまちづくりを目指してまいります。

以上であります。

○議長（野口修一君）　西田和徳君

○８番（西田和徳君）　ありがとうございました。定住移住促進補助金の創設といった施策をして移住者の増加はしたものの、減少傾向は続いております。先ほども言いましたように、商業圏の人口の壁があり、民間スーパーの誘致は一筋縄ではいかないというふうに認識はしておりますが、先ほど市長から自ら交渉の席に挑まれるという強いお言葉をいただき、大変心強く、そして今後の取組についても大きな期待が膨らむものであります。西部地域の人口減少に歯止めをかける定住・移住に更なる加速をするためには、生活インフラの充実は欠かせません。地域には駅があり、学校があり、病院があり、そして誰もが利用するスーパーマーケットだけがないと。そういったことで、スーパーマーケットができれば、そうした生活

の利便性がしっかり確保されたまちづくりができて、人が集まる暮らし、次の世代へつながる人口増加、好循環が生まれるのではないか。現在、西部地域の住民の高齢化が非常に進んでいます。買い物難民の問題も深刻な問題であります。先ほど市長が言われたように、座談会等でいろんな話をするということをお聞きしました。非常に重要で、いろんな問題が出るとは思いますが、やはりうちあたりの問題は買い物と、これが一番だというふうに思います。全ての住民の生活にインフラの充実のため、一年でも早く固定した店舗として、またスーパーマーケット誘致の吉報が届くのを心から願って、市長そしてまた執行部の皆様の精力的な取組に必ず達成できるとお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後１時から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１１時３９分休憩

午後　１時００分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１２番、樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　皆さんこんにちは、樫﨑でございます。本日は一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。今回は３項目質問させていただきます。それでは質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　それでは、早速質問させていただきたいと思います。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備について伺います。まず、医療ＭａａＳ及びオンライン医療相談の導入について伺います。高齢化が進む中、通院が困難な高齢者や自家用車を持たない高齢者が年々増加しております。特に中山間地域、公共交通が不便な地域では、病院に行きたくても行けない、家族に頼らなければ通院できないといった声も多く聞かれております。また、今後さらに高齢化が進む中で、地域医療体制をどのように維持していくかは、本市にとっても重要な課題であると考えます。そのような中で、市長の公約にも掲げられている医療ＭａａＳ及びオンライン医療相談は、移動支援と医療を組み合わせた新たな取組と期待されているわけです。そこで、本市における現在の検討状況、導入に向けた課題、実証実験の内容、今後のスケジュールについて伺います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、加藤敬一郎君

○健康福祉部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

初めに、医療ＭａａＳ及びオンライン医療相談について御説明いたします。

医療ＭａａＳとは、モビリティ（交通）サービスを医療分野と統合し、患者や医療従事者の移動の利便性を最大化する新しいサービス形態で、患者の自宅近くや過疎地域まで医療を届ける仕組みのことを指します。オンライン医療相談とは、患者がスマートフォンやパソコンを使用して、医師や医療専門家と対話やチャット問診で症状を伝えて、健康に関するアドバイスを口頭又はコメントとして受ける仕組みのことを指します。

次に、宇土市における医療ＭａａＳとオンライン医療相談の現状・課題について御説明いたします。

医療ＭａａＳにつきましては、令和７年１月から宇土地区医師会と情報交換を行い、事業者による勉強会にも複数回参加しており、令和７年度からスタートした本市と宇土地区医師会による宇土市地域医療体制構築検討会でも、医療ＭａａＳを含めた持続可能な医療提供体制の確保について検討を重ねております。

患者や医療従事者の移動負担が軽減し、地域医療サービスの拡充や医療格差の解消に寄与するというメリットがある一方で、導入時に車体購入やインフラ整備といった費用が必要になることと、持続可能な運営をするためには継続的なコストが必要であること等の課題が存在します。

５年後、１０年後を見据えた医療体制を充実させるためには、できることから取り組み、動きながら課題を修正していくことも必要ですので、まずは、先行してオンライン診療が可能な拠点施設での医療提供の実証実験に取り組んでいるところです。令和７年度は西部老人福祉センターで実証実験を２回行い、今年度、場所は変わりますが、網田コミュニティセンターしとらすにて実証実験を行う予定としております。

最後に、オンライン医療相談につきましては、情報収集の段階であり、今から検討の準備を始めてまいります。現在は、医療に関する相談については、県が実施している相談窓口を市ホームページで周知しているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁では、宇土市として医療ＭａａＳ、オンライン医療相談について、医師会との協議や実証実験など、少しずつ前に進めようとしている姿勢は感じることができました。特に、高齢化が進む中で、通院が困難な高齢者や免許返納後に移動手段を失う高齢者が増えてきております。この現状を考えると、医療と移動を組み合わせた新たな取組は、今後ますます必要になっていくかと感じております。また、地域によっては公共交通が不便であり、病院に行きたくても行けない、家族に頼らなけ

れば通院できないという声も実際聞いております。そうした中で、オンライン医療相談や医療ＭａａＳは、地域医療を守るための一つの大きな可能性を持っていると考えます。一方で、導入には車両整備や通信環境、継続的な運営費など多くの課題があることも理解できました。しかし、５年、１０年を見据えた上、今から取り組まなければ、地域医療を維持していくことがさらに困難になる可能性があります。だからこそ、まず、実証実験を積み重ねながら、実際に高齢者が利用しやすい仕組みの中、地域に合った形の中、丁寧に検証していただきたい。特に高齢者の中にはスマートフォンの操作に不安を感じる方も多いため、単にデジタル化を進めるだけではなく、誰一人取り残さないというような視点を持って進めることが大切であるかと思います。今後は交通政策、福祉政策、地域医療の連携をさせながら、住み慣れた地域で安心して医療を受け続けられる環境整備につなげていくことを期待しております。

それでは、次の質問に入ります。高齢化が進む中、運転免許証を自主返納した後、移動手段に不安を抱える高齢者が増えております。また、公共交通や不便な地域で、買い物や通院、金融関係への移動など、日常生活そのものに支障を感じているとの声も多く聞かれております。特に、家族の送迎に頼らなければ外出できない高齢者や、外出機会の減少によって地域とのつながりが希薄になっている方もおられ、移動手段の確保に単なる交通問題ではなく、高齢者の健康維持や介護予防、孤立防止にも直結する重要な問題であるかと考えております。そのような中、本市におけるコミュニティ交通の現状と利用状況、現在抱えている課題、今後の見通しについて伺いたい。また、地域の事情に応じた新たな交通手段の導入や、より利用しやすい交通体系への見直しについての考えを伺いたいと思います。企画財政部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

高齢者が住み慣れた地域で、将来にわたり安心して暮らし続けられる環境を整えていくことは、本市の最重要課題の一つと認識しております。特に、加齢に伴い運転免許証の自主返納を検討される方や、移動手段に不安を抱える高齢者の方々にとって、外出の自由を確保することは、社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るためにも不可欠な要素です。

先ほど、今中議員の代表質問で市長から答弁がありましたように、現在、本市では、コミュニティバス、ミニバス、予約型乗合タクシーなど、複数の形態を活用しながら地域公共交通を運行しておりますが、移動手段の確保には、単に交通手段を提供するだけでなく、その目的地となる施設や、日常的な買い物・通院ニーズを把握した上で運行することが重要です。そのため、高齢者支援課をはじめ、高齢者支援団体や交通事業者等の関係者と連携し、市民の声を聴くことで、地域ごとの課題を把握してまいります。その上で、ライドシェアなど現在本市では導入していない交通形態を含めた多様な選択肢を追求しながら、それぞれの地域

の生活圏に見合った持続可能な移動の構築に向けた動きを加速させてまいります。

移動手段の確保は、単なる移動の権利を守るだけでなく、高齢者が地域社会とのつながりを維持し、心豊かに過ごせる孤立させない地域づくりそのものであると認識しております。高齢者の皆様が自分らしく暮らせるよう、利便性の高い地域公共交通の充実に今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁では、高齢者の移動手段の確保について、本市として重要課題であることの認識が示され、コミュニティバスや予約型乗合タクシー、既存の交通を活用しながら検討を進めているというようなことは理解できました。特に高齢者を孤立させない地域づくりという考え方は非常に重要であり、移動手段の確保、単に移動だけの問題ではなく、買い物に行ける、病院に行ける、地域の人と会えるという生きがいが健康維持にも大きく関わるものだと感じております。一方で、現実に免許返納後に外出機会が減少し、自宅に閉じこもりがちになる高齢者も増えております。また、地域によっては公共交通の本数の利便性に差があり、利用したくても使いづらいという声も聞いております。そのため、今後は単に路線を維持することではなく、高齢者が実際に使いやすい交通になっているのかという視点が非常に重要になるかと考えております。また、答弁の中でライドシェアなど新たな交通携帯についても触れられておりましたが、今後さらに高齢化が進むことを考えると、既存制度だけでは限界も出てくる可能性がある地域ごとの生活圏のニーズを丁寧に把握をしながら、多様な移動手段を柔軟に組み合わせていく必要があるかと思います。今後は、交通政策だけではなく、福祉、医療、地域づくりとも連携しながら、高齢者の住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境整備につないでいただくことを期待し、次の質問に入ります。

近年、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域とのつながりの希薄や孤立化が大きな社会問題となっております。特に、身近に相談ができる家族がいない高齢者や日常生活の中で支援を求めにくい高齢者にとっては、地域の見守り体制がますます重要になってまいります。また、孤独感や閉じこもりは、認知症の進行や健康状態の悪化にもつながる可能性が出てまいります。誰にも気づかれないまま孤立してしまうことを防ぐ取組が必要であると考えております。現在、民生委員や地域包括支援センターをはじめ、地域の見守り活動が行われている一方で、担い手不足や高齢化などの課題もあると感じております。そこで、本市における現在の見守り体制の状況と課題、また地域や民間企業との連携を含めた今後の強化策について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、加藤敬一郎君

○健康福祉部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

本市の独居高齢者等の状況として、独居高齢者（６５歳以上一人世帯）が令和元年度１６．９％から令和７年度１９．７％へ、高齢者のみ世帯が令和元年度３０．１％から令和７年度３３．５％へと増加しており、独居高齢者をはじめとする高齢者の見守り支援が不可欠であると認識しております。

現在、独居高齢者等の見守りとして、地域の民生委員等による定期的な巡回、婦人会・シニアクラブ等の地域活動を通じた住民同士の交流等があります。

また、地域包括支援センターが地域の高齢者の相談窓口としての機能を果たしており、日々の訪問活動を通じて、医療・介護・福祉サービス等、適切な支援や見守り等を行っております。

さらに、近隣住民や郵便局の配達員、電気・ガス事業者等からも、独居高齢者等の対応で、気になる点があれば、市や地域包括支援センター等へ相談を行ってもらえる事例も増えており、関係機関との連携を図りながら孤立防止や安否確認の取組を進めています。

今後は、これら行政や民間等による見守り体制等を基盤に、地域住民との連携を強化し、見守り体制の拡充に向けて、まずは、関係機関と連携してニーズを把握し、独居高齢者の巡回や民生委員等とのパイプ役となる地域おこし協力隊の募集を行う予定としており、高齢者が孤立することなく地域とともに暮らせる体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　今回の答弁では、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、市として見守り支援を重要課題として認識されていることが理解できました。また、民生委員や地域包括支援センターだけではなく、地域住民、民間事業者とも連携しながら見守りを行っていくことは、大変重要な取組だと感じております。一方で、地域のつながりの希薄化や担い手不足など、今後さらに課題は大きくなると考えます。そのため、行政だけではなく、地域全体で支え合う体制づくりが必要であります。私自身も介護福祉の現場に関わる中、高齢者の孤立や不安を身近に感じております。だからこそ協力できることがあれば、積極的に関わっていきたいと考えております。今後も高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていただくことを期待して、この質問を終わります。

続きまして、地域包括ケアシステムの充実について質問させていただきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療・介護・予防・生活支援などが連携した地域包括ケアシステムの充実が重要であると考えております。特に、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、介護が必要になっても、地域で支え合いながら生活を続けられる環境づくりが求められております。また、介護予防や認知症対策、地域とのつながりづくりな

ど、早い段階からの支援も重要になると感じております。そこで、本市における現在の取組状況と課題、また今後どのような地域包括ケアシステムの充実を図っていくのか、その方向性について伺いたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、加藤敬一郎君

○健康福祉部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みです。

本市では、「住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち『うと』」を基本理念に掲げて、高齢者が、安心して暮らせる、自分らしく暮らせる、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを目標に、認知症になっても安心して暮らせる体制の構築や介護予防・健康づくり施策の充実・推進、保険事業と介護予防事業の一体的実施の推進などに取り組んでいます。

具体的な取組としましては、認知症サポーター養成やフォーラム開催による認知症の普及・啓発、虐待防止への連携した取組や通いの場（ふれあいクラブ）を通じた介護予防等を実施しております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として行っている健康診査事業、歯科口腔健康診査事業、フレイル予防事業により、高齢者の特性に応じたきめ細かい保健事業を効果的かつ効率的に実施することで、生涯にわたる健康の保持増進や生活の質の維持及び向上が期待されます。

今後も、高齢者が安心して暮らせる地域環境の整備を目指し、社会的課題や高齢者を取り巻く状況に注視しながら、令和８年度に策定する第１０期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を通じて、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けて、地域包括ケアシステムの充実に取り組まれていることは理解できました。また、認知症対策や介護予防、健康づくりなどに取り組まれていることも、高齢化が進む中で大変重要であると感じております。一方で、今後さらに独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、地域で支え合う体制づくりはますます重要になると考えております。先ほど言いましたが、私自身も介護福祉の現場で関わる中、高齢者やその家族が不安を抱えている場面を本当に数多く見てまいりました。だからこそ、行政だけではなく、地域や関係機関が連携しながら支えていくことが必要であるかと感じております。今後も高

齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を進めていくことを期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、この件に関して最後の質問でございます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりは、本市にとって今後ますます重要になると考えております。特に独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加、移動手段の確保、見守り体制、介護予防など、多くの課題が複雑に関係しており、地域全体を支え合う体制づくりが必要であるかと思うわけでございます。また、高齢者が地域とつながりながら生きがいを感じ、暮らし続けられている環境整備も重要であると感じております。そこで、市長が考える今後の高齢者施策の基本方針、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに向けた具体的な取組について伺いたいと思います。光井市長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

高齢者の皆様は、多年にわたり地域社会の発展に寄与され、今日の宇土市の礎を築いてこられた方々です。その豊かな知恵や経験は本市にとってかけがえのない財産であり、今後の持続可能なまちづくりにおいても欠くことのできない原動力であるというふうに考えております。

市としましては、敬意と感謝を捧げるべき存在である高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりを最重要課題の一つと捉え、全力で取り組む所存でございます。

今後の高齢者施策の推進に当たっては、誰もが安心して暮らし続けられる環境の整備を目指し、その基盤となる地域包括ケアシステムの更なる充実が必要であると認識しております。

また、繰り返しにはなりますけれども、本市における独居高齢者等の見守りとして、地域の民生委員等の巡回活動がその中核を担っており、近年は、民生委員等の担い手不足がより深刻となり、近い将来、高齢者の見守り活動そのものが十分に実施できなくなる可能性も危惧しているところです。

こうした課題への対応として、先ほど健康福祉部長が答弁いたしましたけれども、医療ＭａａＳ、そしてオンライン医療相談の調査・検証に取り組み、地域おこし協力隊を活用した独居高齢者の巡回支援事業を進めてまいります。

さらに、交通利便向上のため、コミュニティバス等の再編や高齢者の健康増進に向けた介護ボランティア、ｅスポーツの普及促進や高齢者サロンの開校など、高齢者が安心して生活できる環境の整備を目指し、行政として必要な支援の在り方を積極的に検討して、高齢者施策を充実させる取組を進めてまいります。

なお、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らし続けられるまちづくり

を実現するためには、先ほど議員がおっしゃられたとおり、地域の団体や関係機関が連携し、それぞれの専門性や地域資源を活かして協力することが重要になります。市といたしましては、シニアクラブ、婦人会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域おこし協力隊、シルバー人材センター、そしてふれあいクラブもそうだと思いますが、それぞれの皆様と手を携え、多様な力を結集して施策を進めてまいります。この各種団体はそれぞれ取組内容は違うところでありますけれども、何のために取り組むのかという視点で考えますと、高齢者の皆様が安心して暮らせるためという点では、全て一緒だと思っています。この軸を起点に連携、連動していく仕組みをつくってまいりたいと考えております。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁では、高齢者を地域の大切な財産と捉えていただき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり、この重要課題として取り組まれる姿勢が示され、大変心強く感じました。また、地域包括ケアシステムの充実に加え、医療ＭａａＳ、見守り支援、コミュニティ交通、介護予防など、多面から高齢者施設を進めていく考えも理解することができました。一方で、今後さらに高齢化が進む中、地域の担い手不足、高齢者の孤立など、課題はますます大きくなっていると感じております。私自身も、高齢者やその家族が不安を抱えている場面を多く見てきております。だからこそ、行政だけでなく地域全体で支え合う仕組みづくりが重要であり、私自身も協力できることがあれば、積極的に関わっていきたいと考えています。実は私も１０１歳の母がおりまして、先々月に介護４になりまして、どうにか私の経験上、在宅でお世話させていただいています。その中でも朝から食事を食べさせて、そしてデイサービスがあるのでデイサービスに連れて行きます。今日は、私は一般質問をやっていますので、ショートステイをうまく利用してショートステイに預けているわけですが、なかなかですね、やはり私も６５になりまして、よく言う老老介護になってくるわけでございまして、介護福祉士として経験を積んでいるからできることかもしれません。ただ、私と同じような状況で老老介護を行っている方も数多くいらっしゃるかもしれません。そういう方々にですね、少しでも高齢者の方と安心して自分らしく暮らし続けられるサポートをですね、そういう宇土市となるように政策を充実していただきたいと期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。全国各地で大雨による浸水被害が頻発に起こり、本市においても豪雨時の内水氾濫や治水被害への不安の声が多く聞かれているわけでございます。特に松原排水機場については、周辺機器の浸水被害の軽減に向けた重要な施設であり、地域住民からも早期完成を望む声も非常に強いわけです。また一方で、排水能力、ここはですね、実は土黒議員からこういうケースもありますよと、地元の方が心配していますよということで聞かれたので、ちょっと質問の内容に入れさせていただいております。排

水能力の向上をすることによって、下流域である緑川・走潟地区などへの影響を不安視する声もあっているという話を聞きました。地域住民への丁寧な説明や情報共有も重要であるかと考えております。そこで現在、整備状況の完成や見通し、また国や県に対する働き掛けの状況について伺いたいと思います。経済部長、よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

モニター及びタブレットの写真を御覧いただきたいと思います。

現在、熊本県が事業主体となり新設工事を進めております松原排水機場の整備状況につきましては、令和７年度までに護岸工事が完了し、建屋の下部工等の工事が進められ、今年度からは建屋の上部工の建築工事に着手しており、ポンプ設備や電気設備等の工事も予定されております。

次に、排水計画について御説明いたします。次のスライド、またモニター及びタブレットを御覧いただきたいと思います。

中央部の赤丸で表示しているところが、新設している松原排水機場になります。排水機場からの強制排水を行うには船場川水門を閉門して運転することとなります。

本事業における排水量につきましては、熊本県が国土交通省と協議を行っております。協議の中で、船場川から浜戸川へ自然排水による計画排水量が毎秒５５トンに対し、強制排水を行う松原排水機場の計画排水量は最大で毎秒３８トンとされており、下流域の浜戸川への影響がないことを国土交通省が了承されております。

また、松原排水機場の稼働開始時期につきましては、令和９年秋頃を予定しており、整備工事を円滑に推進するため、県と市、施工業者において月に１回程度、情報連絡会議を開催し、工事の進捗状況等について適宜情報の共有を行っております。

最後に、国や県に対する働きかけについてお答えいたします。

これまでも県内１６の自治体で構成される熊本県農地防災事業推進協議会を通じて、国に対して予算の確保を要望してまいりました。今後も、排水機場の早期完成に向け、引き続き、予算確保に向けた要望活動を継続して実施してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま経済部長から松原排水機場改修事業の進捗状況や下流域の影響について、答弁をいただきました。市民の浸水被害への不安は年々高まっていると感じております。特に大雨のたびに冠水や内水被害への不安の声を多く耳にしております。このような中、松原排水機場の整備は地域にとって非常に重要な防災・減災対策であるかと考えております。令和９年度稼働開始の予定とのことですが、是非です

ね、一日も遅れることなく、一日も早い完成につないでいただきたいと思っております。一方で、排水能力の向上をすることで、排水先となる緑川下流や走潟地域で水位上昇や浸水リスクを心配する住民の声もあるわけですが、今回、国や県との協議により下流域の影響はないという説明をいただきました。地域の住民が安心できるよう、今後も丁寧な説明や情報共有が重要であると考えております。また、治水対策については、一つの施設だけではなく、地域全体で考えていく視点が必要であります。今後も国・県・市が連携しながら、総合的な防災・減災対策を進めていただきたいと思っております。

それでは次に入ります。河川改修について伺います。河川改修は、市民の命と暮らしを守るために非常に重要な防災・減災対策の一つであると考えております。そのような中、国が管理する緑川、浜戸川、県が管理する潤川、網津川、そして市が管理する船場川や大坪川など、それぞれの河川において改修事業が進められております。そこで、河川改修における優先順位の考え方と各河川の現在の整備状況、また、今後の整備の見通しについて伺います。建設部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　建設部長、渡邉聡君

○建設部長（渡邉　聡君）　御質問にお答えします。

まず、河川改修の優先順位についてですが、これまでに発生した浸水被害の状況や、洪水時に想定される危険性、被害の規模に加え、浸水が生じた場合に影響を受ける公共施設等の重要度、更には改修によって得られる事業効果などを総合的に判断し、その上で、緊急性の高い箇所から計画的に整備を進めているところです。

次に整備状況ですが、本市内には国・県・市が管理する河川があり、それぞれの河川管理者において、河川改修が行われております。

初めに、国が管理する緑川、浜戸川につきましては、高潮対策事業として堤防整備が進められています。令和４年度にＴ．Ｐ．４．５メートルの堤防が完成し、現在、Ｔ．Ｐ．６．０メートルの堤防整備と併せ、伊勢湾台風級の高潮を想定した河川整備計画に定めるＴ．Ｐ．７．０メートルの堤防整備が行われております。

なお、Ｔ．Ｐ．とは、東京湾の平均海面を０メートルとする一般的な標高の基準です。

次に、県が管理する河川につきましては、潤川及び網津川で整備が進められています。潤川では、三拾町で河川バイパス区間の整備が行われており、令和８年度中にバイパス河道への切替え予定となっています。また、網津川では、昨年８月の大雨で越水した最下流部の右岸で、堤防のかさ上げ工事が行われています。

次に、市が管理する船場川、大坪川及びそのほかの河川につきましては、緊急性の高い河川から順次、流下能力を高めるための護岸整備を進めているところです。

船場川では、馬之瀬橋付近を起点とし、松山町のコダマ樹脂横までの区間約２．８キロメ

ートルを整備区間としており、これまでに右岸で約１．１１キロメートル、左岸で約１．０８キロメートルの護岸整備が完了しております。現在は、多目的市民交流施設建設予定地周辺の両岸、約０．１１キロメートルを整備しているところです。

また、大坪川では、船場川の最下流となる合流地点を起点とし、松原町の大坪水門までの約１．１９キロメートルを整備区間としております。築堤は、全区間で完了しており、護岸整備につきましては、右岸で約０．７４キロメートル、左岸で約１．０１キロメートルが完了しております。現在は、松原町の馬之瀬堰付近において河川バイパス整備などを進めているところです。

そのほかの河川として、岩古曽町周辺の曽畑川や、伊無田町周辺の伊無田川などの河川につきましても、計画的に護岸整備を進めているところです。

今後も、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを実現するため、防災・減災対策の一環として河川改修事業を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま建設部長から各河川の整備状況や河川改修の優先順位を答弁をいただきました。近年、豪雨災害の頻発化により市民の皆様の浸水被害への不安は非常に高まっていると感じております。特に昨年８月の大雨などを経験し、また同じような被害が起きるのではないかと不安を抱えておられる住民の声を現場で多く耳にいたします。そのような中で、国・県・市それぞれが河川改修を進めていただくことは、市民の安心につながる非常に重要な取組であると感じております。また、今回の答弁で、浸水被害の状況や危険性、公共施設の影響などを踏まえ、危険性の高い箇所から整備を進めていくとのことでありました。一方で、河川は一つ一つがつながっており、一つの河川整備だけでは十分ではありません。流域全体で治水対策を進めていく視点が非常に重要であると考えております。今後も国・県・市が連携しながら、計画的な河川改修を着実進め、市民が安心して暮らせる防災・減災対策につなげていただきたいと思います。

それでは、急傾斜地崩壊対策及び土砂災害対策について伺います。この急傾斜や山間部に近い地域では、大雨のたびに不安を感じている住民の声が多く寄せられております。その中で、急傾斜地崩壊対策や砂防事業は、市民の命と財産を守る重要な防災・減災対策であると考えております。そこで、市民の急傾斜地崩壊対策及び土砂災害対策整備状況と今後の取組について伺います。建設部長お願いします。

○議長（野口修一君）　建設部長、渡邉聡君

○建設部長（渡邉　聡君）　御質問にお答えします。

急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業につきましては、令和７年１２月定例会での福田議員

の一般質問に対する答弁内容と重複しますが、御了承いただければと存じます。

土砂災害を防ぐための事業といたしましては、崖崩れから人命・人家を守る急傾斜地崩壊対策事業、土石流から人命・人家を守る砂防事業などが、熊本県において実施されています。

まず、急傾斜地崩壊対策事業についてですが、市内で２７９か所指定されている急傾斜地の土砂災害警戒区域のうち、３０か所で整備済み又は一部整備済みとなっています。なお、残りの２４９か所の事業実施には、保全区域内に人家が５戸以上あることや、整備に要する土地の提供及び市に対して事業費の一部負担が必要となってきます。

県においては、整備済みである防護柵の補修など維持管理を継続的に行っていただいているほか、今年度からは、椿原地区の急傾斜地で法面対策の事業が実施される予定となっております。

次に、砂防事業についてですが、県が指定している市内１８河川の砂防指定地において９基の砂防堰堤が整備済みとなっており、現在、網田地区の中登川、宮の前川で整備が進められています。

今後の急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の取組についてですが、熊本県に確認したところ、宇土市からの要望や県の予算等を勘案し、計画的に進めていくということでした。

市といたしましては、土砂災害から市民の生命や財産を守り、住民生活の安全と安心を確保するため、引き続き、熊本県に対し要望してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。今回の答弁では市内２７９か所の急傾斜地の土砂災害警戒区域のうち、３０か所で整備済み又は一部整備済みとのことでありました。また、椿原地区や網田地区で対策が進められていることは、地域住民にとって安心につながる取組であると感じております。一方で、未整備箇所も多く残されており、今後の計画的な整備を進めていくことが必要ではないかと考えております。引き続き、地域住民が安心して暮らせるよう土砂災害対策を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。避難所環境の整備及び機能強化について伺います。近年ですね、当然、豪雨災害や台風そして地震、自然災害が頻発化しており、市民の防災意識も年々高まってきております。そのような中で、災害時に市民の命を守る避難所の役割は非常に重要であり、避難所の所有人数、避難所環境の整備について不安の声も多く聞かれております。特に花園地域には、避難所の収容率が低いことへの不安があります。高齢者や子どもを含め、誰もが安心して避難できる環境整備が必要であると考えております。そこで、花園地区の避難所収容率への対策と避難所環境への整備及び機能強化について伺います。総務部

長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　総務部長、江河一郎君

○総務部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

昨年６月市議会定例会での樫﨑議員の一般質問を受けまして、各地区における避難所の配置バランスの見直しを行っております。具体的には、花園地区と轟地区の避難所収容率が低い状態であったため、花園地区と轟地区の指定避難所に宇土市民会館、ｅｃｏｗｉｎ宇土アリーナ、鶴城中学校体育館の３か所を新たに指定避難所として追加いたしました。この変更は、先月２９日に開催いたしました宇土市防災会議において承認されたところです。今後も引き続き、各地区における地域人口と指定避難所の収容人数のバランスを考慮し、整備を進めてまいります。

また、本市には、災害時の備蓄用非常食や保存水等を保管する備蓄倉庫が１２か所、断水時に地域住民の生活用水を確保する防災井戸６か所を整備しており、備蓄倉庫には、避難者のストレス軽減やプライバシー確保等のためにパーティション、段ボールベッド、簡易テント及び簡易ベッド、熱中症対策としてスポットクーラー、大型扇風機といった資材も確保しております。

これからも、災害時にはこれらの資材を活用し、市民が安全で安心できる避難所環境の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　総務部長ありがとうございます。ただいま総務部長から避難所環境の整備及び機能強化について答弁いただきました。特に、この花園地域は避難所の収容率に対する不安の声もあり、今回、新たに市民会館やｅｃｏｗｉｎ宇土アリーナ、また鶴城中学校の体育館を追加指定されたことは、地域住民にとって安心につながる取組であると感じております。また、花園地区の西側については、昨年ようやく上松山コミュニティーセンターが第３次避難所として指定されております。地域住民にとって大変心強い取組であると感じております。是非ですね、今後は西側地域の備蓄倉庫の整備についても検討を進めていただければと思っております。また、備蓄倉庫や防災井戸の整備に加え、ダンボールベッドやパーティション、スポットクーラーなど資材整備を進められているということで、避難生活の環境改善に取り組まれていることを心強く感じております。一方で、防災井戸の整備には多くの費用が必要になるかと思います。地域には、現在使用されていない家庭の井戸なども残っているかと思われます。そういった既存の井戸を防災井戸として有効活用できないのか、費用負担軽減の面からも是非こういう部分も検討していただければと思います。また、避難所生活は長期化する場合もあり、高齢者や子ども、体の不自由な方への配慮も非常に重要に

なってまいります。私は、避難所は単に避難する場所ではなく、市民が少しでも安心して過ごせる環境づくりが必要であると考えております。今後も地域の実情や住民の声を丁寧に反映しながら、避難所環境の整備と防災機能の強化に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、防災に対して最後の質問です。本市においても地域防災力の強化が重要な課題となっているわけですが、特に災害時には、行政による公助だけではなく、地域住民同士が助け合う共助の力が非常に重要であります。自主防災組織の活動や地域での防災意識向上が求められております。一方で、地域では高齢化や担い手不足が進んでおり、自主防災組織の維持や活動に不安の声も出てまいります。そこで、本市における地域防災力の向上に向けた現在の取組と今後の支援体制について伺います。光井市長、よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

先ほど午前中の代表質問と重複する部分がございますけれども、御了承いただきたいと思います。

地域防災力の向上のためには、先ほどから各部長が答弁いたしましたとおり、ハード面の充実、そして市民の皆様に自助・共助を正しく理解していただくこと、そして自主防災組織の活性化が必要であるというふうに考えております。組織のリーダーとなる防災士の育成と自主防災組織間での情報交換、普段から協力し合える体制の構築など、地域防災の原動力となる自主防災組織連絡協議会の設立が必要であると考えます。

現在、防災士の資格取得に対して費用の助成を行っているところですが、さらに自主防災組織連絡協議会に対しても、地区防災計画に基づいて実施する防災活動に対して、補助金の交付や相談に対しても寄り添って一緒に考えていく担当の姿勢など、今後も地域の自助・共助の強化を図るために、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

また、地区別の防災については、本市では行政区等からの依頼があった際に、市民の方に対して、防災力が身につくように内容を工夫しながら、防災訓練や講座等も実施してまいります。

併せて、毎年、各地区持ち回りで宇土市総合防災訓練を実施し、今年は宇土地区での開催を予定しておりますけれども、本訓練では、自主防災組織、行政区長、地域婦人会長、宇土市・防災士の会、そして消防署、警察署、自衛隊等の関係機関と連携を図りながら、地域住民の防災意識の向上を図ってまいります。

また、このように日頃からの防災訓練などの必要性は重々承知しているところなんですけれども、一番大切なことは、正しい情報を的確に、そして素早くお伝えをして、市民の方々が理解していただいて命を守る行動につなげていくことが重要であると考えます。引き続き、

災害発生時における迅速な情報共有体制の徹底に努めてまいります。

なお、先ほど経済部長から排水機場について答弁をさせていただきましたが、松原排水機場を含んだ全排水機場のいざというときの運転管理につきましても、迅速かつ適切な運転管理を実施し、「安心して暮らせる宇土」を目指し、更なる地域防災力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま市長から地域防災力向上に向けた取組について答弁をいただきました。私は本当に、近年、豪雨災害や地震の頻発化により、地域防災力の強化はますます重要になっていると感じております。特に災害時には、行政による支援だけでは限界があるわけです。地域住民同士の助け合い、いわゆる共助の力が非常に重要であると考えております。そのような中、防災士の育成支援や自主防災組織連絡協議会の設立、防災訓練の実施など、地域防災力向上に向けた取組を進めていただけていることは大変重要であると感じております。一方で、地域では高齢化や担い手不足が進んでおり、自主防災組織の維持や活動継続に苦慮している地域もあるわけでございます。今後もですね、防災士や地域住民、関係機関と連携をしていただきながら、地域の実情に応じた防災体制づくりを進め、市民が安心して暮らせる地域づくりをつなげていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になりました、小中学校の体育館における冷暖房設備の整備状況について伺いたいと思います。近年ですね、全国的に猛暑が続いており、本市においても夏場の気温上昇による熱中症リスクが大きな課題となっているわけでございます。特に小中学校の体育館は、体育の授業や部活動、学校行事などでも多くの児童生徒が利用しており、夏場には非常に厳しい環境となっております。また、体育館は災害時に避難所としての役割も担っており、高齢者や子どもを含め、多くの市民が利用する重要な施設でもあります。そのような中、児童生徒の安全確保と避難所環境の改善のために、体育館への空調設備が必要であると考えております。そこで、市内小中学校体育館における冷暖房設備の現在の整備状況と今後の整備について伺います。教育部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

本市の小中学校体育館は、子どもたちが健やかに学び、活動する場としての教育施設であるとともに、災害時の避難所としての役割を担っております。近年は夏季における猛暑の影響を受け、これらの施設においても、深刻な暑さへの対応が課題となっております。そのため、本市では、児童生徒が安全で快適に利用できる環境を整備するとともに、住民が安心し

て避難所として利用できる施設を目指し、体育館の空調設備設置を順次進めているところでございます。

空調設備設置に関しましては、令和７年度に網田小学校及び住吉中学校の２校の体育館に空調設備の設置を完了しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま網田小学校及び住吉中学校の体育館に空調設備が設置されたと答弁をいただきました。児童生徒の熱中症対策や災害時避難所環境の改善に向けた取組については、一定の評価をするところであります。その一方で、現在、多くの学校体育館に空調設備が未整備の状況であり、夏場の体育授業や部活動、学校行事などにおいては大変厳しい環境が続いております。そこで、再度質問いたします。今後、空調設備未整備の小中学校の体育館について、どのような整備計画や優先順位を考えておられるのかお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

本市の小中学校体育館における空調設備の整備状況につきましては、ほかの避難所に先駆けて開設することが多い施設を優先し実施しており、先ほど答弁しましたとおり、令和７年度に網田小学校及び住吉中学校の体育館への空調設備設置が完了しております。

残り８校の未整備の学校体育館につきましては、各地区における指定避難所において、空調設備の有無や避難所の開設頻度などを総合的に勘案した上で、それらを踏まえて優先順位を定め、毎年２校ずつ学校体育館への空調設備整備を進めてまいります。

このような方針のもと、令和８年度は走潟小学校及び緑川小学校の体育館につきまして、９月の空調設備の設置完了を目指し、現在工事を進めています。また、宇土小学校及び宇土東小学校の体育館につきましては、令和９年度の完了を目指し、今年度実施設計を進めているところです。さらに、令和１０年度に花園小学校及び鶴城中学校、令和１１年度に網津小学校及び網田中学校の体育館への空調設備の設置工事を計画しており、それらの体育館において事前調査や設計準備を行っているところです。

市といたしましては、児童生徒が安心して学べる環境を整えるとともに、災害時には避難所としての役割を十分に果たすことができる学校体育館となるよう、着実に空調設備の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。体育館はですね、子どもたちが学び、運動

し、成長する大切な場所であると同時に、災害時には地域住民の避難所になる重要な施設であります。特に高齢者や小さな子どもが避難生活を送る中で、猛暑の体育館環境は大きな不安につながっております。そのため、空調設備整備は単なる快適性の向上ではなく、命を守る防災対策として計画的かつ早期に進めていただきたいと考えております。また、児童数が増加傾向にある地域や避難所として利用頻度の高い学校については、地域事情を踏まえながら整備を進めていただきたいと期待しております。

それでは、国の補助制度を活用した財源確保について伺います。空調設備設置には多額の費用が必要となることから、計画的に整備を進めていくためには、国の補助制度や有利な財源を活用していくことが重要であります。そこで、学校体育館への空調設備設置に関わる財源確保について、どのような制度を活用しているのか伺います。教育部長お願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

小中学校体育館に空調設備を整備する際に活用できる財源としましては、総務省が所管する緊急防災・減災事業債と、文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金が挙げられます。

緊急防災・減災事業債は、緊急性、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等を全国的に推進する目的で創設された地方債であり、一方の学校施設環境改善交付金は、学校施設の安全性確保等に係る改築・改修等の事業に対して、経費の一部を補助する制度です。

しかしながら、学校施設環境改善交付金につきましては、交付額が申請額に対し、満額にならない場合も多くあることから、どちらの制度を活用するかについては、個別に検討し、判断することとなります。

なお、令和７年度に実施した網田小学校及び住吉中学校の空調設備設置に係る財源につきましては、緊急防災・減災事業債を活用しており、今年度実施します走潟小学校及び緑川小学校においても緊急防災・減災事業債を活用しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま教育部長から学校体育館への空調施設整備に関わる財源確保について答弁をいただきました。私は体育館の空調施設整備は、児童生徒の安全確保や学習環境改善だけではなく、災害時の避難所機能強化の面からも大変重要であると考えております。そのような中、緊急防災・減災事業債などを活用しながら、網田小学校、住吉中学校、走潟小学校、緑川小学校の整備を進めていくことは、財政負担を抑えながら計画的に進める取組として評価しております。一方で、国の交付金は申請どおりにならない場合もあるとのことです。今後の安定した財源確保は重要な課題であります。今後も国の補助制度や有利な財源を最大限活用していただきながら、子どもたちの安全と避難

環境の向上に向け、着実に整備を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、児童生徒の熱中症対策及び教育環境の向上について伺います。体育の授業や部活動、昼休みなど、児童生徒が野外や体育館で活動する機会も多く、熱中症への不安の声も多く聞かれます。また、子どもたちが安心して学校生活を送るためには、熱中症対策だけではなく、安全で適切な教育環境づくりも重要であると考えております。そこで現在、熱中症対策の取組状況と教育環境向上に向けた対応について、教育部長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

日常の教育活動の中で、熱中症を予防することは極めて重要であり、多くの学校で暑さ指数（ＷＢＧＴ）の測定器を活用し、運動に関する指針を基に教育活動を実施しています。気温だけでなく、湿度や日射・輻射熱（地面や建物からの熱）などを総合的に考慮し、実際の体感温度より正確に反映されるのが暑さ指数となります。

暑さ指数が指数２１度以上２５度未満の場合、積極的に水分補給を行うことが推奨され、指数２５度以上２８度未満では、休憩を取りながら活動することが求められます。指数２８度以上３１度未満では、激しい運動の中止が推奨され、指数３１度以上は、危険度が高く、全ての運動を中止する必要があります。

学校現場では、こうした指標に基づき、体育の授業をはじめ、昼休み時間の外遊び、校庭の掃除等、暑さ指数を基に判断し、活動を中止したり、活動内容を変更したり、また、活動時間と休憩時間の調整を行っています。

なお、熱中症は直射日光を浴びる場所だけとは限らず、教室や体育館といった屋内でも発生する可能性があるため、適度な休憩や水分補充等の熱中症予防は欠かせません。

既に、市内小中学校全ての教室には、空調設備が整備されており、小中学校の体育館については、先に答弁しましたように、毎年、２校ずつ整備を進めているところです。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま教育部長から答弁をいただきました。近年の猛暑により、学校現場における熱中症対策は大変重要な課題になっております。その中で、暑さ指数を活用しながら、活動内容の調整や水分補給の徹底など、安全管理に取り組まれていることは大変重要であると考えております。また空調設備整備を進めていくことも、児童生徒の安全確保につながる大切な取組であると思います。私は、子どもたちが安心して学び、活動できる環境づくりが重要であると考えております。今後も安全第一に考え

た熱中症対策と、教育環境整備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。災害時の指定避難所としての機能強化について伺いたいと思います。学校体育館は災害時にも多くの地域住民が避難する重要な施設であり、高齢者や子ども、体の不自由な方など、様々な方が安心して避難できる環境整備が必要だと考えております。また、近年の猛暑を含めると、熱中症対策、生活環境の改善も重要な課題となっております。そこで、災害時の指定避難所の整備をしていくに当たり、必要な機能と今後の避難所機能の強化について伺います。光井市長、よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

指定避難所である学校体育館につきましては、議員おっしゃられるとおり、災害時には地域住民の安全を守る避難所として、平時には子どもたちが健やかに学び、活動する場として、両方の機能を確保する整備を行っていく必要があります。

このようなことから、昨年度は未整備であった全ての学校体育館にバリアフリートイレを設置しまして、避難所利用時の利便性と合わせ、学校施設のバリアフリー化を実施いたしました。また、空調設備につきましては、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、毎年２校ずつ整備を進めているところです。

既に設置を行っています体育館の空調設備は、熱源にプロパンガスを採用しております。これらは、停電時にも対応可能であることに加え、本市が熊本県ＬＰガス協会と災害協定を締結していることから、災害時における熱源供給への不安が低減できる点を考慮したものであります。これにより、避難所としての機能をさらに強化し、幅広い災害に対応できる環境の整備が整っていくと認識しております。

そのほかにも、災害時の備蓄用非常食や保存水、避難者のストレス軽減やプライバシー確保等のためにパーティション、段ボールベッド、簡易テント及び簡易ベッド、熱中症対策としてスポットクーラー、大型扇風機といった資材や、断水時に地域住民の生活用水を確保する防災井戸を整備しているところです。

今後も、災害時に必要の際は、これらの資材を指定避難所である学校体育館等に配置し、市民が安心して避難ができるよう環境整備と防災機能強化に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　樫﨑政治君

○１２番（樫﨑政治君）　ありがとうございます。ただいま市長から災害時の指定避難所としての機能強化について答弁していただきました。私も近年、豪雨災害や地震の頻発化により、避難所環境の整備と防災機能強化は非常に重要になっていると感じております。特に学校体育館は、災害時には地域住民の命を守る重要な避難所であり、高齢者や子ども、体の不自由

な方など、誰もが安心して避難できる環境づくりが必要であると考えております。そのような中で、全ての学校体育館へバリアフリートイレ整備や空調設備整備を計画的に進めていただいていることは、避難所の機能強化につながる大変重要な取組であると感じております。また、空調設備の熱源にプロパンガスを採用し、停電にも対応できるようにしていること、これはすごく大事なことだと思います。今後もですね、各体育館の空調設備整備があるかと思いますが、是非ですね、停電に対応できるような空調施設を造っていただければと思っております。私は、避難所は単に避難する場所ではなく、市民が少しでも安心して過ごす環境づくりが重要であると考えております。今後も地域実情や災害の多様化を踏まえながら、避難所環境の整備と防災機能強化を着実に進めていただきたいと思っています。また、最後に光井市長におかれましては、市民に寄り添ったまちづくりを進めていただけることに本当に敬意を表します。今回質問しました高齢者福祉、災害減災対策、そして学校体育館の空調整備につきましては、いずれも市民の安心、そして安全な暮らしに直結する重要な課題でございます。今後も現場の声を大切にしながら、市民に宇土市に住んでよかったと感じられるようなまちづくりに取り組んでいただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１４時２０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後２時１２分休憩

午後２時２０分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１４番、中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　皆さんこんにちは、中口でございます。本定例会におきまして、質問の機会をいただき、感謝申し上げます。質問は１点、宇土市の観光戦略の基本的な方針について質問いたします。私は４人目で、議員の皆様、執行部の皆さんも大変お疲れと思いますけども、私も大分疲れておりますが、元気よくやりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　それでは、早速質問に入りますけれども、その前に、本年５月、定期異動がありました。そして今回初めて新しく課長さん、部長さんになられて議会においでになられた方もおられると思います。新しく昇任されました皆様にお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。この席順を見てみますと、新しく市長が変わりまして、そして

また並びも大分変わって、要するに、前も一緒ですけれども活気があるなというふうな感じがいたしております。各執行部の皆さんの今後の活躍を大いに期待して質問に入ります。

本日の質問につきましては、去る４月２２日、私どもグループの政治経済研究会有志の会の研修の一環といたしまして、地元選出の代議士の先生の御尽力をいただきまして、国交省のインフラＤＸルーム、これは特別室です。ここにおいて研修をいたしました。その際、樫﨑議員も参加をいただきました。その研修を基に質問をいたします。有志の会の皆様の御理解をお願いいたします。

第１点目が、本市における観光資源の整備状況について質問をいたします。この私の質問の狙い、目的は、現在の観光資源の在り方、現状を正しく認識し、正しく把握し、その上で１０年、２０年先を見据えた宇土市の観光戦略の基本的な考え方、この方針を光井市長にお尋ねするものであります。それでは、質問に入りますけれども、写真をお願いいたします。これは、私が大好きな船場川に架かっております船場橋です。左側が、現在の写真ではありませんけれども今の時期の写真です。左岸にはアジサイがきれいに咲いておりました。そして、右のほうは、これは１０年ぐらい前と思いますけれども、大雪が降りました。私は、朝から自転車をこいで写真を撮りに行きました。できたらですね、もうちょっと上と橋の真ん中を真ん中に据えたかったんですけれども、川がありますので川に入らないといけないし、ぎりぎりで写真を撮りました。この船場橋の界隈の発展は、宇土市の活性化対策の源だというふうに思っておりまして、私がこの船場橋界隈について最初に質問したのは、２０１１年の３月議会でありました。当時の市長、当時の教育長から答弁がありました。市長、教育長の話によると、本当に先がバラ色に見えました。人が集まって、宇土の本町通りも活性化になるような、そういった趣旨の答弁だったと思います。しかし、あれから十数年、現状は全く変わっておりません。逆に、このアジサイが咲いております植樹帯が撤去になりました。何で撤去すっとかいと、これだけきれいな、あるいは菖蒲が咲くところ。当時は、相当の方が見に来られました。花を見たり、そして橋を見たり、あるいは一回話したと思いますが、結婚式の前撮りもここであっていました。こういったこの植樹帯、エノキ群、橋の中で、先ほど言いましたように、この植樹帯が撤去されまして、今はもうありません。しかし、宇土地区の水害のためということで納得をいたしました。そういったことで、この思いがある観光資源の一つが、この船場橋でした。それでは、改めて本日の質問に入ります。観光資源の活用につきましては、これまで何度か質問しておりますが、改めて執行部の方々に具体的なことについて質問をいたします。まず、観光地には一般的に専用の駐車場があります。また、きれいなトイレ。トイレも毎日朝から清掃しているというのが、ほとんどの観光地ではなかろうかと思っております。また、近くには地域の名物のお土産があります。では、本市の観光地はどうかということであります。まず、船場橋界隈、旧高月邸、轟水源、大太鼓収蔵館、

長部田海床路、御輿来海岸に専用の駐車場、あるいはトイレ、宇土市の名物等々の販売所が整備されているかどうか。この点について、経済部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

本市には、地域の誇りとも言える優れた観光資源が多数ございます。

特に、日本名水百選の轟水源、歴史ある船場橋界隈や武家屋敷の旧高月邸、潮の干満により絶景が現れる御輿来海岸や長部田海床路、桜が美しい立岡自然公園、２６基の大太鼓が一堂に揃う大太鼓収蔵館は、訪れる人々に憩いと感動を与えています。

これらの観光資源については、受入環境を整えるため、民間直売所の誘致をはじめ、アクセス道路の拡幅やトイレの洋式化、駐車場の拡充や空調の整備など、順次進めておりますが、駐車場やトイレが不十分な施設もございます。

各観光資源の整備状況を申し上げますと、船場橋界隈には９台分の駐車場を整備しております。旧高月邸の駐車場は約３台分、大太鼓収蔵館は約１０台分、轟水源は轟水源前広場も含め大型車は２台分、普通車は約２０台分、立岡自然公園は約１１０台分を整備し、いずれもトイレはございます。直売所は、住吉海岸公園の民間直売所のほか、轟水源近くにも民間直売所が夏限定で営業されております。

現在は、御輿来海岸展望所において、約５０台分の新たな駐車場を整備し、トイレと展望デッキの新設工事を進めております。また、長部田海床路に隣接する住吉海岸公園においても、約１００台分の駐車場を整備しておりますが、増加する観光客に対応するため、トイレの改修を予定しており、本定例会に設計に係る補正予算を上程して、令和９年度以降の整備完了を目指しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　部長から答弁ありましたけれども、私のほうから、今の答弁について２点ほど改めて質問をいたします。まず１点目は、船場橋界隈の駐車場、これはどこにあるのか、どういう目的なのか。もう１点が旧高月邸、３台分の駐車スペースがあると聞きましたが、普通、観光地の駐車場と言えば、アスファルトか砂利があって、そしてラインがあって、線が引いてあってですよ、そこに車を停める。この市役所の前と一緒です。やはりここが駐車場ですよと、意味は分かると思いますが、旧高月邸の駐車場はどこなんだと、案内板もない。庭はただ草がぼうぼう生えているだけ、裏庭という感じです。あれを駐車場と言うかどうか、それは捉え方次第だけれども、車を置くなら駐車場です。専用の駐車場ならば、あそこを平らにしてコンクリートどめして、線を引いて、そしてここに置いてくださいというような、そういったことをして、そこに旧高月邸の駐車場はここからどう行ったらいいで

すよという看板、あるいはここが旧高月邸の駐車場ですという看板でも置いておかないと全く分からない。ただ、裏庭に草が生えているだけ、裏庭を利用しているだけというような気がいたします。これにつきまして、思いをお願いいたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

先ほど答弁の追加になりますけれども、船場橋界隈の駐車場につきましては、宇土駅方面から県道の本町通りを宇土高校方面へ向かう途中に船場橋があり、その手前を右折した場所に、市が整備した９台分の駐車場がございます。こちらの駐車場は、市民の皆様や観光で訪れた方が船場橋周辺を散策したり、お食事やお買い物を楽しんだりする際に利用できる駐車場として提供しております。

また、旧高月邸の駐車場につきましては、建物の北西側にある裏庭部分を来場者専用の駐車スペースとして御利用いただけます。こちらには、先ほど議員から御指摘がございましたけれども、案内板の設置はしておりませんが約３台分の駐車スペースを確保しており、旧高月邸を訪れる方に御利用していただけるよう整備しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　今、答弁がありましたけれども、１点目の船場橋界隈の駐車場につきましては、こういったことじゃなくて、市民の方には、あそこはある飲食店の専用駐車場といった認識の方が結構おられます。市の職員の方の中にもおられました。あそこは、あの飲食店の駐車場でしょうと。あれは、もう時期は忘れましたけれども、あそこの土地が売りに出て、民間の方が買って、あそこに船場橋界隈の景観を損なうような建物ができたならば宇土市としてマイナス面だということで、市が動いてあそこを最初に購入したわけです。そして整地して今の駐車場になっているわけです。併せて、今の商店がありますけれども、今は名前は別として、最初は交流館としてちょっとした軽食とかコーヒーとか、会合とか、いろんな写真を好きな人が写真を展示して見に来てもらうとか、ギャラリー的なものなんですね。今は代々変わってきましたので、これは仕方ありませんけれども、そういったことで市民の皆様、あるいは若い職員の方にはですね、誤った認識、飲食店の専用駐車場と思っている人がおりましたので、改めて執行部のほうにお尋ねをして答弁をいただいたところでございます。まず基本的には、あそこは散策、観光に来た人の駐車場、併せて交流館に行かれる方の駐車場だったわけです。市民駐車場です。あれが代々変わってきまして、今の現状になったわけですね。そういったところで、誤った認識を払拭してもらいたいと思います。当時の土地の担当といいますか、土地を取得したり、いろんな整備等に一番詳しいのは光井市長が一番詳しいのかなというふうに当時も思っておりましたけれども、やはりそういったこと

で誤った認識がないように、市民駐車場的なものですからね、その点をよろしくお願いしたいと思います。また、旧高月邸につきましては、いろんな問題がありますので、あえて今日は申し上げます。先ほど申しましたように、確実に実態を把握してもらいたいというようなことです。この旧高月邸を購入した金額、熊本地震の際の修理金額、毎年の維持費、総額は相当な額だろうと思います。しかし一方、年間の収入は日曜日だけしか開館していない、１０時から１６時までかな。費用対効果は省略しますけれども、この旧高月邸はいろんな意見があります。私が思うに、将来的に宇土市の負の遺産にならないように、教育委員会のほうにおきましては、活用等々を検討されたほうがいいんじゃないかなと思っております。中には、極端な言い方をする人もいるわけですね。必要かい、必要じゃなかつかいと。教育委員会では必要と言われるかもしれませんけれども、中にはううんと言う方も市民の方におられます。そのようなことでいろんな意見がありますので、是非、宇土市の負の遺産にならないように、教育委員会のほうではよく検討されて、今後の対策を練られたほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続けて、二つ目の質問に入ります。本市におけるサイクルツーリズムについてであります。国交省が進めております第２次自転車活用推進計画によりますと、その目標として５項目が掲げてあります。一つが安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現等であります。その５点目に、サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域活性化づくりとあります。そこで、本市におけるサイクルツーリズムによる地域の活性化、観光地域づくりの取組につきまして、経済部長に質問をいたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

まず、サイクルツーリズムとは、自転車で地域を周遊し、自然環境や歴史文化、食などの地域資源を楽しむもので、地域経済の活性化や健康増進に寄与することから、国が全国的に推進している取組です。本市におきましても、こうした国の動向を踏まえ、サイクルツーリズムの推進は重要な施策の一つと考えておりますが、県内他自治体でも同様にサイクルツーリズム推進の動きは広がっています。

モニター又はタブレットを御覧いただきたいと思います。

こちらは、天草地域のサイクルルートマップです。天草の上島と下島を周遊し、天草地域の様々な観光スポットをつなぐルートが設定されております。

次に、本市の取組状況ですが、現在、平成２９年施行の自転車活用推進法に基づき、熊本県宇城地域振興局が事務局となり、国土交通省や熊本県警など関係機関が参加する、仮称、宇城地域サイクルツーリズム推進協議会の準備会において、暫定的なルート案の検討や協議会、委員会の設立に向けた調整を進めているところであります。

また、これと並行して、地域の自転車ルートや必要な整備方針を示す自転車ネットワーク計画（案）の策定を本市として進めていく予定です。

ルートの選定については、市内に点在する観光スポットを結ぶルートをできるだけ取り入れ、観光客の誘致や地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　部長の答弁では、宇土市の案を策定しているといったことです。これは、宇土、宇城、美里、２市１町、この出発点が三角なんですね。出発点といいますか、三角も入っているわけなんです。今度は、宇土、宇城ができます。あるいは場合によっては三角を経由する可能性は大と思います。ということは、この宇土半島と天草がつながる可能性が大ですね。そういったことで、今後、宇土市としてどういったところを通っていくのか。今、ルートを検討されていると思いますので、いろいろな方の意見を聞いてですね、地域の活性化に向けた取組を重点とした選定をよろしくお願い申し上げます。

次に、３点目に入ります。３点目はしらぬひ風景海道、海道は、海の道というようなことです。この概要と本市の取組について質問いたします。国交省九州地方整備局の令和８年３月２７日付けの資料によりますと、九州風景ガイド推進会議が３月１１日に開催され、新規ルート登録が決定されました。今回登録となったしらぬひ風景海道は、宇土市を含む九州風景海道としては１７番目というようなことであります。このしらぬひ風景海道に宇土市も入ることになっております。この概要と本市の取組について、経済部長に質問いたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

モニター又はタブレットのほうを御覧いただきたいと思います。

しらぬひ風景海道は、熊本県南の宇土市から水俣市にかけて七つの自治体にまたがる広域な地域及びルートが舞台となり、その地域ならではの風景や歴史文化を活かした景観づくりに取り組む九州風景街道の一つとして、今年３月に登録されました。この取組は、住民、ＮＰＯ、企業など４３の民間団体を主体に、行政１２機関と連携しながら推進されます。

登録区間では「道」を中心とした活動を通じて、美しい景観づくりや活力ある地域づくり、観光振興を目的とした取組が行われ、道路沿線の美化活動、地域の特色を活かしたイベントの開催、自転車を鉄道車内にそのまま持ち込むことができるサイクルトレインを活用したサイクルイベントなどの企画が検討されているところです。

先月、宇城市小川町において国土交通大臣出席のもと、しらぬひ風景海道の登録証交付式が執り行われました。その際に、地域の観光振興を目的とした多くの民間団体による活動報告があり、地元の熱意と意欲が示される機会となりました。

本市としましても、登録区間沿線に御輿来海岸等の観光資源を有していますので、しらぬひ風景海道への積極的な後方支援を行いながら、本市の観光振興への更なる波及効果を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　今、部長が説明されましたとおり、これにも宇土は入っておりますので、いろんな活動が国・県の事業で進んでおりますので、是非、宇土市としても積極的に参加してやっていただきたいと思っております。

４点目が、宇土市の観光戦略の基本的方針について質問をいたします。今回、先ほど申しました国交省のほうで研修をいたしました。その中で、観光庁の観光地域振興部の推進室の室長さん、セタナオコさんという女性のキャリアの方だったと思いますけれども、観光資源を活用した観光事業の在り方、こういったことの研修を受けました。全国各地の事例といいますか、それについて紹介がありました。その中で、全国の紹介の中で熊本県のことが二つありました。ちょっと簡単に紹介いたしますと、これは南阿蘇村です。タイトルは「ブランド牛と名水を活用したガストロノミーツアー」、課題として、南阿蘇村は近郊エリアから日帰り観光が加速している。地域消費拡大のため、滞在型観光の促進が課題であった。それで何をされたかというと、名水百選白川水源の湧水を使用したお茶を楽しむお茶会体験。これは、阿蘇のブランド牛あか牛を活用した世界レベルのシェフが作るオリジナルランチを、地域を走行するトロッコ列車の中で堪能する体験をやったと。そして白川水源の湧水といった雄大な自然と地域の食文化を融合させ、滞在時間の向上に寄与しているといった南阿蘇の事例です。もう一つが和水町です。タイトルは「神社湧き水サイクリングツアー」。この地域の課題として、歴史的文化、自然の認知度が不足していると、周遊している二次交通の不足が課題であると。だから何をされたのかというと、温泉が湧き出る水の豊かさや、和水町の町名にも入る水の魅力を伝える取組として、山奥の湧き水スポットや史跡や歴史的民家一体に点在する神社を回る、「神社湧き水サイクリングツアー」をやって成功した事例があったというようなことです。これもですね、要するに南阿蘇、和水も小さなところですけれども、そういったことで一生懸命やられていると。こういったいろんな事業を説明されましたけれども、共通するのは、やはり行政の縦割りをなくして連携を強化する。そして、取組の熱意、工夫、全国の好事例を研究する。そしてＰＲ等々を行っていくのがやはりいいんじゃないかというふうに実感をいたしました。先ほど、二つの事例を紹介しました南阿蘇と和水町の湧き水。そこで、私もちょっと余りヒントはなかったんですけれども、あのときちょっと思ったのが、宇土市には名水百選の轟水源がある、あの水をどうにか使えないかというふうに考えました。一つは、武家屋敷旧高月邸でいろんな方の協力いただいてお茶会、週１回、何時

から何時まで。あるいはその名水を使ってお茶をふるまう。逆に、轟水源の水を凍らせてかき氷、名水百選のかき氷。文言はちょっとアピールするような形でのかき氷。これもアピール次第ではいいんじゃないかなというようなことが、ちらっと浮かんでおりました。そういったことで、本市にはいろんな観光資源があります。先ほど申しましたように、サイクルツーリズム、これも今、国のほうで進めております。また、しらぬひ風景海道も県のほうで進めております。ですから、今ある観光資源、プラスサイクルツーリズム、プラスしらぬひ風景海道、こういったものを有機的に結合させて、５年後、１０年後、２０年後の観光戦略といいますか、宇土市に金が落ちる、地域が活性化する、経済が潤うというようなことで５年後、１０年後を見据えた本市の観光戦略の方針につきまして、光井市長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

本市には、御輿来海岸、長部田海床路、轟水源といった雄大な自然景観、船場橋界隈の歴史的街並みや旧高月邸、大太鼓収蔵館など、ほかの地域には容易に代えがたい個性豊かな資源が数多く集積しております。これらの宝を次世代へ継承しながら地域の活力へと転換していくことが、本市観光戦略の根幹であるというふうに認識いたしております。

なお、具体的な方針の策定に当たりましては、庁内各関係部署が横断的に連携するとともに、宇土市観光物産協会をはじめとする各種関係団体の皆様、そして、まちづくり座談会での御意見等を幅広くお聴きしながら、方針を練り上げて第７次宇土市総合計画へ反映してまいりたいと思っております。

こうした認識のもと、私が考える観光戦略の基本的な方針を述べさせていただきます。

まず第一に、観光資源の高付加価値化と回遊性の向上であります。

御輿来海岸展望所の駐車場・展望デッキ整備や住吉海岸公園のトイレ改修など、訪れる価値のある環境整備を着実に推進してまいります。併せて、歴史的資源を点から線・面へとつなぐ観光ルートを造成し、まち歩き観光としての磨き上げを進めてまいります。

特に回遊性の向上は、観光消費の拡大に直結する重要な視点であります。観光客が迷わず、快適に市内各所をめぐることができるよう、観光案内サインの充実に戦略的に取り組んでまいります。

また、ＪＲ三角線は、沿線住民の生活を守る重要な交通インフラであるとともに、沿線の豊かな自然景観や歴史文化資源へのアクセスを支える、観光回遊の重要な基盤でもあります。サイクルツーリズムの観点からも、ＪＲ三角線へのサイクルトレインの導入について、近隣自治体と連携しながら引き続きＪＲ九州へ要望するほか、自転車ネットワーク計画の策定や、先ほど出ました今年３月に登録されたしらぬひ風景海道との連携により、広域的な回遊を促

す仕組みを整えてまいります。

さらに、観光パンフレット、ホームページ、ＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信にも取り組んでまいります。

そして第二に、稼げる観光地づくりの推進です。

各種団体と連携し、観光資源、伝統文化、歴史を活かした体験型コンテンツを充実させ、観光客の滞在時間の延伸と観光消費の促進を図ってまいります。

また、観光地としてのにぎわいを高め、多くの方々が足を運ぶ環境を着実に整えていくことで、地元特産品を手軽に購入できる新たな直売所など、民間による自発的な出店・投資が自然と生まれる好循環を生み出してまいりたいと考えております。

さらに、観光消費の拡大には宿泊を伴う滞在の促進が不可欠であります。ホテルの誘致を積極的に推進するとともに、交通の要衝である宇土駅周辺の活性化にも取り組み、訪れた方が本市に長く滞在したくなるまちの魅力づくりを進めてまいります。

そして第三に、インバウンド誘客の強化であります。

台南市との友好交流協定など交流の蓄積を活かしつつ、多言語対応型観光案内サインの整備やガイドの育成によりインバウンド受入体制を強化してまいります。轟水源の湧き水や大太鼓収蔵館など訴求力の高い観光資源のブランド化と体験型コンテンツの充実にも取り組んでまいります。

これらの施策を実効あるものとするためには、庁内の縦割りをなくす横断的な推進体制の構築が不可欠であります。私自らが先頭に立って、動いて、全庁一丸となって取り組んでまいる所存でございます。そして、近隣の自治体とも連携を強化してまいります。

本市が有する豊かな水と歴史、美しい自然と食文化は、まさに本市の「稼ぐ力」の源泉です。これらの資源を後世へ誇りをもって引き継ぎながら、地域に住む人々の生活が豊かになる観光のまちづくりを、市民の皆様そして民間の皆様とともに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　市長のほうから、市長自らがリーダーとなって動くと、全庁一体となって動くと力強い答弁をいただきました。また、これは要望につながりますけれども、国・県の事業が今から進んでおりますので、ここ数年が各自治体とも大きな勝負の年だろうかと思っておりますので、その点はよろしくお願いを申し上げます。先ほど言いましたように、市長がリーダーシップを取ってやると力強い言葉を受けて、質問した甲斐があったような気がいたします。併せまして、第７次総合計画が策定されると思いますけれども、この観光戦略の計画についても掲載されて、市民の皆様にも説明されることを期待しております。

最後に、光井市長の宇土市政のかじ取りに大いに期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（野口修一君）　以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

次の本会議は、明日１７日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後３時０５分散会

第 ３ 号

６月１７日（水）

令和８年第２回宇土市議会定例会会議録　第３号

６月１７日（水）午前１０時００分開議

１．議事日程

日程第１　質疑・一般質問

１．藤井慶峰議員

１　上下水道の民営化について

２．福田慧一議員

１　物価高騰対策について

２　教育費の負担軽減と小中学校の給食費の無償化について

３　小中学校の健康診断について

４　廃棄物の資源化、減量の取組について

５　災害対策について

３．土黒功司議員

１　人口減少時代における宇土市の構造改革について

２　宇土高校との連携による地域人材育成と地域課題解決について

４．杉本　寛議員

１　台南市との友好交流協定後、今後の展開や計画について

２　宇土駅周辺の開発について

３　インフラＤＸについて

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君
７番　今　中　真之助　君	８番　西　田　和　徳　君
９番　園　田　　茂　君	１０番　宮　原　雄　一　君
１１番　柴　田　正　樹　君	１２番　樫　﨑　政　治　君
１３番　野　口　修　一　君	１４番　中　口　俊　宏　君

１５番　藤　井　慶　峰　君　　１６番　山　村　保　夫　君

１８番　福　田　慧　一　君

４．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

５．説明のため出席した者の職・氏名

市長	光井正吾君	教育長	前田一孝君
総務部長	江河一郎君	企画財政部長	野口泰正君
市民環境部長	中山好美さん	健康福祉部長	加藤敬一郎君
経済部長	山崎恵一君	建設部長	渡邉聡君
教育部長	淵上真行君	秘書政策課長	木村真樹さん
総務課長	上木淳司君	危機管理課長	湯野淳也君
企画課長	松下修也君	デジタル推進室長	北谷太示君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	春木教明君
環境交通課長	渡辺勇一君	商工観光課長	三浦仁美さん
土木課長	下田竜一君	上下水道課長	一安隆正君
学校教育課長	岩﨑広美さん	給食センター所長	松本啓介君

６．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	池田和臣君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前１０時００分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、１７番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第１、質疑及び一般質問を行います。発言通告があっておりますので、順次これを許可します。

１５番、藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君）　おはようございます。今回、一般質問の機会をいただきましたことに対して、厚く御礼申し上げます。今回はたった一つ、上下水道の民営化について質問します。宇城市のホームページを見ておりましたところ、宇城市が民営化するに当たって業者を募集しているという記事が載っておりました。それで宇城市がやるならば、もしかしたら宇土市も考えているんじゃないかというようなことを思いまして、今回この点だけについて質問いたします。後は質問席から質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君）　それでは質問させていただきます。まず、この問題について質問をすることにした理由について述べたいと思います。２０１３年４月、麻生太郎副総理がアメリカのシンクタンク（ＣＳＩＳ）で、「日本の水道を全て民営化します。」と発言されました。そのことでささやかれたのが、麻生副総理の娘婿がイギリスの水道事業を手がける大手企業の役員で、その企業を日本の水道事業に参入させるのが目的の発言だったということでありました。その後、２０１８年１２月に国会で改正水道法が成立し、より、民間企業が参入しやすくなりました。私が、なぜこの問題を今議会で一般質問することにしたかと申しますと、御承知の方もおられるかと思いますが、宇城市が令和９年４月から令和１９年３月までの１０年間、上下水道施設の維持管理及び更新、料金の徴収及び窓口業務を民営化することを決めております。これは、前守田市長のとき、令和５年度に国からモデル都市の指定を受け、令和６年度に導入可能性調査による導入検討を行い、令和７年度に委託内容を詳細に検討し、今年度受託業者の募集を行い、令和９年度の開始を目指すとのことでありました。私は、今月８日の午後、宇城市議会の一般質問で、ある議員がこの問題について質問されましたので傍聴してまいりました。光井市長も水道企業団の新しい企業長になられましたので、当然御承知のことと思います。私は、この上下水道の民営化に対しては極めて危険であると考えております。法律的に考えても、水道法第６条には次のように明記されております。水道を設置するものは、市町村その他の公共団体とする、つまり法律の原則として、水道事業

は公共団体の仕事と規定してあります。この条文の背景には、戦後の衛生行政があります。コレラや赤痢などの感染症が猛威をふるまっていた時代、清潔な水の供給は、国民の命を守る行政の責任とされました。水道法第１条では、目的を国民の生活の安定と公衆衛生の向上と定めております。これは、日本国憲法第２５条第１項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、第２項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定してあります。この条文は、国民の生存権を保障し、国に対して社会的な責任を明示しております。具体的には、国は、国民が最低限度の生活を送ることができるよう適切な政策を実施する義務があると明記してあるわけでございます。行政が市民に対して命の水、安心して飲める水を提供するのは、行政としての責務であると考えております。したがって、たとえ少々赤字を出しても、行政が責任を持って維持していかなければならないと考えているわけでございます。毎月１回、監査委員をしておりますので、上下水道課の監査もします。課長以下職員の皆様は、本当によく頑張ってくれていると思っておりますし、感謝しております。市民のために安心・安全な水を供給し、下水道管理についても責任感を持って任務を遂行しておられることに敬意を表するものであります。

さて、私がなぜ上下水道の民営化に反対するのか、その理由を述べたいと思います。世界各地で水道民営化の動きが広がったのは、１９９０年代です。水道民営化に関する調査機関（ＰＳＩＲＵ）公共サービス国際研究所というところのデータによりますと、２０００年から２０１５年の間に３７か国、２３５都市が、一度民営化した水道事業を再び公営に戻しております。その理由は、民間企業に運営権を持たせたことによる料金の高騰や水質の悪化、サービスの低下などの問題が次々に出てきたからであります。中でも最大の理由は、住民の命に関わる公共インフラにもかかわらず、企業の運営状況を自治体がチェックしきれなくなったということであります。例えば、ボリビアでは２年で３５％、オーストラリアは４年で２００％、フランスでは２４年で２６５％、イギリスでは２５年で３００％と、どの地域の料金も跳ね上がっております。ボリビアでは、採算の取れない貧困地区の水道管工事は行われず、水道料金を払えない住民が井戸を掘ると井戸使用料が請求され、公園の水飲み場も使用禁止になったということであります。ほかの地域でも水質が悪化しようが、水道管が老朽化しようが、修理は後回しということが起きております。国民に安全な水を供給することを目的とする公営水道とは違い、民間企業にとっては最優先事項はいかにコストを下げて利益を出すこと、そして利益を出して株主へ配当を増やすかということでありますから、当然、そうならざるを得ないわけだと思うわけです。民営化がよくなかったと気づいて、再度公営に戻そうとしても、得られるはずの利益を侵害したとして、企業側から訴えられて莫大な賠償金を請求されております。それでも公営化に戻したいという自治体が後を絶たない。この

ことが何を意味するかを考えなくてはいけないと思います。公営化の利点としては、まず水道料金の値下げがあります。一旦民営化したけれど、結果的にまた公営に戻したところが水道料金が下がったということがあります。財政状態を公開し、透明性を保つことで経営が健全化されました。民営時代よりずっと収益を上げ、顧客サービスで働く人も増やし、利用者の満足度も非常に高い評価を受けております。さらに、家賃を支払うのが困難な方々を支える基金を支援したり、より多くの公共の場で水へのアクセスを保障しております。また、有機栽培の農家と連携して生物多様性を守ることや、再生可能エネルギーへの取組も行っています。これらは、水資源の持続可能な確保に必要なことであります。こうした長期的な取組は、短期的な利益を重視する民間の場合には極めて難しいのではないでしょうか。水は、事業者に独占権を与えるものです。ほかのものと違って利用者には選択肢がありません。人々が日々利用しないといけないものなのであります。必ず事業者に収入が入ります。民間企業が公共サービスに参入する唯一の理由は、そこで利益を上げられることにあります。もし民間事業者が参入すると、皆さんが支払う水道料金の一部は、必ず利益として水道事業以外に回されます。そういう観点からしても、民営化のメリットは私には見えてきません。フランスは、公共サービスの民営化を進めてきた国ですが、パリ市を皮切りに今フランスのほかの都市でも再公営化の動きが起きております。国内でも実際に民営化をした自治体があります。しかし、そういうところも今、様々な問題が起きているわけでございます。長々と民営化に反対する意見を述べてきましたが、市長のこの問題に対する考え方について、御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

現在、上下水道事業は、施設の老朽化、職員の技術継承の低下、そして人口減少による料金収入の減少など様々な課題を抱えております。これらの課題を解決するために国土交通省では、民間事業者のノウハウや技術を活用した官民連携を推進しているところです。これは、上下水道事業の所有権や運営権そのものを民間事業者に移す民営化ではなく、所有権や最終責任は自治体が持ったまま、運営権や工事、維持管理等を民間事業者に委託するものです。

契約形態としましては、自治体が個別に委託している更新工事や維持管理業務を民間事業者が一括して請け負うことになります。また、その委託契約期間を１０年という長期にすることで、自治体と民間事業者双方の事務負担の軽減が図られ、その結果、経費削減につながるというものです。これは、あくまでも国の見解になります。

本市の取組としましては、国が推進している官民連携の導入の可否を判断するため、令和７年度に検討業務を実施したところであります。その中で、参画が想定される企業にヒアリングを行いましたが、複数の企業が契約期間中の急激な物価上昇や人員確保の見通しが立た

ず、経費削減は困難であるというような回答を得ています。

この結果から、経費削減に特化した部分については余り期待できず、そしてなおかつ、昨今の不安定な社会情勢により先行きが不透明な中、導入に踏み切るのは危険性が高いというふうに思われます。よって、今後は先行自治体の実績なども注視いたしまして、導入の可否について慎重に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　藤井慶峰君

○１５番（藤井慶峰君）　御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁の中に、令和７年度に検討業務を実施したところ、その中で参画が想定される企業にヒアリングを行ったが、複数の企業が契約期間中の急激な物価上昇や人員確保の見通しが立たず、経費削減は困難であるとの回答を得たということです。そしてこの結果から経費削減は余り期待できず、なおかつ、昨今の不安定な社会情勢により先行きが不透明な中、導入に踏み切るのは危険性が高いと思われるため、今後は先行自治体の実績を注視して、導入の可否について慎重に判断したいと考えているということでございました。御承知のとおり、今、民間企業でも技術者というのが激減しています。というのが、社員を派遣社員とかに雇用形態を変えました。これは、私は非常にこの国の損失だと思っているんですが、そうすることによって技術者が育たなくなったんですね。これはもう水道事業だけではなくて、機械産業もそうなんです。そういうことで、やはり非常に厳しいんだろうと思います。逆に、市の場合は専門職の職員さんを採用されておりますね、土木の技術職とか、あるいは水道の技術職とか。たしか渡邉建設部長も元々技術職の方で、非常に優秀な人だということも私も長年見てきております。そうやってですね、逆にもうこの宇土市でそういう技術者を育てていって、そしてよそに負けないような水道事業を展開していったらどうだろうかと私は思うんですね。そのほうが逆に経費も削減できるんじゃないかと。水道管の交換時期なんかも来ていますけど、昔したのは交換しないといけない時期かもしれませんけど、その後のはそう簡単に壊れるものじゃないと思います。そしてまた交換が必要になったところは、すぐにその技術者の皆さんと宇土市の水道事業者の方々と協力してやれば、むしろそのほうがずっと安く上がって、市民に対して安心・安全な水を安く提供できるんじゃないかと思うわけでございます。そういうことを是非やっていただければと思う次第です。また、宇城市が今度どのようになるのか、もしかしたら業者が来ないかもしれないですね。こういう状況で、宇土市で検討してそういう結果だったわけですから、宇城市のほうももっと大きいですから、広範囲になりますから、そういったところも見させていただいていけばということを思うわけです。日本の民営化したところでは、長野県安曇野市で民営化しているところです。市内の男性が水道料金の滞納分を納付しました。ところが、それからもう７０日間水が出なかった、出してもらえなかった。そ

れで家族の人が市役所に連絡して、水が来ないと、料金はちゃんと払いましたということで連絡して、それで市が調べてみたら、４月の６日に滞納していた数箇月分の水道料を全額納付したにもかかわらず、その後、その委託を受けていた業者さんは給水を再開しなかったということがあったということです。本来は開栓業務などを担う委託業者が、直ちに給水を再開することになっていたんですが、継続的に水道料金が支払われるかどうか不安に思って、給水を再開しなかったということが原因だったそうです。一応これまでのは払ってくれたけど、次払ってくれるか分からないということで水道栓を閉めたままにしていた、それが７０日間も続いていたと。もちろんコンビニとかに行ったら水はありますけれどね、やはり家庭の中で蛇口をひねればすぐ水が出る。これが日本の当たり前のことですから、そういう安心・安全な水を市民に供給するのは当然です。安曇野市は絶対にあってはならないことなので、委託業者への管理監督を徹底し、再発防止に努めますというようなことがあったと。ほかにもいろいろあります。余り挙げると時間が長くなりますので、要するに水道事業の民間委託も、今は検針とか料金の徴収はほとんど振り込みだと思いますけど、自動引き落としだと思いますけど、中には集金業務をお願いしているところあると思いますが、それはそれでいいと思うんです。あとは大事なところはやはり市がやって、そして優秀な職員さんがおられますので、今後ともそれを続けていっていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

ちょっと短い時間で拍子抜けしたかもしれませんけど、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１０時３０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時２１分休憩

午前１０時２９分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

１８番、福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　おはようございます。日本共産党の福田です。今回は、物価高騰対策など５点について質問いたします。市長をはじめ、担当部長の誠意ある答弁を求め、質問席より質問をいたします。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　物価高騰対策について質問をいたします。アメリカとイスラエルに

よるイラン攻撃によって、イランがホルムズ海峡を封鎖し、中東からの原油が入ってこなくなり、これまでの円安による食料品をはじめ、多くの輸入物資が値上がりしている中で、さらに石油関連物資の高騰や品物の不足で国民生活や中小企業、医療機関、介護施設などの営業に深刻な影響が出ております。農業や漁業も含め、市内事業者にどのように影響が出ているのか、経済部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

イラン情勢の緊迫化やホルムズ海峡封鎖の影響、更には円安の進行に伴い、燃料価格や原材料価格の上昇が続いており、市民生活や事業活動への影響が懸念されております。

本市におきましても、市内の主要な製造業や建設関連事業者等を訪問し、現在の状況について聞き取りを行ったところ、現時点で事業活動が停止するような深刻な影響は確認されておりませんが、燃料費の上昇に加え、石油由来製品や建設資材、包装資材等の価格上昇や納期の長期化など、影響が出始めているとの声を伺っております。また、商工会を通じた聞き取りにおいても、原材料や包装資材の供給遅延、資材価格や運送費の上昇、価格転嫁の難しさなど、事業活動への影響が生じているとの声が寄せられております。

農業分野におきましては、市内の認定農業者から、農業用ビニールなどの資材価格が今後上昇する見込みであるとの情報を得ております。また、ＪＡ熊本うきからは、廃ビニールの排出抑制や資材の延命使用について呼び掛けが行われていると伺っております。現時点で深刻な影響は報告されておりませんが、石油由来の農業用資材について、価格上昇や納期の長期化などの影響が徐々に見受けられる状況でございます。

漁業分野におきましても、関係する漁業協同組合への聞き取りを行ったところ、漁業資材の価格上昇や納期の長期化など、影響が出始めているとの声を伺っております。

また、医療・介護の分野におきましては、市内の事業所へ確認したところ、一部の物品で値上げや品薄の状況が見られるものの、現時点では施設運営に大きな支障は生じていないとのことでございました。

さらに、熊本県が設置した中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部においても、県内事業者から、塗料やシンナー、潤滑油、プラスチック製品、包装資材等の価格高騰や調達難、更には資材の納品遅延による工事への影響などが報告されております。特に建設業や製造業、運輸業においては、燃料費や資材価格の高騰による経営への影響が懸念されており、県内の相談窓口には資金繰りや経営に関する相談が増加している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　部長の答弁のとおり、市や県の調査でも、今後の影響が懸念される

としています。我が党の全国でのアンケート調査の中間集計約４，７００件の回答が寄せられ、それを見ますと、「物価高や入手困難など、既に影響が出ている」、また「今は出ていないが、今後は影響がある」と回答される方が９０％を超えております。私も塗装業者に話を聞きましたが、シンナーなどの材料が手に入らないだけでなく、仕事の注文が来ないので休んでいる。また、自動車整備工場では、オイルがなく、オイル交換ができずに困っているということであります。このように今後影響出てくると思いますので、物価高、物不足に苦しんでおられる方々の要望に沿った対策が必要ではないか。市長は市民の声を聴き、職員と一体となって対応していくと言われておりますが、国・県・市の対策はどうなっているのか、市長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

物価高騰への対応につきましては、国・県・市がそれぞれの役割のもとで支援を実施しているところです。

まず、国におきましては、燃料油価格激変緩和対策によるガソリンや軽油等の価格抑制をはじめ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金による地方自治体への財政支援などが実施されておりますけれども、中東情勢を受けて、この重点支援地方交付金の拡充が決定されました。

また、熊本県におきましては、中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部を設置し、事業者への影響把握や相談体制の強化を行うとともに、国に対して燃料油や石油化学製品の安定供給及び価格高騰対策等について要望が行われております。そして、中小企業の資金繰りを支援するため、利率を抑えた特別な融資制度を創設するというふうに伺っております。

本市におきましては、現在、エネルギー価格や食料品価格の高騰が長期化する中、市民生活への影響を緩和するとともに、地域経済の活性化を図るため、物価高騰対策商品券事業や熊本県と合同でＬＰガス使用世帯や私立保育園等に対する助成事業を行っているところであります。

市といたしましては、中東情勢による市民生活や地域経済への影響を注視しながら、関係機関と連携を図り、市内事業者との積極的な対話を通じて状況を把握し、国・県へその声を届けるように努めます。また、先日国から示された拡充分の重点支援地方交付金について、本市への配分額を踏まえて、必要な方々への支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　物価高、物不足による影響は大変深刻だと思います。国は３兆１，０００億円の補正予算を組みましたが、電気・ガス代の支援以外は内容がはっきりしており

ません。予算額も不十分であると思います。困っている方々の要望に沿った対策を早く実施していただくよう、国・県に要望していただくようお願い申し上げまして、次の教育費の負担軽減と小中学校の給食費の無償化について質問いたします。

新年度からは、国は小学校の給食費の無償化として、生徒一人当たり月額５，２００円の１１か月分を小学校児童の在籍数分を支給するとしております。今議会の補正予算で国の支援分１億８６８万円を計上し、無償化に踏み出しています。物価高の中で、国からの支援で不足する分は保護者に負担を求めるのではなく、市が支援すべきであると思います。全国でも県内でも、小学校の無償化だけではなく、中学校の無償化をしている自治体が増えております。市長も給食費の無償化は小学校から段階的に進めていくとしていますが、中学校の無償化にも取り組むべきだと思います。また学校に行けない生徒や食物アレルギーで弁当持参の生徒には、無償化分を支給すべきと思いますが、教育委員会の考えを教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

公立小学校の給食費につきましては、令和８年度から抜本的な負担軽減措置（いわゆる実質無償化）として、児童一人当たり月額５，２００円の１１か月分、年額５万７，２００円が国から市に交付されます。

現時点での試算におきまして、今年度は年間１９１食の給食を予定しており、一人当たりの給食費は年額５万７，３００円、１か月当たり５，２０９円となっています。国の交付金と比較しますと、本市の予算が児童一人当たり年間１００円不足する見込みとなっております。

本市としましては、国が示す基準額で賄いきれない差額や今後、物価高騰が発生した場合におきましても、子育て世代の経済的負担を軽減するため、今年度は市が負担し、小学校給食費の完全無償化を実施してまいります。

また、中学校給食費の無償化につきましては、子育て世代の経済的負担軽減や子育て支援の充実を図る上で、極めて重要な施策と認識しているところでございますが、本来、教育の機会均等の観点から、国において全国一律の制度として実施されるべきと認識しております。引き続き、国に対して財政措置や支援の拡充を強く要望し、早期に中学校給食費の無償化を実現したいと考えております。

次に、不登校等で給食を食べることができない児童への対応ですが、国は、やむを得ない事情により長期間欠席する児童につきましては、事前に給食停止等の届出がある場合に限り、食材費相当額の金銭給付等の対応例を示しています。

なお、不登校の児童に給食を停止した場合は、食材費相当額の金銭給付に該当する可能性もございますが、その場合、登校した際に給食を食べることができず、登校がしにくい状況

をつくってしまう心配があり、学校や保護者と相談しながらの慎重な対応が求められるものと認識しております。また、重度の食物アレルギー等の理由で弁当を持参している児童への対応につきましても、他市の状況を参考に対応してまいります。

また補足にはなりますが、令和７年度において、昨今における食材費の高騰により給食費が不足する事態が発生しましたが、不足額を市が補正予算等で全額負担し、保護者への追加負担は一切求めておりません。その際の市負担額は、総額で２，６５９万２，７４１円、単純計算で一人当たり年額で、幼稚園が７，４２７円、小学校が８，６２０円、中学校が９，５９５円で、１食当たりにすると、大体４０円から５０円程度を保護者へ支援する形で対応を行っておりますことを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　中学校の給食費の無償化を早期に実現したいと考えているとのことですので、早く実施していただくようお願いいたします。また、食物アレルギーでの弁当持参については、無償化分を支援していただくようお願いをしておきます。

次に、文具や学用品などの無償化について質問いたします。教育費は無償と言いながら、学用品などの負担が大きくなっております。現在、小中学校での学用品、制服などの年間負担が大きく、この学用品などの負担について、全国で無償化に踏み出しているところも出ております。文科省も学用品などについて、自治体に負担軽減の支援を求める通達を出しております。子育て世帯を支援する立場から、無償化に取り組むべきだと思いますが、教育委員会の考えを教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

小中学校の学用品につきましては、教科ドリルや単元テスト等の副教材費に加え、ノートや鉛筆等の購入費が必要となることから、保護者にとって大きな負担となっております。特に新入学時には、上靴や体操服、ランドセル、制服等の費用負担が大きく、子育て世帯への支援は重要な課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、本市では、小中学校に通う児童生徒の全ての家庭を対象に、副教材の購入費用の一部を助成しております。新１年生につきましては、年額３，５００円分、その他の学年につきましては、年額２千円分を助成しております。

また、これとは別に、就学援助対象世帯につきましては、国の補助単価に応じ、令和８年度では、学用品費として、小学校で年額１万１，６３０円、中学校で年額２万２，７３０円を支給しております。さらに、新入学児童生徒学用品費として小学１年生に６万４，３００円、中学１年生に８万１千円を支給し、保護者の経済的負担の軽減に努めているところです。

学用品費の無償化につきましては、令和７年６月２５日付け文部科学省通知第８７３号において、物価高騰により家計が受ける影響を踏まえ、地域の実情に応じた積極的な取組の検討をお願いする旨の通知が発出されております。

本市としましても、その趣旨は十分に認識しておりますが、学用品の無償化を恒常的に実施するためには、多額かつ継続的な財源の確保が必要であり、現時点で効果的な施策を講ずるまでには至っておりません。

しかしながら、子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しく、教育費の負担軽減は大きな課題であると認識しております。

今後も、国や県の動向や先進自治体の取組を注視しながら、本市の実情や財政状況を踏まえ、保護者負担の軽減に向け検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　保護者の負担軽減に取り組んでいるとのことでありますし、より支援を強め、無償化していただくようお願いをし、次の小中学校の健康診断について質問をいたします。

小中学校では、生徒について毎年健康診断を行っておりますが、歯科や眼科、内科などの診断の結果、要受診と診断された生徒は小中学校でどの程度になっているのか、過去３年間について教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

本市では、学校保健安全法に基づき、小中学校児童生徒を対象に、健康診断を実施しております。健康診断は、児童生徒が自らの成長の様子を把握するとともに学校生活に支障を及ぼす可能性のある病気を早期に発見し、必要に応じて医療機関での受診につなげることを目的としています。

健康診断の結果、医療機関での受診が必要と判断された児童生徒全体の割合については、令和５年度は、小学校で３８％、中学校で６９％、令和６年度は、小学校で３８％、中学校で５２％、令和７年度は、小学校で４０％、中学校で６５％となっております。

受診が必要とされた児童生徒の割合としましては、歯科における要受診者が比較的多い状況となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　医療機関で受診が必要となった生徒は、令和７年度で小学校で４０％、中学校は６５％となっております。この受診が必要となった生徒の受診状況と未受診

の理由と今後の対策について、教育部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

学校で実施した健康診断の結果、医療機関での受診が必要とされた児童生徒につきましては、学校を通じて保護者へ健診結果のお知らせを配布し、受診を促し、受診後には医療機関からの診断結果を学校へ提出いただく運用を行っております。

しかしながら、要受診者の医療機関受診率については、小学校５０％、中学校２４％にとどまっております。

未受診の理由としましては、家庭環境や児童生徒の生活状況に起因するものが多く、具体的には保護者の多忙により受診の時間が確保できないことや、部活動や習い事により児童生徒自身が受診の時間を調整しづらいことなどが挙げられます。

これらの課題を踏まえ、受診率の向上を目指して、学校において、児童生徒に対する健康教育を一層充実させ、受診の重要性を明確に伝えることで意識向上を図っています。また、授業参観等の様々な機会を活用し、保護者に対して、医療機関での受診の必要性を丁寧に説明し、継続的な働き掛けを行っています。

今後の対策としましては、受診率の向上を図るため、学校における健康教育の推進と保護者への継続的な働き掛けに取り組むとともに、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が必要な医療を確実に受診できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　未受診の理由として、保護者が多忙で受診の時間が確保できないことや、部活動や習い事で時間がつくれないとのことですが、治療をしなければ病気は悪くなりますし、早くされるよう今後の指導をお願いしておきます。

次に、廃棄物の資源化、減量の取組について質問いたします。温暖化が進む中で、地球の温度上昇による気候変動の影響で、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害、あるいは台風など、毎年全国各地で大きな被害が出ております。こうした災害から国民の生命や財産を守るためには、地球の温度上昇を産業革命前に比べて１．５度以下に抑える必要があります。そのため、世界が協力をし、ＣＯ２削減を２０５０年までにゼロにする取組が始まっております。日本政府もこれまで、廃棄物は大型焼却炉で大量に焼却する方針を進めてきましたが、方針を変えてプラスチック資源循環促進法をつくり、ごみの資源化・減量化に切り替えました。この国の方針に沿って資源化・減量化に取り組んでおられると思いますが、家庭ごみ、事業所ごみの過去３年間の取扱いはどうなっているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

令和７年度の搬入実績は宇城広域連合においてまだ集計中であることから、令和４年度から令和６年度の３年間でお答えさせていただきます。

まず、家庭ごみについてですが、宇土市から宇城クリーンセンターに搬入される一般廃棄物である可燃ごみの搬入量は、令和４年度が６，７６３トン、令和５年度が６，２７８トン、令和６年度が５，９９２トンとなっており、年々減少傾向にあります。

次に、事業ごみの搬入実績についてですが、宇城クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物のうち可燃ごみの搬入量は、令和４年度が１，８８２トン、令和５年度、令和６年度が共に２，１７２トンとなっており、増加後に横ばいの傾向にあります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　部長の答弁のとおり、宇城クリーンセンターに持ち込まれる家庭ごみ、事業所ごみをみますと、家庭ごみは資源化の取組の中で減っておりますが、事業所ごみは増えております。事業所ごみは、産業廃棄物として事業者の責任において適切に処理しなければならない、これが国の方針であります。この点を明確にして、ごみの資源化・減量化を進めるよう指導すべきと思いますが、どのような指導をされているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

事業ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められております。そのため、宇城クリーンセンターへの搬入方法については、事業者が直接持ち込むか、市の収集運搬業許可業者に委託することになっております。

先ほど答弁しましたが、事業ごみの搬入量は、令和４年度から増加しておりますが、令和４年度については、コロナ禍の影響でテイクアウトの増加や在宅ワークが定着したことによる一時的な減少であることを考慮すると、ほぼ横ばいではないかと考えております。

事業ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条第２項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること」と定められており、事業者が事業ごみを排出する際は、資源ごみと可燃ごみに分別して排出することが求められております。

市の取組としましては、事業ごみの適正処理に関して広報紙や市ホームページによる啓発のほか、宇城広域連合と連携して四半期に１回、一般廃棄物収集車両の抜き打ちによる展開検査を実施しており、収集運搬した事業ごみの中にプラスチックや段ボール、古紙等の違反

ごみが入っていた場合、収集運搬業許可業者に厳しく指導を行っているところです。

ただし、議員御指摘のとおり、収集運搬業許可業者だけではなく、事業ごみの中に違反ごみを混入させて排出している事業者に責任があると考えておりますので、今後、事業者に対しては、事業ごみの現状やリサイクルの意義などとともに、排出事業者責任についても丁寧に説明しながら、十分な理解を得られるよう指導等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　国は、２０５０年までにＣＯ２をゼロにする削減計画を立てて取り組んでおりますが、各自治体に対しましてもＣＯ２削減計画を作成するよう求めております。市の取組はどうなっているのか、市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

令和６年１２月議会において、福田議員御質問の「市の温室効果ガス排出量の現状と今後の削減計画について」でお答えしました内容と一部重複しますが、御了承ください。

近年の気候変動に伴う豪雨や台風の大型化による自然災害については、地球温暖化が原因とされ、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）の第６次報告書によれば、地球温暖化の原因は二酸化炭素などの温室効果ガスが影響し、人間の活動の影響であることは疑う余地がないとされております。

地球温暖化対策の流れにつきましては、平成１５年１１月に策定の宇土市地球温暖化防止実行計画をはじめ、その後、令和２年１月に国に先駆けて熊本連携中枢都市圏の構成市町村と共同で行った、２０５０年までにＣＯ２の吸収量と排出量を合わせてゼロにするというカーボンニュートラルを目指すゼロカーボンシティ宣言により、本格的に温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。

また、本市の再生可能エネルギーポテンシャルを把握し、温室効果ガス排出量の削減シナリオを作成することにより、より具体的かつ実行的に地球温暖化対策を推進するため、令和６年３月に宇土市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）も策定いたしました。

さらに、令和８年３月には、熊本連携中枢都市圏において第２次地球温暖化対策実行計画を策定しており、本市の温室効果ガスの削減目標として、２０３５年までに２０１３年度比で６０％削減、２０４０年までに７３％削減の目標を定めております。

ゼロカーボンシティ宣言による取組では、この熊本連携中枢都市圏が主体となり、令和５年度に、国の重点対策加速化事業に応募し採択されております。このことで、本市では、令和６年度から令和１０年度までの５年間、国の財政支援を受けて公共施設への太陽光発電設備の設置をするなどの再生可能エネルギー設備の導入を進めており、今定例会において事業

補助金の補正予算を計上しております。

また、先進地におきましては、小売電気事業を営み、そこから得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者、いわゆる地域新電力会社が設立されています。これは、石油等の輸入燃料で発電した電力を購入することで、結果的には石油等の燃料を産出する外国に代金を払っていることになるといった、エネルギー代金の地域外への流出抑制、雇用増進などの地域経済循環や人口減少の抑制、空き地や耕作放棄地の有効活用につながるなどの利点がございます。

このことから、本市においても令和６年度から国の補助事業を活用し、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣を受け、地域新電力会社設立に向けて検討を開始しており、令和７年度におきましては電気事業者、ＪＡ、商工会、肥後銀行、学校関係者で構成する協議会を立ち上げ、協議を開始しております。

２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けましては、なかなか厳しい道のりではありますが、産業部門や家庭部門、運輸部門などの各分野における省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素に向けた取組が必要となります。

そのためにも私たち一人一人がより一層、地球温暖化への問題意識を持って行動に移すことが大切であり、市民・事業者・行政の協働や連携がますます必要となってくることから、行政だけでなく市民・事業者のカーボンニュートラルについて、意識の高揚を図っていきたいと考えております。

本市規模の自治体が脱炭素に取り組んでも、地球環境には何の影響もないという考え方もございますが、実際に、季節外れの集中豪雨、台風の大型化、気象庁の観測史上、全国の最高気温の上位５位までが全て昨年更新されていることなど、地球温暖化の影響は確実に表れていることから、自治体の規模にかかわらず、全ての自治体、事業者、個人が本気になって取り組まなければ、世界の気温上昇を抑えることはできないと考えております。

今後も、より良い環境を次世代に引き継ぐため、先ほど述べました事業や宇土市地球温暖化対策実行計画に掲げる施策に着実に取り組むことで、カーボンニュートラルの実現に向けて進んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　宇土市地球温暖化対策実行計画に基づいて、各団体とも協力し進めているとのことでありますが、この計画を着実に進めていただきたいとお願いをしておきます。

次に、災害対策について質問をいたします。緑川とその支流の高潮、大雨による道路住宅の冠水対策について進行状況をお聞きいたします。緑川は河口から高潮対策として、堤防の

かさ上げや堤防から越水しても壊れないような整備が進められております。浜戸川も一定区間同じような工事が進められています。船場川の上流にかけて護岸の整備、潤川の整備状況などはどうなっているのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　建設部長、渡邉聡君

○建設部長（渡邉　聡君）　御質問にお答えします。

河川改修の整備状況につきましては、昨日の樫﨑議員の一般質問に対する答弁内容と一部重複しますが、御了承いただければと存じます。

まず、緑川及びその支流には、国・県・市が管理する河川があり、それぞれの河川管理者において、河川改修が行われております。

初めに、国が管理する緑川、浜戸川につきましては、高潮対策事業として堤防整備が進められております。令和４年度にＴ．Ｐ．４．５メートルの堤防が完成し、現在は、Ｔ．Ｐ．６．０メートルの堤防整備と併せ、伊勢湾台風級の高潮を想定した河川整備計画に定めるＴ．Ｐ．７．０メートルの堤防整備が行われております。

なお、Ｔ．Ｐ．とは、東京湾の平均海面を０メートルとする一般的な標高の基準です。

次に、県が管理する潤川につきましては、三拾町において、河川バイパス区間の整備が行われており、令和８年度中にバイパス河道への切替え予定となっております。

次に、市が管理する船場川では、馬之瀬橋付近を起点とし、松山町のコダマ樹脂横までの区間約２．８キロメートルを整備区間としており、これまでに右岸で約１．１１キロメートル、左岸で約１．０８キロメートルの護岸整備が完了しております。現在は、多目的市民交流施設建設予定地周辺の両岸、約０．１１キロメートルを整備しているところでございます。

また、大坪川では、船場川の最下流となる合流地点を起点とし、松原町の大坪水門までの約１．１９キロメートルを整備区間としております。築堤は、全区間で完了しており、護岸整備については、右岸が約０．７４キロメートル、左岸で１．０１キロメートルが完了しています。現在は、松原町の馬之瀬堰付近において、河川バイパス整備などを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　各河川の改修状況について答弁がありましたが、今後の浜戸川、潤川、船場川、大坪川の改修計画についてどうなっているかをお聞いたします。潤川につきましては、中橋地区で曽畑川と合流し、現在は曽畑川から斜めに接続しているが、改修後は直角に接続となっております。浸水被害が拡大するのではないかとの心配の声が寄せられておりますが、どう対応されるのか。また上流の開発との関係で、これまでの計画の見直しが必要ではないかと思いますが、この点について市長の考えをお聞きいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

建設部長との答弁とかぶるところがありますけれども、御了承ください。

まず、国が管理する緑川、浜戸川につきましては、河川整備計画に定めるＴ．Ｐ．７．０メートルの堤防完成を目指して、鋭意整備が進められております。

そして、県が管理する河川の潤川についてですけれども、県道宇土甲佐線から国道３号松橋バイパスまでの約１キロメートルについて、重点取組区間として整備が進められております。先ほど建設部長が答弁しましたとおり、現在、三拾町において、河川バイパス区間の整備が行われており、令和８年度中にバイパス河道への切替え予定になります。なお、供用開始後は、バイパス区間の上流部から中橋１号橋付近までの整備が行われる予定となっております。

次に、市が管理する船場川についてですが、船場橋付近から旭団地付近までの区間において、護岸整備を計画的に進めているところであります。今年度も引き続き、船場橋及び旭団地付近の護岸整備を実施する計画といたしております。

次に、大坪川についてですが、松原町の馬之瀬堰付近において河川バイパス整備などを進めているところであり、今年度も、本箇所の護岸整備に加え、支線水路の取付工事等を計画しているところであります。これらの整備が完了した後は、本区間の下流側に残る未整備区間について、順次整備を進めていく予定です。

また、先ほど議員からお話がありました潤川と曽畑川の合流部や今後の民間との共創による土地開発に係る治水対策についてです。こちらも令和５年６月定例会の福田議員の一般質問に対する答弁内容と重複しますけれども、改めて御説明させていただきます。

現在の両河川の合流部は、潤川に対し、曽畑川が斜めに流れ込んでおりますが、今回の計画では、河川構造物設計の基準や手引きに基づき、潤川の法線に対し曽畑川を直角に接続させ樋門を取り付けることとなっています。また、潤川から曽畑川への河川水の逆流を防止するため、フラップゲートも設置される計画です。

今回の河川改修により、潤川の流下能力は向上し、さらに曽畑川への逆流防止となるため、現状より浸水被害の軽減が図られることになります。

次に、民間との共創による土地開発を含む一般的な開発行為についてですけれども、都市計画区域内の開発は、３千平方メートル以上は都市計画法に基づき、熊本県から開発許可を得る必要があり、５千平方メートル以上においては、雨水の流出抑制のため調整池の設置が求められています。

このほか、本市では１千平方メートル以上の開発について、宇土市人為による災害の防止等に関する条例に基づき、土地利用計画等を定めた上で市との協議を義務づけており、その

中で、浸透桝の設置を求めるなど、雨水の流出抑制に努めているところであります。

治水対策は、市民の生命と財産を守るため、本市にとって最も重要な取組の一つであり、今後も、国、熊本県と連携を密に取りながら、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　市は、安心・安全で住みよいまちづくりの方針を打ち出しておりますが、河川改修を急ぎ、浸水被害のないような環境整備を進めていただきたいと、このことを強くお願いをいたしまして、今回の一般質問終わります。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１１時２５分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１１時１６分休憩

午前１１時２５分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行します。

１番、土黒功司君

○１番（土黒功司君）　改めましてこんにちは。会派、風の土黒功司でございます。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。本日は、未来を担う子どもたちが誇れる宇土市を目指して、人口減少時代における構造改革について、宇土高校との連携による地域人材育成と地域課題解決についての２点について質問させていただきます。以後、質問席より質問いたします。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　まず、人口減少時代における宇土市の構造改革について質問をいたします。光井市長におかれましては、このたびの市長就任誠におめでとうございます。市長が掲げられた「ワンチーム宇土」という理念に、私は大いに共感しております。人口減少や少子高齢化が進む今、行政だけでなく、市民、地域、事業者が力を合わせてまちを支えていく視点は欠かせません。市長は「宇土市にとって一番の課題は、人口減少である。」と述べられました。しかし、私は人口減少そのものを恐れる必要はないと考えています。大切なのは、宇土に残りたい、宇土に戻りたい、そして宇土で挑戦したい、そう思える子どもたちや若者が育つまちであり続けることです。人口が減っても希望は減らさない、挑戦する人が育ち、安心して暮らし続ける宇土市をどうつくるのか。今回の質問では、市長が掲げる「ワンチーム宇土」の先にどのような未来を描いているのか、その実現のために何を守り、何を変えよ

うとしているのか、そして市民とどのような未来を共有しようとしているのか、決意をお伺いしたいと思います。

それでは、質問に入っていきます。市長は、縦割り構造の改革、職員の意識改革の必要性を訴えられており、その問題意識は大変重要だと考えています。人口減少時代に大切なのは、単に人口を維持することではなく、子どもたちが誇りを持てること、若者が挑戦できること、そして市民一人一人が宇土に住んでよかったと実感できるまちをつくることです。人材も財源も限られていく中、行政だけで地域を支える時代から、市民、地域、事業者とともに未来をつくる時代へ転換していかなければなりません。私は、「ワンチーム宇土」とは、その未来を共につくるための考え方であるべきだと考えています。ここでお伺いしたいのは、個別政策ではなく、未来の宇土市の姿です。お伺いいたします。市長は、人口減少が進む中で１０年後、２０年後の宇土市をどのような姿のまちにしたいと考えられているのか。その実現に向けて、「ワンチーム宇土」による連携強化によってどのような課題を解決し、どのような成果につなげようとしているのか。市長が考える構造改革とは、市役所内部の組織改革にとどまるものなのか、それとも地域経済、公共施設、地域コミュニティを含めたまち全体の変革を目指すものなのか。市長が掲げる縦割り構造の改革や職員の意識改革とは、具体的にどのような状態を目指しているのか。これからの社会において、今後の宇土市役所にはどのような組織力や職員像が求められているのか、その実現に向けてどのように考えられているのか。市長の具体的な見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

まず、施政方針でも述べましたが、市民の皆様が笑顔で幸せを感じるまち、そして、今お住まいの皆様がこれからも住み続けたいと思っていただけるまち、これが、私が目指す将来の宇土市であります。

そのために、１０年後、２０年後の人口減少を最小限に食い止めるべく、選ばれるまちとなるようにしなければならないと思っています。この選ばれるまちのためには、宇土市の場合、地域に応じて特徴が違っておりますので、取組方法はおのずと違ってくるとは思いますけれども、交通の要衝を活かし、人が交わるにぎわいがつくれる。そして、海や山、豊かな自然に恵まれた立地を活かす。そして、全国に誇れる絶景を活かし、観光地、文化財をつなぐ。そして、３万５千人の皆様が心と体が健康で幸せを実感できる宇土市にしなければならないというふうに思っているところです。

今の宇土市の魅力を磨き上げ、また新たに魅力をつくりながら、私自身が広告塔となって市内、そして市外へ発信してまいります。

人口減少・物価高騰・担い手不足など課題は山積しておりますけれども、これらの課題に

対し、「ワンチーム宇土」という言葉を使って取り組んでまいります。このワンチームには単なる協調・助け合いの枠を超え、市役所内部だけでなく、地域の企業、地域の住民が一丸となるという思いを込めています。異なる立場のみんなで知恵を出し合い、小さな成果を積み重ねて課題を解消してまいります。

そのためには、まず市役所内部を変えてまいります。議員からも御発言があった縦割りの構造は、決められたルールに則った業務や担当部署内で解決できる課題には効率的に機能いたします。しかし、多様化する住民ニーズは部署横断の対応が不可欠となります。横断的に業務を進めるよう職員に意識改革を促すとともに、私の副市長時代に自ら取り組んできた経験を活かしまして、複数部署の職員がメンバーとなるプロジェクトチームも効果的に運用してまいります。

また、何のためにこれを取り組むのか、私たちは何のために行動するのかという考え方を軸にし、それぞれの部署で自分たちに何ができるのかということを常に問い、考え、行動することを徹底していきたいと考えています。

なお、この横断的な意識は、市内部にとどまるものとは考えておりません。市内部の横断的な組織の先には、地域の企業、住民の皆様がいらっしゃる、それがまさに「ワンチーム宇土」というふうにつながると考えております。

そうは申しましても、多くの市の課題解決に地域の企業、住民の皆様が全てに関わっていただくことは容易ではないということは重々承知しております。市職員が、今よりさらに一歩外へ踏み出し、地域の課題を自ら感じるとともに、市の課題、考えを市民の皆様、地域の企業と共有できる関係づくりを目指します。そして、そこに信頼が生まれれば、必ず課題解決につながっていくものだと考えております。

ここまで考えを述べてまいりましたが、やはりその根幹は市職員の意識であると思います。私も職員として様々な経験をしてまいりましたけれども、職員の意識を変えることは簡単ではないと思っています。しかし、必ず変えることができる、そして、変えなければ宇土市は生き残れないという覚悟を持って取り組んでまいります。

職員が意欲を持って、生き生きと楽しく働ける市役所であるべきであり、地域の課題から目をそらさずに積極的に関わることができる、その意欲や頑張りをきちんと評価できる人事評価制度の見直しを進め、職員自身がやりがいを感じ、市職員であることに誇りを感じることができるような組織にしてまいります。

そして、宇土市の子どもたちが将来、宇土市で働きたい、宇土市役所で働きたいと思っていただけるようになることが、市役所、そして宇土市の明るい未来につながっていくものと信じております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。市長からは「宇土市は生き残れないと思っております。」という強い危機感のメッセージがありました。しかし、市長からこの目指す将来像、そして「ワンチーム宇土」を市役所内部だけではなく、地域の企業や住民の皆様まで含めた考えで進めていくという考えをいただいたかと思っております。人口減少時代においては、理念だけではなく、それを支える行政経営の在り方が問われます。

そこで次に、その土台となる公共施設と行政サービスの再設計についてお伺いいたします。人口減少と財政制約の中で、市民サービスを維持していくことは本市の大きな課題です。熊本地震から復旧・復興が進んでいく中、多くの公共施設の維持更新にも向き合わなければなりません。しかし、これは単なる施設管理の問題ではありません。学校や公民館、スポーツ施設、文化施設は、市民の暮らしや地域のつながりを支える大切な基盤です。だからこそ、施設を残すか、なくすかという議論だけではなく、将来にわたって、市民が安心して暮らし続ける地域をどう残していくのかという視点が重要だと考えています。人口減少が進む中、これまでと同じ施設数や行政サービスを維持し続けることは難しくなります。一方で、単純な削減だけでは、地域の活力や暮らしそのものを損なうおそれがあります。限られた財源の中で、将来世代に過度な負担を残さず、必要なサービスを維持していく。私は、これが人口減少時代における自治体経営の重要な課題だと考えています。

そこでお伺いいたします。市長は、公共施設の将来負担についてどのような危機感と認識を持っておられるのか。公共施設等総合管理計画を今後どのような考え方で進め、施設の統廃合や多機能化に向けた優先順位をどのように定めていこうと考えられているのか。人口減少が進む中、行政サービスの維持・最適化と財政健全化をどのように両立し、将来世代へ過度な負担を残さない持続可能な行政運営を実現していこうとされているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

まず、公共施設の将来負担に対する認識についてであります。

本市が保有する公共施設の多くは、建設から数十年が経過しておりまして、今後、大規模改修や建て替えが集中的に発生する時期を迎えます。熊本地震からの復旧・復興に要した財政負担が続く中、さらに施設更新コストが重なることとなれば、将来世代が担う財政負担は相当程度増大するおそれがあると認識しており、重大な財政上の課題として真剣に受け止めているところであります。

加えて、人口減少が加速していく中で、現在の施設数と同等のサービス水準を将来にわたって維持し続けることは、財政的にも人的にも、持続することが困難になると認識をしてお

ります。今後の維持管理費の増大を放置すれば、時代の変化に応じた新たな事業や市民サービスに支障を来しかねないという危機感を強く持っているところです。ただ単に、施設を削減するか、しないかという二項対立の議論ではなく、将来世代に引き継ぐべき最適な行政サービスとは何かについて、議会や市民の皆様との対話を重ねながら、最終的には市長として責任ある決断を取らなければならないと強く認識しております。

次に、公共施設等総合管理計画の今後の進め方と優先順位についてであります。

公共施設の在り方を検討するに当たっては、公共施設等総合管理計画における施設の更新・統廃合・長寿命化等の考え方を踏まえ、利用実態や老朽化の状況、維持管理コストなど多角的な視点から実態を把握する必要があります。その際、単に感覚的な判断にとどまらず、市の現状を示す様々な分野のデータを複合的に用いながら、施設の利用状況や更新費用の規模、地域における代替施設の有無などの視点も加えて、中長期的に優先順位を判断できるよう、評価の考え方や視点を整理しながら、統廃合や多機能化についても検討していく必要があると考えております。また、こうした施設の在り方を考える上では、本市単独での視点にとどまらず、近隣自治体や県、国との連携・役割分担を意識し、本市がなすべき事業を選択していくという視点も、今後一層重要になってくると認識をしております。併せて、地域住民に対しても丁寧に情報を示し、地域との対話を通じて合意形成を図ることも、優先順位を決めていく過程では非常に重要であると考えております。

最後に、行政サービスの最適化と財政健全化の両立についてであります。

サービスの量を維持することと質を守ることは、必ずしも同じではないと思っております。デジタル技術の活用や民間・地域団体との連携を組み合わせ、また、公共施設の適正規模を検討するなど費用対効果を高めながら、必要なサービスを必要な人に持続可能な形で届けていけるよう取り組むことが重要であると考えております。

将来世代に過度な負担を残さないことは、今を生きる私たちの世代の責任であります。今の市民のために何ができるかと同時に、将来の市民に何を残すべきか、この二つの視点を持ちながら、人口減少・少子高齢化に伴う財政状況の変化も踏まえ、そして公共施設と行政サービスの在り方について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。公共施設の将来負担について、市長からの強い危機感とデータに基づいた優先順位付け、地域との対話を重視している旨を答えていただいたかと思います。一方で、公共施設や行政サービスを持続可能にしていくためには、支出の見直しだけではなく、地域経済を強くし、自主財源を生み出すことも欠かせません。そこで、「仕事とにぎわいのある宇土」について、お伺いしていきたいと思います。地域経

済の持続可能性を高めることは、まちの活力を維持する上で極めて重要です。市長が施政方針で掲げられた農業・漁業の担い手支援、土地開発、ホテル誘致、企業支援、コワーキングスペース整備などは、いずれも重要な取組だと考えています。しかし、人口減少時代においては、個別政策を進めていくだけでは十分ではありません。私は、若者が宇土で働けること、宇土で挑戦できること、そして子どもたちが将来に希望を持てること、それこそが地域経済政策の目的だと考えています。人口減少や後継者不足が進む中で、地域経済を維持していくためには、人やお金、挑戦が地域の中で循環する仕組みが必要です。１次産業、商業、観光、企業支援などがつながり、新たな仕事や担い手が生まれる流れをつくっていかなければなりません。私は、挑戦する人が増える、働く場が生まれる、そして次の世代へつながる。そんな循環する地域経済を作ることが重要だと考えています。これからの自治体経営は、行政だけで完結するものではありません。地域には、知恵や経験、そして挑戦する人材があります。行政と民間が同じ未来を見据え、それぞれの強みを活かし、取り組むことで、宇土市にはまだまだ大きな可能性があると考えています。

そこでお伺いいたします。市長は変化する社会情勢の中で、宇土市の基幹産業の現状と課題をどのように認識しておられるのか。農業、漁業、商業、観光、企業支援など、どのように有機的に結びつけ、地域内で経済が循環し続ける構造を構築していこうと考えられているのか。市長が考える民間との共創とは、どのようなパートナーシップを目指すものなのか。市長は、１０年後の宇土市経済をどのような状態にしたいと考えられているのか。その実現に向けた考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

私は、市長就任に当たり、「ワンチーム宇土」を掲げ、市民の皆様が笑顔で幸せを感じながら暮らせるまちの実現を目指しております。

人口減少や少子高齢化が進む中でも、市民の皆様が、宇土市に住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、地域経済の活性化と持続可能な産業基盤の確立が重要であると考えております。

まず、本市の基幹産業の現状と課題についてであります。

本市は、農業や漁業をはじめとする豊かな地域資源に恵まれておりますが、生産者の高齢化や担い手不足が進行しており、商業においても事業承継や消費行動の変化への対応が求められております。また、観光分野においても、国内外の観光客は増加していますけれども、受入体制の整備や交流人口の拡大が課題であるというふうに認識をしております。

一方で、有明海の豊かな恵みや御輿来海岸をはじめとする自然環境、歴史・文化資源、更には熊本都市圏へのアクセスの良さなど、本市には大きな可能性があります。

私は、本市の課題は、こうした優れた地域資源や産業が存在しているにもかかわらず、それぞれが十分につながり、地域全体の活力向上や所得の向上につながる仕組みが十分ではないのではないかと考えております。

そのため、農業、漁業、商業、観光、そして創業支援などをそれぞれ独立した取組として進めるのではなくて、相互に連携させ、地域内で人やモノ、お金が循環する仕組みを構築していくことが重要であると考えております。

例えば、農業や漁業で生産された地域産品の付加価値向上や販路拡大を図り、その魅力を観光や物産振興につなげることで、市外からの来訪者の増加や地域内消費の拡大を目指してまいります。また、宇土駅周辺の活性化やホテル誘致による交流人口の拡大を図ることで、地域経済への波及効果を高めてまいります。

さらに、起業支援やコワーキングスペースの整備などを通じて、新たな事業や雇用の創出を促進し、地域資源を活用した新たな挑戦が生まれる環境づくりに取り組んでまいります。このように、既存産業の振興と新たな産業の創出を結びつけながら、地域内で経済が循環し続ける仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

次に、民間との共創についてです。

私が考える民間との共創とは、単なる業務委託や役割分担ではなく、市民、事業者、行政が地域の将来像や課題認識を共有して、それぞれの強みや知見を活かしながら、新たな価値を共に創り上げていくという取組であります。

人口減少や担い手不足など、地域を取り巻く課題が複雑化する中、行政だけで地域経済の活性化を実現することは極めて困難です。だからこそ、民間事業者の持つ専門性や発想力、ネットワーク、リサーチ力もあると思います。それを活かしながら、地域課題の解決や新たな価値の創出につなげていくことが重要であると考えております。

そのためにもトップセールスは惜しみなく動いてまいりますし、多くの事業所と対話をし、連携協定も積極的に締結してまいりたいと考えております。

特に、土地開発による宇土駅周辺の活性化やホテル誘致、観光振興、創業支援などにおいては、民間との共創を推進し、「ワンチーム宇土」の考えのもと、市民、事業者、行政が連携した取組を進めてまいります。

最後に、１０年後の宇土市経済の姿についてであります。

私は、１０年後の宇土市が、基幹産業を支える担い手が育ち、農業、漁業、商業、観光などの各分野が互いに連携しながら活力を生み出し、宇土で働く、宇土で挑戦することができるまちになっていることを目指します。

また、市民の皆様が宇土に誇りを持ち、住み続けたいと思える環境の中で、新たな事業や雇用が生まれ、地域内で所得や消費が循環する持続可能な地域経済が実現されていることが

理想の姿であります。

その実現に向けましては、市民、事業者、行政が一体となった「ワンチーム宇土」の取組を進め、「仕事とにぎわいのある宇土」の実現に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。市長から単独な個別を進めるのではなく、地域内で人、モノ、お金が循環する仕組みをつくっていくという力強いメッセージをいただきました。ありがとうございます。ただ、こうした構造改革や地域経済の活性化は、市長もおっしゃられましたが行政だけで実現できるものではありません。市民や地域が主体的に関わり、地域課題を共に解決していく仕組みが必要です。

そこで次に、市民との対話と地域運営をどのように政策に反映していくかについてお伺いしたいと思います。人口減少時代の構造改革は、行政だけでは進められません。これからの宇土市は、市民や地域、事業者がそれぞれの役割を担い、地域全体で未来をつくっていくことが必要です。私も地域活動やＰＴＡ活動を通して、多くの市民の皆さんとお話しする機会がありますが、宇土市の未来を心配し、地域のために何かしたいと思っている方は少なくありません。一方で、その思いが地域づくりや行政運営につながる機会は、まだ十分とは言えないように感じています。私はこれからの時代、行政が何をしてくれるかではなく、私たち自身が宇土の未来にどう関わるのかという視点が重要になると考えています。市長は「ワンチーム宇土」や幅広い意見を聴く市政を掲げられ、まちづくり座談会もこれから予定されています。その姿勢は大変重要ですが、本当に大切なのは、聴いた声をどのように政策や地域づくりにつなげていくかではないでしょうか。人口減少が進む中では、地域や世代によって考え方も異なります。だからこそ、多様な意見をどのように整理し、未来のまちづくりへ反映していくのか。そのプロセスが重要だと考えています。市長が掲げる地域運営組織（ＲＭＯ）は、これからの地域づくりに重要な仕組みになると考えています。私は、ＲＭＯとは単なる組織づくりではなく、地域が自ら未来を考え、行動できる仕組みだと捉えています。行政と地域がそれぞれの強みを持ち寄りながら、市民が主体的に地域づくりへ関わることが、本当の意味での「ワンチーム宇土」につながると思います。市民が主体的に地域課題の解決に関わり、行政と地域が対等なパートナーとして支え合う宇土市をどのように実現していくのかお伺いしていきたいと思います。市長は、前市長から取り組んでこられた「話を聞く市役所」の姿勢をどのように評価し、新市政においてどのように発展させていこうと考えられているのでしょうか。座談会や懇談会などで寄せられた多種多様な意見をどのように整理し、優先順位を付け、政策形成や予算編成へ反映していこうと考えられているのか。第７次宇土市総合計画において、市民意見をどのような位置づけとして考えられているのか。市長が掲

げる地域運営組織（ＲＭＯ）とは、宇土市においてどのような姿を目指すものなのか。地域と行政がどのような役割分担のもと、地域課題の解決に取り組み、持続可能な地域づくりを進めていこうと考えられているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

元松市政における「話を聞く市役所」の姿勢は、市民の声を積極的に受け止める取組として、大きな意義と成果を挙げたものというふうに受け取っています。

私自身、職員時代、地域住民や地域活動団体の方と直接お話ができる部署が多かったものですから、そのおかげで多種多様な考え方、そして一緒に苦労したり、一緒に学んだり、一緒に喜んだりというような機会をたくさんいただいて、つなげることができました。

このような経験を踏まえて、市民の意見を政策形成の出発点とする前市政の姿勢をさらに深化させて、そして実践的な政策形成へと発展させるため、座談会や懇話会で寄せられた意見を体系的に整理をしまして、そして分類し、分析する仕組みを構築し、課題の優先順位付けや政策立案への即時性を向上させていきたいと思っています。

そこで、第７次総合計画においては、市民一人一人の声を市の将来像を描く重要な要素として位置づけます。市内７地区で座談会を実施し、市民が積極的に議論に参加できる環境を整備することで、「共に作り上げる計画」を目指し、市民との協働を基盤とし相互尊重を意識しながら総合計画を策定してまいります。

高齢者、子育て世代、農業、漁業、商業など、分野ごとに御意見やニーズは様々にあると思います。そこで、何のためにするのかという考えを起点として持つことで、分野ごとの御意見やニーズが、最終的には第７次総合計画の施策の柱につながっていくというふうに感じています。また、市内七つの地区においてもニーズはそれぞれ違うと思います。東部地区ではにぎやかな商業を、西部地域では観光や自然を活かした交流という形で、地域の個性を磨くといった視点にも立ちながら、それぞれのニーズを酌み取り、総合計画をつくり上げてまいります。

また、地域運営組織（ＲＭＯ）は、その地域の特性や課題、地域住民のニーズを的確に把握し、市民と行政が協働で地域課題の解決に向き合い、持続的な地域づくりを推進するための重要な枠組みの一つであると考えます。

全国では、広島県の生桑振興会による地域のサービス拠点の再生や、山形県のきらりよしじまネットワークによるＩＣＴを活用した見守りや買い物支援など、複合的な課題に一体的に取り組む活動が広がっています。総務省が作成しております令和７年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書においても、地域運営組織数は年々増加しており、地域における地域運営組織の重要性がうかがえるものというふうになっております。

その中で、本市としましては、先日もお伝えしましたとおり、宇土市地域運営組織プロジェクトチームを７月に発足することとしておりますので、まずは、地域運営組織の制度の研究・調査を進め、一歩踏み出す動きをしてまいります。

そして、地域住民が主体的に活動できる体制を整備するための情報提供や資源活用のサポートを引き続き行いながら、住民間のつながりを強化し、柔軟に地域課題解決へと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。地域運営組織については、先日も御回答いただいているのが７月から具体的な動きが始まるということで、本当に期待しております。一方で、今回の答弁は何を目指すのかという理念や方向性が中心であり、地域運営組織以外については、いつまでに誰がどのように実現するのかという具体的な実行戦略や数値目標については、今後、これからさらに議論を深める余地があると感じました。今回の議論を通じて、市長が目指す市政運営の考え方は、一定程度共有することができました。ありがとうございます。そして私は、この構造改革を本当に前へ進めていくためには、もう一つ欠かせない視点があると思っています。それが、これからの宇土市を担う人材をどう育てるのかという視点です。

そこで、大きなテーマの二つ目として、宇土高校との連携による地域人材育成と地域課題解決について進めていきたいと思います。私は、これからの宇土市を担う人材をどう育てるかという視点が非常に重要で、どれだけ計画や施設を整備しても、それを活かし、地域を支えていく人がいなければ、まちは持続できません。前回の議会でも取り上げましたが、私は人口減少時代における最も重要な投資は人への投資だと考えています。その意味で、本市唯一の高校であり、ＳＳＨ指定校として全国レベルの探究活動を行っている宇土高校は、宇土市にとって大きな可能性を持つ存在であると考えております。今回、宇土高校の先生からお話を伺う機会がありました。高校生たちは地域課題に真剣に向き合い、自ら考え、行動しています。私は、高校生を単なる学ぶ側ではなく、地域課題の解決に参加する主体であり、宇土市の未来を共に創るパートナーとして捉えていく必要があると考えました。宇土で学べてよかった、宇土で挑戦できてよかった、そして将来また宇土に関わりたい。そう思う若者を一人でも増やしていくことが、人口減少時代における最も価値ある未来への投資ではないでしょうか。今回、宇土高校との連携を単なる教育支援ではなく、宇土市の未来戦略という視点から質問していきたいと思います。まず最初に、宇土市総合戦略では、子どもや若者が探究しチャレンジできる環境づくり、そして宇土高校魅力化支援が位置づけられています。宇土高校では、ＳＳＨ指定校として、地域課題や社会課題をテーマとした探究活動や課題研究

が行われており、データを活用しながら分析し、解決策を考える活動に取り組まれています。私は改めて、宇土市にはこんなにも可能性を持った若者がいるのかと率直に感じました。若者を単に地域から離れていく存在として捉えるのではなく、地域の未来を共に考え、共につくる存在として捉えていくことが非常に重要だと考えています。宇土高校で行われている探究活動は、地域課題を発見し、分析し、解決策を考えるという、まさにこれからの地域づくりにつながる学びではないでしょうか。高校生の提案や活動が地域や行政に活かされれば、若者にとっても、地域にとっても大きな価値が生まれると思います。一方で、こうした取組や成果が行政施策や地域活動へどのようにつながっているのか、市民の皆様にどのように伝わっているのかは、まだ十分ではないと考えています。

そこでお伺いいたします。これまでの宇土市として、宇土高校とどのような連携や取組を行ってきたのでしょうか。また、それらの取組を通じて、どのような成果があり、学校現場と行政との連携においてどのような課題があったと認識しているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

本市では、宇土高校との協力体制を強化するため、昨年度に高校との連絡窓口を企画課に定め、高校生の探究活動がスムーズに進むよう、連携を密にして取組を進めているところです。また、昨年に引き続き、今年度も５月に、宇土高校の校長先生と市長が連携に向けた意見交換を行うなど、連携強化に向けて互いの意向を確認しながら取組を進めております。

昨年度の事例を申し上げますと、本市の特産品である柑橘類等によるフードロスの削減と地域活性化に関する探究活動を行う生徒たちに対して、農林政策課が、農家を紹介する取組を行いました。これにより、生徒たちは、農家の方から現場の声を聴き、リアルな課題やニーズを直接把握することができ、研究の質と実効性が大きく高まったのではないかと感じております。

一方で、課題も見えてまいりました。その一つとして、紹介先の農家と生徒たちをマッチングした場合、収穫時期によっては研究の時期に必要な材料を提供できないケースがある点が挙げられます。生徒の探究活動は学校の年間スケジュールに基づいて進行するため、収穫が予定より遅れる、あるいは早まる場合、素材が揃わず、研究に支障が出る可能性があります。こうした課題に対応するには、研究スケジュールと農業のサイクルとの調整を十分に行い、それに基づいた適切な協力体制を構築することが重要と考えます。

このような、今までの取組で得た知見を活かしながら、今後も宇土高校との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。これまでの取組とその課題について御報告いただきましてありがとうございます。

続いて、この宇土高校の魅力化支援についてお伺いしていきたいと思います。市長のマニフェストにおいても、「宇土高校の魅力を最大限に活かす支援法を検討する」と掲げられています。私はこの魅力化という考え方は大変重要だと思っており、高校の魅力とは、進学実績や部活動だけではありません。地域で学ぶこと、地域の人たちと出会うこと、地域課題に向き合い自ら挑戦できること、そうすることで、この学校で学べてよかった、この地域で育ってよかった。そう思えることこそ、本当の意味での魅力ではないかと考えています。少子化が進む中で、高校魅力化は単なる学校支援ではなく、人口減少対策であり、地域づくりにもつながる取組だと思います。市長は、企業支援やコワーキングスペース整備、民間との共創を掲げられています。私は、こうした施策と宇土高校が結びつくことで、さらに大きな可能性が生まれると考えています。高校生が地域で挑戦する事業者や起業家と出会い、自ら考え、挑戦する経験は、教室だけでは得られない学びになります。そして、宇土にも挑戦できる場所がある、そう感じる若者が増えることは、将来の地域づくりにとって大きな財産になるのではないでしょうか。私は、魅力化とは施設や制度を整えることではなく、若者が未来に希望を持てる環境づくりであると考えております。

そこでお伺いいたします。現在宇土市として、宇土高校魅力化支援をどのような方向で考えられているのか。今後予定されているコワーキングスペース整備や起業支援等の施策において、高校生が民間事業者や起業家と接点を持ち、実戦的な挑戦ができるような連携を想定しているのか、企画財政部長にお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

第３期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけている、今後の宇土高校魅力化支援の方向性については、地域社会との結びつきを強め、持続可能な魅力ある教育環境を形成していくことが鍵であると考えます。この中には、生徒が自ら考え、実践し、社会に貢献できる人材へと成長するための土壌づくりが含まれます。特に、地域資源を活用した教育プログラムや、宇土高校が歴史的な歩みの中で、科学技術分野における先進的な学びの場として築いてきたスーパーサイエンスハイスクール（ＳＳＨ）による教育プログラムを通じ、宇土高校の特性を最大限に活かした教育活動の展開がポイントになると考えます。

さらに、科学技術分野における高い教育水準を保つ一方で、多様な資質を育成することも大切です。このためには、ＳＳＨとしての強みを活かしつつ、地域全体の活性化につながるような取組を継続的に行うことも必要です。これにより、宇土高校の魅力はさらに高まり、

地域の誇りとなる存在としての役割を果たせると考えます。

加えて、高校生が自ら何を研究したいのかという自主的な研究内容を第一に尊重する姿勢が欠かせません。その上で、民間事業者や起業家との接点を持ち、有意義な研究につながる場合には、適切なマッチングや連携も支援していきたいと考えます。高校生の主体的な研究テーマがそうした連携を必要とする場合には、その環境を整える努力を惜しまない方針です。

宇土高校の魅力化支援に向けた活動は、学校関係者や地域住民の皆様が力を合わせ、未来を担う高校生に最善の学びの環境を提供するための重要なプロジェクトであります。この支援を通じ、宇土高校がこれからも長きにわたり地域で愛される存在であり続けるよう、教育活動の充実へ協力してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。続きまして、私は、宇土高校ＳＳＨの大きな価値は、地域課題を自分事として捉え、データや論理を用いて解決策を考える力を育むことであると考えています。この学びこそが、人口減少時代における地域づくりです。宇土市には公共交通、防災、通学路安全、商店街活性化、人口減少、地域産業など、様々な多くの地域課題を抱えています。私は、行政が抱える課題と高校生が取り組む探究活動は、本来、非常に親和性が高いと考えています。例えば、高校生自身が通学路の危険箇所を調査し、データを分析して改善策を提案する。あるいは人口減少時代の宇土市について、高校生ならではの視点で未来のまちの姿を描く。そうした活動は単なる学習ではなく、未来の宇土市を考える実践の場となると思います。自分たちの提案が実際のまちづくりに反映される経験は、地域への愛着や当事者意識を育むことにもつながります。私は、これからの若者を地域にとどめることではなく、宇土とのつながりを持ち続けてくれる人を増やすことだと考えています。その意味でも、高校生の探究活動は、未来の関係人口づくりにつながる大きな可能性を持っています。そのためには、行政が持つデータや地域課題に関する情報、更には実証実験の場などを提供し、高校生の挑戦を積極的に支える仕組みが重要です。若者と共に宇土市の未来を考える仕組みづくり、そこについてお伺いいたします。宇土高校の生徒が取り組む地域課題研究に対し、行政が保有するオープンデータや統計データの提供、実証実験のフィールドの提供、担当部局との意見交換、成果発表の場の創出など、単発ではなく継続的な仕組みとして提供していく考えはあるのでしょうか。生徒自身が通学路の危険箇所をデータとフィールドワークで検証し、市へ提言する取組や、高校生が描く未来の都市構想など、高校生の柔軟な発想や探究成果を宇土市の課題解決や将来構想づくりへ活かしていく連携体制について、企画財政部長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

市では、高校生が地域課題研究に取り組む際に必要となるデータに関し、市が保有する統計データ等の情報提供について、可能な限り協力する意向を持っております。また、実証実験のフィールドの提供についても希望があれば、可能な範囲で協力を行い、高校生の実践的な研究活動を支援してまいります。

昨年度は、高校生の研究活動に関連する部署の職員が高校を訪問し、研究の中間段階において意見交換を行いました。この場では、市職員から研究に関するアドバイスや協力体制に関する提案を行い、高校生の研究を支援する取組を実践しております。

また、宇土高校では、例年、ＳＳＨ研究等の成果発表により、探究活動について多角的な視点で学びを共有するため、熊本城ホールや宇土市民会館などの大会場で、高校生たち自身がプレゼンテーションやポスターセッションを行う発表会を開催されております。本市にも御案内をいただき、参加させていただいておりますが、高校生の高度な研究成果には、例年目を見張るものがございます。

さらに、高校生の柔軟な発想や新しい視点を取り入れることは、宇土市の課題解決や将来構想づくりにおいて非常に有意義であると考えております。このため、高校生の研究成果を地域づくりに活かせる可能性を見据え、市として高校との連携を継続的に強化していく考えです。

また、市では今月３０日から来月１２日にかけて、７地区において、まちづくり座談会を開催する予定です。幸せを感じられるまちづくりを目指すため、幅広い年代の多くの方から意見をいただきたいと考えており、広報紙でのお知らせのほか、宇土中、宇土高の生徒たち一人一人にもチラシを配布し、参加を呼び掛けているところです。いただいた御意見は、今年度策定する第７次宇土市総合計画に反映していく予定としておりますので、多くの生徒の皆様に御参加いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。第７次総合計画に向けて、宇土中、宇土高校に呼び掛けられているということで、参加があるか分からないですが、参加していただいたときには、是非声を拾い上げていただきたいと思います。

続いての質問です。これまでは宇土高校と行政との連携という視点でお伺いしてまいりましたが、私は、宇土高校との連携の価値はそれだけにとどまらないと考えています。人口減少時代においては、若者が地域の課題を知り、自ら考え、地域への誇りや当事者意識を持つことがますます重要になると考えています。私は、地域課題を学ぶことは、自分たちの地域の未来を考える力を育てることだと考えています。これからの時代は、課題を発見する力、

情報を整理する力、仲間と協力する力、自ら行動する力が求められます。宇土高校で行われている学びは、まさにそうした力を育む実践であると思っています。その成果を高校だけにとどめるのではなく、小中学校や地域へ広げていくことも大きな意義があると考えています。高校生の探究活動に触れることで、子どもたちが地域課題や学びに関心を持つきっかけになるかもしれません。地域について学び、考え、行動する経験は、地域への愛着や誇りにつながります。私はこれからの時代、本当に必要なのは宇土を大切に思う人を増やすことだと考えています。その土台となるのが教育であり、若い世代の地域参画になると思います。だからこそ、宇土高校で培われている探究的な学びを小中学校へ、そして地域全体へ広げていくことに大きな価値があると考えています。

そこでお伺いいたします。市の小中学校や教育委員会が、宇土高校の公開授業や課題研究発表会などから積極的に学び、その高度な探究ノウハウを地域全体の教育へ波及させていく、いわば「縦の教育連携」について、どのように考えられているのでしょうか。地域課題の解決に取り組む学びを通じて、教育部としてどのような資質・能力を持った若者を育成していきたいと考えられているのか。例えば、データ活用力、論理的思考力、主体性、協働性、そして地域への愛着、これからの時代に求められる力をどのように育んでいこうとされているのか、教育部長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

宇土高校では、小学５・６年生を対象とした学びの部屋や、小中学生を対象とした進路・キャリアセミナー等の事業に積極的に取り組んでおられます。また、ＳＳＨ事業においては、生徒が自ら課題を設定し、情報を収集分析しながら、主体的に学びを深める探究学習や課題研究など、先進的な教育活動が実施されております。

教育委員会としましても、このような宇土高校の取組は、高校教育にとどまらず、小中学校における探究的な学びやキャリア教育を推進する上で、大変参考になるものと考えております。

特に、公開授業、課題研究発表会、ワークショップ、探究活動をまとめたポスターの貸出し等につきましては、児童生徒が身近な先輩たちの学びに触れる貴重な機会であり、宇土高校の魅力を感じたり学ぶ意欲や将来への夢を育んだりすることにもつながるものと期待しております。

御質問にございました縦の教育連携につきましては、高校生にとっては、これらの活動が学びの成果を発信する機会となり、小中学生にとっては、身近な目標となる高校生の姿から直接学ぶことができるなど、大きな教育的効果が期待できるものと考えております。また、地元の高校生との交流を通して、地域への愛着や誇りを育むとともに、将来の進路や生き方

について考える機会にもつながるものと考えております。

次に、地域課題の解決に取り組む力や地域社会を担う人材育成についてですが、これからの時代においては、知識を習得するだけでなく、自ら課題を発見し、必要な情報を収集・分析し、多様な人々と協働しながら解決策を考え、発信していく力が求められております。そのため、教育委員会としましては、「知・徳・体」の調和の取れた成長を基本としながら、主体性や協調性、論理的思考能力、問題解決能力を育むとともに、地域の課題や魅力に目を向け、自分事として考えるように導くことで、ふるさと宇土を愛し、将来の地域社会を支える人材の育成を目指してまいりたいと考えております。

そのためには、地域の人々や企業、関係機関との連携を図りながら、地域の課題や魅力に触れる体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、あらゆる教育活動の中で、子どもたちが主体的に考え、対話し、協働する機会を設けてまいります。

今後も、宇土高校と市内の小中学校との連携を充実させたり、家庭や地域との協働を図ったりしながら、子どもたち一人一人の可能性を伸ばす教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　御答弁ありがとうございます。教育部から縦の教育連携について積極的な取組についての御回答をいただき、ありがとうございます。

最後の質問に入りたいと思います。私は今回の質問を通して、宇土高校は単なる教育機関ではなく、宇土市にとって極めて重要な地域資源であり、未来への投資先そのものだと改めて感じました。人口減少が進む中、施設や制度への投資も重要ですが、これからの自治体経営において最も重要なのは、人への投資だと考えます。どれだけ立派な施設や制度があっても、未来を担う人がいなければ地域は持続できません。だからこそ、若い世代への投資は、未来の宇土市への投資そのものだと考えています。宇土高校は本市唯一の高校であり、全国トップレベルの探究活動を行うＳＳＨ指定校でもあります。私は、その価値を進学実績だけではなく、地域課題を考え、地域の人と関わり、自分の言葉で未来を描く経験を積み重ねていくことであると思います。宇土市も高校を支援するという考え方から、高校生と一緒に未来をつくるという考えへ進化させていくのはどうでしょうか。高校生の提案を市役所が受け止め、フィールドで実践し、その成果を宇土市へ還元していく。そうした流れが生まれれば、高校生にとっても地域にとっても大きな価値が生まれるはずです。大切なのは、やってみたいと思った若者を応援する仕組みがあることではないでしょうか。私は、これからの時代に本当に重要なのは、宇土を誇りに思う若者を育てることだと思っております。自分は宇土で育った、宇土にはお世話になった、いつか宇土のために何かしたいと思う若者が増えていけば、宇土市の未来は決して悲観するものではないと思っております。

そこで、お伺いいたします。市長は宇土高校を単なる支援対象ではなく、宇土市の未来を共につくるパートナーとして、どのように位置づけられているのでしょうか。生徒による地域活動や研究への挑戦を後押しするため、市として独自の支援制度や若者チャレンジ枠など予算措置を検討する考えはないのでしょうか。さらに、市長が掲げる「ワンチーム宇土」の中に宇土高校をどのように位置づけ、地域人材育成、地域課題解決、関係人口の創出、若者の還流へつなげようとしているのか、宇土市の未来戦略として市長のグランドデザインに対する熱い思いをお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

宇土高校につきましては、「ワンチーム宇土」実現に向けた六つを整備しておりますけれども、その中で、「宇土高校の魅力を最大限に活かす支援方法を検討する」という言葉で掲げさせていただいて、本市にとって必要不可欠な大切な宝物だというふうに思っております。

ただ、残念ながら本市を含む宇城地域が熊本市と同じ学区になったことを主な要因として、宇城地域から熊本市内への生徒流出が顕著になりまして、今年はやや持ち直したというふうに感じておりますが、令和５年度からは、もう定員割れがずっと続いているのが現状であります。

多くの生徒に宇土市やその周辺地域から宇土高校に通っていただくことは、子どもたちの宇土市への誇りや愛着、そして積極的にまちづくりに関与しようとする、いわゆるシビックプライドを醸成していく上でも、非常に重要なものだと考えます。人口減少が避けられない現状を考えると、宇土高生一人一人が、宇土のまちづくりに貢献したい、住み続けたい、離れたとしても関係を持ち続けたいと思っていただくことが理想の形です。これは、議員がおっしゃるとおりだと思います。

私は、まちづくりは人づくり、そして、教育は未来への投資だというふうに考えております。これは宇土高校のみならず、宇土市内小中学校も含む当然のことだと思います。そのために市ができることがあるのならば、私は協力を惜しむつもりはございません。そこで５月には、本市に対する宇土高校からの要望というか、いろんな協議をするために校長先生との意見交換を行わせていただきました。市として何ができるのかという観点をテーマにいろいろと話をしていきますけれども、宇土高校はやはり県立高校ですので、県がすべきものというところも当然持った上でいろんな協議を進めてまいりますので、予算をどこまで付けるとかというのは安易に、簡単に今、私の発言は控えさせていただきたいと思います。

私は、宇土市で育った子どもたちや宇土高校を卒業する、宇土高校に関わった方々に、将来、宇土市役所で働きたいというふうに思っていただきたい。そして、宇土市の未来を一緒につくっていきたいというふうに願っております。このため、宇土高校に在学している時期

に本市のまちづくりに関わっていただくことは、理想実現のために非常に有効な手段だというふうに思っています。先ほどからお話を出しておりますけれども、第７次宇土市総合計画策定のためのアンケート調査も宇土高生を対象として行いまして、それからまちづくり座談会にも参加していただくように呼び掛けもさせていただいているところです。

宇土市で育った子どもたちや宇土高校生に、宇土市に関心や誇りを持ってもらうためには、市民に一番近い存在である市役所の職員がやりがい、やる気を持って仕事に取り組んでいる姿勢を見せることも必要じゃないかなと思っています。そのために、話を聞く市役所、動く市役所の実現に、職員とともに取り組んでまいります。

宇土市に１校しかない高校である宇土高校は、募集定員に満たない状況が続いており、この状況に対し、宇土高校関係者や同窓会、地域の方々が本当に危機感を持っておられます。先ほどから紹介がありますとおり、宇土高校は、県下でも先進的な教育プログラムを導入・展開し、全国的に高い評価をいただいているものの、その内容をなかなかうまく伝えることができていないことは大きな課題でもあると思います。宇土高校の存在は宇土市の活力の一つでもあるというふうに考えておりますので、県立高校ではあるものの、宇土市に何ができるかという視点で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　土黒功司君

○１番（土黒功司君）　宇土高校支援のみならず、宇土市の子どもたちに対する市長の熱い思い、本当にありがとうございます。宇土市の子どもたちが誇れるまちとなるよう、私も宇土高校卒業生として、まだこれからも一生懸命頑張っていきたいと思っております。いろんな質問に対する回答、本当にありがとうございました。最後に光井市長、これから宇土市を変えていきましょう。そして宇土市を前に進めていきましょう。これで私からの質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　昼食休憩の時間ですが、このまま会議を続けるため、また職員の入れ替わりのため、５分ほど休憩を取って、１２時４０分から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後０時３２分休憩

午後０時３９分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

２番、杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　会派「志」の杉本寛です。空腹で皆さんお疲れのところ、さっさ終わ

れよという、ちょっとプレッシャーをすごく感じますけれども、なるだけ手短に終わらせたいと思いますので、申し訳ありません、今しばらくお付き合いいただければと思います。では以後、質問席より質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　それでは早速、前置きは割愛して質問に入っていきたいと思います。質問内容といたしましては、台南市との友好交流協定後、今日まで本市におかれましては、どういった取組をしてこられたのか、やはりまだまだたくさんの方々に、本市の取組、活動等を多くの人に知っていただきたいという意味で、改めて質問させていただきたいと思いますので、企画財政部長お願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

令和７年３月に、台南市と本市を含む宇城地域で友好交流協定を結んでおります。

その後、令和７年６月と今年の５月に台南市政府から本市に給食用としてパイナップルを無償で御提供いただき、市内の児童生徒が給食で南国の味を堪能しました。

令和７年１１月には、台南市で開催された国際旅行博に本市職員２名を派遣し、宇土市の特産品や観光名所の売り込みを行っております。

令和７年１２月と令和８年３月には、前年度に引き続き、住吉中学校と台南市の南化國民中学校において、オンライン交流を行いました。さらに、今年度中には、網田中学校と東山國民中学校とのオンライン交流を開始する予定です。また、湯徳章氏の日本語版の絵本を市内中学１年生全員に配布し、市学芸員による出前授業も実施しました。その後、各中学校において湯徳章氏について学ぶ授業を実施し、台南市と宇土市の架け橋である湯徳章氏についての理解を深めました。

令和８年１月からは、台南市と宇土市の観光施設の相互優待割引企画を開始しております。

令和８年３月１１日から１３日には、宇土市、宇土市議会、美里町の代表団で台南市を訪問し、台南市長、台南市議会への表敬訪問や南化國民中学校の訪問などを行い、台南市との更なる関係強化を図りました。なお、南化國民中学校に対して住吉中学校との姉妹校協定締結を御提案したところ、非常に前向きな御回答をいただいております。

令和８年３月２０日には、熊本市のＤｅｎｋｉｋａｎで映画「湯徳章－私は誰なのかー」の公開が始まり、舞台挨拶の中で、元松前市長が監督への花束贈呈と挨拶を行いました。翌２１日と２３日には、湯徳章氏の子孫と映画監督など１１人が宇土市を訪問し、湯徳章氏ゆかりの地めぐりや市長への表敬訪問が行われました。

それ以外に、台南市におかれましては、市内の新設道路に「宇土路（うとろ）」、「宇城街（うきがい）」、「美里街（みさとがい）」と、３市町の名前を命名していただいており

ます。

このように、友好交流協定締結後、官民の幅広い分野において、台南市との関係を強化するための取組を行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　御丁寧にこと細かに御説明いただきありがとうございました。そこで答弁の中にございました南化國民中学校に対して、住吉中学校との姉妹校協定締結というこの提案は、非常にすばらしいことではないかなと思います。是非ですね、この姉妹校協定締結が前向きに無事結びついたときは、これは私からの御提案なんですけれども、宇土市に住んでいる中学校生徒と台南市の中学生との例えば交換留学とか、ホームステイとか、そういった先々ですね、将来的にいつかはそういった宇土市を担って一緒に頑張ってくれる人材育成という意味でも、こういったホームステイ、交換留学などができるような何かそういった関係づくりを是非つくっていってただければありがたいかなと思います。あともう一点が、本市職員を２名派遣されて、宇土市の特産品観光名所の売り込みをしてこられたということなんですけれども、是非こういった活動もですね、結果はどうなったのか今後継続していくことだと思いますので、そういった部分でもしっかりと注視しながら、持続可能な限り行っていっていただければなというふうに思います。

そこで、次の質問に移るわけなんですけれども、台南市との友好交流協定を活用してやはり経済につなげることが、私はもう一丁目一番地の課題ではないかなというふうに感じておりますので、この台南市との友好交流協定を活用した宇土市の活性化にもつながるような、こういった産業振興の今後の取組についてどのように考えられているのか、また計画を立てられているのかというところをですね、経済部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君）　経済部長、山崎恵一君

○経済部長（山崎恵一君）　御質問にお答えします。

台南市との友好交流協定は、文化や教育分野にとどまらず、観光振興や産業振興につなげていくことが重要であると考えております。

特に台湾は、本市が重点市場として取り組んでいるインバウンド誘客の有望な地域の一つであり、台南市との交流を通じて、本市及び宇城地域の観光資源や特産品の情報発信を強化することで、交流人口の拡大や観光消費の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、本市の農水産物や加工品などの地域産品につきましても、台南市との交流を契機として情報発信や販路拡大の可能性を探るとともに、商工会や事業者等と連携しながら経済交流の促進に努めてまいります。

さらに、友好交流協定締結に合わせて、宇土市商工会と台南市商業會との間で交流に関す

る覚書が締結されております。本市といたしましても、こうした民間同士の交流が円滑に進むよう関係機関と連携しながら、経済交流の促進に努めてまいります。

本市といたしましては、行政間の交流に加え、経済団体や民間事業者同士の交流を深めることで、台南市との友好交流を観光、物産、経済交流へと発展させ、地域経済の活性化や産業振興につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　御答弁ありがとうございました。その中に地域との経済活性化、産業振興につなげてという答弁の中で、これは私からのまた一つ提案なんですけれども、お金をかけると確かにいいものを、いわゆる箱ものというものを造るのは簡単なのかもしれないんですけれども、できればこの台湾インバウンド、宇土市にまた来たいと思っていただけるようなそういう観光振興というのが、やはり重要不可欠ではないかなと思います。その中で私が提案したいことが幾つかありますけれども、その中の一つは、今、宇土に自然に咲いている花、私も大分年を取ったんでしょうね。昔は全然気にも留めなかったんですけれども、車を運転していて花が咲いてると止まって見てしまいます。特に、花園の立岡公園入り口に５月ぐらいですかね、藤の花が山あいから道路に向かって咲いているあの風景というのが非常に大好きで、あと轟水源地のほうに行くと、５月時分ですね、菖蒲の花がきれいに毎年花を咲かせてくれます。当然、桜もございます、キンモクセイもあります。６月今時分だと住吉のほうに行くとアジサイがもうたくさん咲いていて、本市の花でもございます。その中にキンモクセイもあります。そういったやはり自然に自生しているものを上回るような美しさはないのではないかなというふうに考える次第でございます。ですので、こういった花をテーマとした観光ＰＲというのは、今後一つの中核を担ってくれるものではないかなと、大いに期待が寄せられるのではないかなと思います。そういったものを核とした活動を続けることによって来訪者が増える、来訪者が増えると、やはり民間企業がそこに何かしらの投資を求めてくるのではないかなというふうに感じるところもあります。そうなってくると、インバウンド客が増えることによって、商店街は今シャッター街なんですけれども、そこで何かしらのお土産品だったり、宇土市でしか購入することのできない何かしらの新しい経済効果につながるようなものが生まれてくるのではないかなというふうに期待を寄せるところであります。ただ一点ですね、この観光ＰＲの経済交流の発展、地域活性化の中で、やはり忘れてならないのは宇土駅ですね、ＪＲさんとの連携協定ももっと密にしていくべきではないかなというふうに思います。というのも、宇土駅に降りたって感じることは、何もないんですね。例えば獅子舞があったり、太鼓があったり、いろんな伝統文化のものはたくさんございます。そういったものを例えば湯徳章さんのパネルを掲示するとか、やはり台湾から来られた人が

連携協定後来られて、そういった連携協定を知るか知らないかは別として来られたときに、自分の地元のものがＰＲされていると、何かすごく親近感が湧くというか、何か宇土市というものをもっとより身近に感じていただけるんじゃないかなと思いますので、そういった宇土駅の窓口というものをもっとうまく利活用しながらですね、産業振興につなげていっていただきたいと思います。宇土駅が出ましたので、宇土駅に関連して次の質問に移りたいと思います。

宇土市は本当に熊本駅まで約１０分かかるか、かからないかぐらいですかね。もう本当に立地はすばらしいまちだなと思います。やはりですね、そういった中で、宇土駅をもっともっと中心とした何か開発につなげていっていただきたいと思うわけなんですけれども、第６次総合基本計画の後期にもなっています。次にもう第７次総合基本計画策定の時期ではないかなと思うんですけども、そういった意味で今後、宇土駅西口、また宇土駅全体を捉えて、どのように活性化につなげていこうというふうに計画を考えられているのかというのを、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

宇土駅周辺の開発につきましては、令和７年６月定例会での中口議員の一般質問に対する答弁内容と重複するものがありますけれども、御了承いただきたいと思います。

本市での宇土駅前開発としましては、平成１６年度から平成２１年度にかけて、宇土駅周辺地区整備事業を行っております。この事業では、宇土市の新しい顔、玄関口づくりとして駅東側からＪＲの利用が可能となるように駅前広場を整備し、併せて、駅東側周辺の都市計画用途地域の変更を行いました。その結果、大型商業施設の立地が進むなど、地域の発展に大きく寄与をしたところです。

議員御提案の先ほどお話がありました宇土駅西口周辺については、交通アクセスが良く、生活に必要な施設も充実しているなど、これからも発展が望まれる地域です。私の選挙公約でも、「ワンチーム宇土の実現に向けて」というところで、「仕事とにぎわいのある宇土」の中に、宇土駅周辺の活性化というようなことを掲げておりまして、本市において重要な地域というところも考えております。

現時点では、具体的な開発の計画はありませんけれども、計画する際は、市民がまちに関心を持って、そして人の流入増加による活気溢れるまちになるよう、併せて、民間のノウハウや資金、経営能力なども十分取り入れたものとしていきたいというふうに考えております。

また、開発計画をする上では、西口地域の中央に位置する駅前団地の活用も含め、検討する必要があると思います。現在、政策空家として位置づけている２階建て長屋の敷地面積は約７，５００平方メートルありまして、その広さからあらゆる利活用が考えられますけれど

も、駅前団地にはまだ多くの方が入居されておりますので、入居者の方々に十分配慮しつつ、慎重かつ丁寧に進めなければならないというふうに思っています。

私が目指す宇土駅周辺の活性化について少し触れさせていただきますと、令和５年度から元松市政で、行政主導による土地開発を展開してまいりました。その結果、宇土駅周辺には民間企業からの問合せが増えておりまして、市が候補地としていない場所においても複数の商業施設の立地が検討を進められている状況です。私は、行政主導という言葉は使わずに、民間との共創の土地開発として推進をしていきたいと考えております。宇土市は主要道路や鉄道が集中する交通の要衝でありながら、豊かな自然環境と生活利便性が調和したポテンシャルの高いまちというふうに多方面から評価をいただいています。この評価を活かし、私が宇土市の魅力を発信、そして伝達、トップセールスとして動き回りたいというふうなことを思っています。そのような中、宇土駅周辺の活性化として、県が行うリブワーク藤崎台の移転整備に行う新野球場誘致にも着眼をいたしました。私がまだ就任する前ですので、令和８年４月１０日に行われました県主催の説明会にも、本市は参加をしております。恐らく１１市ぐらいが、その説明会に行っているというようなところです。この説明会のほうでは、収容人数が２万人以上、駐車場１千台程度、そして場所は駅近かまちなかであることが条件として提示をされています。想定する規模、そして整備費の参考として県が示されたのは、令和５年４月に開業した、岩手県盛岡市にあるきたぎんボールパークというところが紹介をされました。この施設は、敷地面積で９万１，８００平方メートル、整備費が約８３．４億円、施設運営維持管理費、毎年かかるものですけど、これが１５年間で２７億円というようなものです。そして整備費については、これは県と一緒に建てられたものなんですけど、盛岡市の負担が約６０％で５０億円、そして施設運営維持管理費については、盛岡市の負担割合が５０％で約１３．５億円という額が示されています。また、新野球場候補地の県審査基準についても、県がどのように審査するかというような基準についても説明を受けましたけれども、提案自治体の費用負担割合、要するに自治体が費用をどれだけ負担するかというようなことの配点がかなり大きく、提案自治体の負担、要するに提案自治体がどんどんお金を出せば出すほど有利になるような審査基準になっているところです。この説明会を受けまして、先ほど申し上げましたとおり、まだ就任前ですけれども、現在もまだ調整をしているところなのですが、庁内で候補地や財源となる補助金、市の負担割合などについて協議を行ってまいりました。候補地選定については、この広さ等も考えてですけれども、駅近くには歩いて行けるというようなところでは少し見当たらず、駅から少し離れた場所においても、先ほど少し触れましたが、民間がもう立地の動きをしているところとか、また地権者への説明がまだ全然できていないというような、承諾を得る期間も必要であるということで、提案書の提出期限が７月２４日なんですけれども、もう１か月というところになります。これらの課題

を解決するというのは、非常に容易ではないというところを今感じています。また、本市の財政負担につきましても、参考として取り上げられました盛岡市と照らし合わせて、同じ負担割合で考えたところ、６５億円というような額が必要になるというふうに試算が今できているところです。更には、先ほど言いましたのが令和５年というところだったものですから、昨今の物価高騰や中東情勢を考慮すると、もう１．５倍、２倍というようなところも考えられます。このように、まず期限までに候補地の目途をつけることが現実的にちょっと困難であろうというところ、そして財政負担もかなり大きく不確定要素も多いため、長期的な財政計画への影響が大きいと言わざるを得ないと思っています。よって、宇土市として熊本県新野球場整備移転候補地としての提案書の提出は難しいというところの判断をしております。昨日の代表質問で、わくわく感がないというような指摘もいただきました。ただ、本件は宇土市の将来を大きく左右するもの、そして市民生活にも大きな影響を与えるものというところで、極めて大きな取組ということになりますので、慎重に扱うということを今考えております。ただ、本日の報道にも出ていました。近隣市町村が誘致を検討しているというところがあります。ですので、私どもの宝である交通の要衝という位置を最大限に活かして、そして本市において何か連携することがないかということを、引き続き検討してまいりたいと思っています。当然、手を挙げられるところの首長にも話をしに行きたいと思っているところです。さらに、野球場やサッカー場、そしてスケートボードの競技場あたりの設置というのも、随分前から議会からもお話をいただいておりますし、市民の方々からもたくさんお言葉をいただいています。何とかしてほしいというような声をいただいているのは重々承知をしております。そこで、中長期的な視点で、市民の皆様のニーズにお応えする方法をしっかりと考えてまいりたいと思っております。宇土駅周辺が活性化すると、市全域ににぎわい、元気をもたらすことができるというふうに考えています。何とかしたいというふうに思っています。引き続き、多角的な視点で連動、連携できる動きを考え、進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　市長の熱い思いのこもった答弁ありがとうございます。私もですね、ちょっと知ったかぶりになりますけど同じ思いでございます。というのもですね、大きい球場とかサッカー場は確かに重要です。いつかは宇土市にもそういった場所があるといいな、できたらいいなという願いもあります。ただ、その代わり、宇土市にしかないものもあります。例えばどういったものがあるかというと、スポーツ施設では何があるかというと弓道場ですね。弓道場は、実は不知火がなくなったので、熊本市か宇土市しかないんです。ただ、宇土市の弓道場は寂れてしまって、もううっそうとして草が生えてと、ほとんどもう利用者

が激減しているんですけれども、一定数の割合の弓道を楽しまれている市民、当然スポーツとして、学校のスポーツとして、競技としてちゃんと残っています。だからそういった部分も、今あるものもしっかりブラッシュアップしながら、守るものを守りながら、その中で経済効果につなげながら財源をつくっていく。そしていつかはそういった大きいものをしっかりと候補地を定め、実現化するというのが順当ではないかなというふうに思うところもありますので、引き続きですね、長期的にしっかりと諦めずに、前向きに頑張っていっていただければなというふうに思います。そういう中でですね、何がよくて、どこが使えて、どこが駄目なのかというのをですね、ちょっと資料を出していただきたいと思います。これは、昨日の中口議員の一般質問の中でもありました、国土交通省での勉強会に私も参加させていただきました。その中で、私が非常に着目したのがインフラＤＸというものなんですけれども、ちょっと国交省のほうに資料を使わせていただきたいという申出をしたんですけれども、ちょっと今回はやめといてくれということで見送りになりましたので、国交省のホームページでインフラＤＸという形で検索していただくと概要が出てきますので、お時間があるとき、お手隙の際で構いませんので見ていただきたいなと思うんですけれども、実際、そのインフラＤＸというそもそもがですね、私も習ってきたんですけれども、勉強はしてきたんですけれども、まだまだちょっと分からない点がありますので、インフラＤＸとは具体的に何かというのをですね、建設部長にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（野口修一君）　建設部長、渡邉聡君

○建設部長（渡邉　聡君）　御質問にお答えします。

インフラＤＸとは、道路、橋梁、河川などの社会インフラの整備や維持管理において、情報通信技術（ＩＣＴ）や人工知能（ＡＩ）などのデジタル技術を活用し、業務の効率化や高度化を図る取組です。

具体的な例といたしましては、ＩＣＴを活用したＧＩＳによる施設情報の一元管理、ＡＩによる路面状態の自動診断、ドローンを活用した橋梁や河川の点検、災害時における迅速な状況確認、上下水道管の漏水疑い箇所の検知などが挙げられます。

なお、これらの技術を活用することで、限られた人員の中でも持続可能なインフラ管理につながるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　難しいことを分かりやすく御説明いただき、ありがとうございました。モニター若しくはタブレットのほうを見ていただきたいんですけれども、これは、宇城市さんからちょっと情報を、今回協力いただいて出させていただいてる資料なんですけれども、結局、宇城市さんがこのインフラＤＸを活用されて何をしたかといいますと、人の流れです

ね、流動、どこが一番人が多く利用していて、例えば県道、市道、国道、道路沿いもそうなんですけれども、どういった場所がたくさんの人が一番往来しているのかというのをですね、見えない部分を可視化する意味でこのインフラＤＸを活用しています。この画像に出ているのは松橋駅なんですね。松橋駅の現状のイメージを、例えば今書いていますけれども、駐輪場を設置した場合の将来像の作成と。どういった感じで今の現状とそういったものを設置した場合、どのように変わるのかというのをすごく分かりやすく可視化してくれたものなんです。今後、第７次総合基本計画を策定するに当たって、やはりこういったインフラＤＸを幅広く全庁を挙げて活用して、宇土市全域の活性化につなげていくことが必要なのではないかなと思うんですけれども、本市においてですね、現状、このインフラＤＸを活用した取組や、例えばこういうのを使ってこういうことやったんだよという、そういった具体的な事例等がございましたらお聞かせ願いたいのと、あと、どのようにこういった先進技術を導入して、今後本市の発展につなげていくのかというところを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

本市におけるインフラＤＸにつきましては、先ほど建設部長の答弁にもありましたとおり、人口減少や技術職員の確保が課題となる中、道路、橋梁、上下水道の様々な社会インフラを効率的かつ持続的に維持管理していくための有効な手段の一つであるというふうに考えております。

本市では、市民サービスの向上や窓口業務の軽減を図るため、令和６年２月から公開型ＧＩＳ「うとまっぷ」の運用を開始しております。市道の位置情報をはじめ、避難所、浸水想定区域などの情報を、市民や事業者の皆様がインターネット上で閲覧できる環境を整備してまいりました。これについては、環境をいくら整備しましても伝わらなければ、若しくは見ていただかなければ効果は薄いというふうになりますので、今後も伝わる工夫、見ていただく工夫に取り組んでまいります。

また、維持管理分野において、道路では舗装の状態を客観的なデータとして把握するための路面性状調査を実施しております。水道では、昨年度の漏水調査にデジタル技術を活用して効率的な調査を行ったところであります。

さらに、災害があったときに被害状況を市職員とか消防団の団員が、スマートフォンから写真を撮って投稿することで、現地の状況を迅速に把握できるリスク連動型デジタルテクノロジーサービス、私どもは、リスクロというふうに呼んでおりますけれども、これを活用するなど、情報収集の迅速化にもこのインフラＤＸを使っているというところになります。

このほかにも、民間企業との災害時協定に基づくドローンの協力要請とか、宇城広域連合消防本部のドローンによる災害対応、そして多角的なインフラＤＸにも取り組んでいるとこ

ろであります。また、災害時に市が迅速に対応できるためには、ドローンの所有について先日の防災会議でも御意見をいただきましたので、今後それについても導入について検討してまいりたいと思います。

今後につきましては、国の施策や支援制度、先進自治体の導入事例などを注視しながら、本市の実情、あと費用対効果も必要ですので、十分に検証した上で、効果が認められる技術につきましては積極的な導入を検討しまして、更なる市民サービスの向上と持続可能なインフラ管理につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　杉本寛君

○２番（杉本　寛君）　御答弁ありがとうございました。やはり、基本となってくるのは市民の安心・安全なまちづくりでありますので、やはりそこを根幹として、揺るぎないもっと安心・安全なまちづくり実現のためにですね、こういったものもしっかり導入して、今後の検討課題の一つの材料として取り組んでいっていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、市長就任おめでとうございます。心から「ワンチーム宇土」をですね、やはり市の職員さんだけがチームではないと思います。議員も含め、当然、市民の人たち一人一人がやはりそのチームの輪の中に入っていって、それで初めてワンチームだと私も思いますので、そういった意味ではですね、しっかりと本当に宇土に生まれてよかった、育ってよかったと、もう胸を張って「宇土市出身です。」と言えるぐらい、もうそれぐらい立派なまちづくりを全力で一緒に取り組んでいっていただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

多少長くなってしまいましたけれども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　以上で、本日の質疑及び一般質問を終わります。

本日は、昼食休憩時間まで続けて会議を続行いたしました。議員の皆様、執行部の皆様、御協力いただきありがとうございました。

次の本会議は、明日１８日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午後１時１５分散会

第 ４ 号

６月１８日（木）

令和８年第２回宇土市議会定例会会議録　第４号

６月１８日（木）午前１０時００分開議

１．議事日程

日程第１　質疑・一般質問

１．中野洋一議員

１　ハンセン病問題について

２　地域猫活動への積極的な取組について

３　新防災気象情報について

４　ボトル給水型冷水器の学校への導入について

２．浦本晴美議員

１　安心して暮らし続けられる地域づくり

３．佐美三　洋議員

１　犯罪のない安心・安全なまちづくりについて～防犯カメラの設置推進、強化について～

２　第７次宇土市総合計画について

日程第２　常任委員会に付託（議案第４３号から議案第５０号まで）

日程第３　常任委員会に付託（請願・陳情）

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君
７番　今　中　真之助　君	８番　西　田　和　徳　君
９番　園　田　　茂　君	１０番　宮　原　雄　一　君
１１番　柴　田　正　樹　君	１２番　樫　﨑　政　治　君
１３番　野　口　修　一　君	１４番　中　口　俊　宏　君
１５番　藤　井　慶　峰　君	１６番　山　村　保　夫　君
１８番　福　田　慧　一　君	

４．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

５．説明のため出席した者の職・氏名

市長	光井正吾君	教育長	前田一孝君
総務部長	江河一郎君	企画財政部長	野口泰正君
市民環境部長	中山好美さん	健康福祉部長	加藤敬一郎君
経済部長	山崎恵一君	建設部長	渡邉聡君
教育部長	淵上真行君	秘書政策課長	木村真樹さん
総務課長	上木淳司君	危機管理課長	湯野淳也君
企画課長	松下修也君	デジタル推進室長	北谷太示君
まちづくり推進課長	木村るみさん	財政課長	春木教明君
環境交通課長	渡辺勇一君	高齢者支援課長	渡辺佳助君
学校教育課長	岩﨑広美さん	生涯活動推進課長	中島健朗君

６．議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	池田和臣君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦田昌臣君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	中山裕輝君

午前１０時００分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、１７番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　質疑・一般質問

○議長（野口修一君）　日程第１、質疑及び一般質問を行います。発言通告があっておりますので、順次これを許可します。

３番、中野洋一君

○３番（中野洋一君）　おはようございます。公明党の中野洋一です。本定例会におきまして、議長より許可をいただき一般質問の機会をいただきました。ありがとうございます。まず、質問項目に入ります前に、先月５月９日に宇土市シニアクラブ連合会主催の青空市場れいんぼ～マルシェが市役所で開催され、多くの方がおいでになっておりました。今回、網田中学校が初参加され、９年生の生徒さんが作ったアイス「さっきまでみかんでした」を販売されておりました。さすが網田のミカンで作ったアイスクリーム、とても爽やかでおいしくいただきました。また、生徒の皆さんの接客についても一生懸命で、とても丁寧な対応にすばらしいなと感動した次第です。また、浦本議員も小児がん支援活動のレモネードスタンドで参加されておりました。年間約２，５００人も小児がんと診断されるそうであります。レモネードを購入させていただき、微力ながら小児がん支援活動への御協力をさせていただきました。そして、市役所１階の市民交流スペースでは、体力測定やＡＥＤ体験など健康福祉ブースが設けられ、その中に様々な聴覚補助器を試すことができるブースも設けられておりました。これは令和６年９月議会で、加齢性難聴による認知症の進行を予防するために、自分に合った適切な聴覚補助器を選択できるよう、補聴器等を気軽に試すことができる環境づくりをと一般質問で提案しましたことを、高齢者支援課の皆様が地道に粘り強く聴覚補助器を扱う宇土市内の事業者の方と交渉を続けていただいたおかげで実現したものです。大変ありがとうございました。また、趣旨を御理解くださり、市民の皆様に多くの種類の聴覚補助器を気軽に試すことができるようにと御協力をくださいました株式会社ヨネザワ様にも感謝申し上げたいと思います。

では、本日は、ハンセン病問題について、地域猫活動への積極的な取組について、新防災気象情報について、ボトル給水型冷水器の学校への導入についての４項目の質問をさせていただきます。執行部におかれましては、誠実かつ明快な御答弁をよろしくお願いいたします。これよりは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　改めまして、公明党の中野洋一です。よろしくお願いいたします。まずは光井市長、御就任誠におめでとうございます。光井市長が掲げられた「ワンチーム宇土」、すばらしい六つの施策方針の実現、そして本市の更なる発展と市民の皆様の暮らしやすさ向上のために、その卓越した手腕を大いに発揮されますことを期待いたしまして、一般質問に入らせていただきます。

まず最初の質問は、ハンセン病問題についてお尋ねいたします。毎年６月２２日は、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日であります。また、本年のハンセン病を正しく理解する週間は、６月２１日から６月２７日までとなっております。これらの期間、国や各自治体では、ハンセン病に対する偏見や差別の解消、元患者と御家族の名誉回復を図るため、講演会や啓発イベントなどが実施されております。そこで、本市のハンセン病問題、そして人権教育について考えてみたいと思います。ハンセン病問題は、日本において国による重大な人権侵害として位置づけられており、長い間、患者、元患者やその家族の皆様が強制隔離政策のもとで住まい、仕事、家族関係を奪われ、社会から排除されてきたという壮絶な歴史があります。ハンセン病は、らい病と呼ばれており、らい菌によって引き起こされる感染症であります。しかし、感染力は極めて弱く、一般的な生活で移ることはなく、免疫力が極めて低い人が治療をしていない患者の方と長時間かつ頻繁に接触しない限り感染しない病気であります。ところが、昭和２８年に成立したらい予防法のもと、誤解や偏見によって患者の皆様が社会から引き離され、全国１３か所にある療養所に強制隔離されるという悲惨な現実がありました。感染が確認されると、小さな子どもであっても親や家族から引き離され、遠い療養所に入れられ、家族と会うこともできず、療養所の中では過酷な労働を強いられ、本名を名乗ることも許されず、生涯を終えられる方も多くいらっしゃいました。結婚は認められていたものの、隔離政策の中、強制不妊手術、人工妊娠中絶手術など断種、堕胎が行われておりました。大切な命が母親に抱かれることなく失われていたという現実がありました。このようなことからも分かるように、ハンセン病患者の皆様は、人間としての扱いを受けていないひどい人権侵害の状態にあったと言えます。昭和２１年には特効薬プロミンの治療が開始され、ハンセン病の感染力は微力であり、しかも治る病気であると科学的に証明されたにもかかわらず、隔離政策は平成８年のらい予防法の廃止に至るまで約９０年間の長きにわたり続きました。らい予防法が廃止になって３０年経った現在でも、偏見や差別、中傷を恐れる元患者や家族の皆様の多くは、自らハンセン病のことを語ることはできない状況にあるわけです。平成１３年、元患者ら１３名が国を相手に起こしたハンセン病対策に関する国家賠償請求訴訟で、熊本地裁が国の隔離政策は違憲であると認め、国の敗訴が確定いたしました。その後、国が控訴しようとする中、医師であった当時の坂口厚生労働大臣に対し、元患者の方は、病気の苦痛のみならず、隔離による差別、偏見、家族や我が子との別れなど、壮

絶な現状を訴えられました。判決ではらい予防法について、国会議員が合理的な理由がないことを認識できたにもかかわらず、平成８年の廃止まで放置したという国会議員の立法不作為を違法としたことから、坂口厚労大臣が控訴断念を訴え、小泉総理が控訴断念を決断し、原告団が勝訴判決を得ることになりました。しかし、そこでハンセン病問題は終わったわけではなく、今でも偏見や差別は続いています。平成２０年にはハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定され、自治体にも被害の歴史を正しく伝え、偏見や差別をなくすための施策に取り組む責務が明確に示されました。また、国は、隔離政策の誤りを公式に認め、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である６月２２日を、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日と定め、毎年追悼式典を執り行っております。ハンセン病問題の究極の目的は、偏見や差別のない共生の場をつくることであると、現在も精力的に解決に向けて活動されているハンセン病意見国賠訴訟全国原告団協議会の竪山勲会長は言われております。竪山会長は、御自身が入所していた鹿児島県鹿屋市の星塚敬愛園の概況を通し、療養所入所者の高齢化が進む中、ハンセン病患者、元患者が受けてきた歴史を語り継ぎ、自分たちが生きている間に何としてもハンセン病問題を解決していかなければならないと講演会やＳＮＳ等を通じて、必死の思いで日々発信をされております。私はこの竪山会長が日々発信されている情報やオンラインでの勉強会にも参加をさせていただいております。療養所に入所されていた方の中には、故郷に帰ることができない方が大勢おり、亡くなられた後もなお故郷に帰ることができない多くの御遺骨が、全国１３の療養所の納骨堂にお眠りになっているとお聞きいたしました。宇土市にはハンセン病療養所はございませんので、ハンセン病問題はどこか遠いことのように感じている人も多いのではないかと思います。また、若い世代では、ハンセン病問題の過去の悲惨な歴史を知らない方も多いのではないでしょうか。現在、福岡高等裁判所で再審請求が行われている菊池事件をはじめ、先に述べたような誤った国の政策が冤罪、差別、隔離を生んできたわけであります。当時、地方自治体も無らい県運動という誤った隔離政策に協力をした歴史があることから、教訓を継承する責務があり、過去を学ぶ姿勢が重要であると考えます。そういった意味で、ハンセン病問題は決して宇土市にとって無関係なものではなく、市長をはじめ、職員の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様へ人権問題を考える機会をつくるとともに、共生社会の実現に向けてハンセン病問題の歴史をしっかりと学び、考えていくべきであると思います。

そこで、光井市長にお伺いをいたします。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律では、自治体に対し、住民の理解を深める施策を講ずることが求められておりますが、ハンセン病問題について、本市の認識と歴史的教訓として、若い世代に対する学校教育や市民向けの啓発活動などが必要であると考えますが、光井市長の御見解をお尋ねしたいと思います。また、毎年６月２２日に厚生労働省で開催されております追悼式典にも参加していただき、ハンセ

ン病問題によって人権侵害を受けた人の生の声を聴いていただきたいと思っております。追悼式典への参加についても御見解をお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

ハンセン病に係る人権問題は、過去に行われた無らい県運動や強制的な隔離政策などを背景に、患者やその家族に対する偏見や差別が助長され、多くの方々の尊厳が侵害されてきた歴史的背景を有する重要な教訓であります。

私たちは、今なおハンセン病元患者への偏見や差別が続いていると深く認識すべきであり、それは市としての重大な課題であると捉えております。

強制隔離政策によって療養所に送られた方々は、社会とのつながりを断たれた孤立した生活を余儀なくされました。

それだけでなく、過酷な労働、本名を名乗れないこと、断種や堕胎を強いられるなど、基本的人権が大きく侵害される状況が長い間続きました。さらに、亡くなられた後も差別が続き、遺族にまでその影響が及ぶなど、一人一人の尊厳が深刻に傷つけられてきた歴史的事実は、深い反省を促すべきであると考えます。

こうした被害を受けた方々の苦しみと向き合い、社会全体でその歴史的背景を正しく理解し、また次世代へ教訓として継承していくことは、自治体として果たすべき非常に重要な責務であると考えております。

本市ではこれまで広報紙への啓発記事の掲載や、市職員の菊池恵楓園での現地研修への参加、また、教育におきましては、小学校高学年でハンセン病に関する正しい知識を学習する機会が設けられているところありますけれども、この問題の背景を考えますと、市としての問題に対する意識をさらに高めていく必要があると感じております。

今後は、改めて全市民に対する啓発を目的に、広報紙やホームページ等により啓発に努めてまいります。また、市職員に対する研修について、さらに充実を図ることでハンセン病問題の歴史的背景や教訓を深く理解し、人権意識の向上につなげてまいります。

また、議員から御質問のありました今月２２日の追悼式典ですけれども、ハンセン病元患者の方々の生の声を直接聴く貴重な機会であるというふうに認識しております。今回、この式典へ出席することはちょっと難しいかなというふうに考えておりますけれども、今後、このような生の声を聴く機会を設けるなど、人権意識の向上やその教訓を市の施策に反映させていくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　光井市長、御答弁ありがとうございます。無らい県運動への協力を行

った自治体や一般市民が意図的に、あるいは意図せずして人権侵害の一端を担ってしまったという歴史的背景を認識し、本市としてこの問題に対する意識をさらに高めていく必要がある旨の御答弁であったかと思います。ハンセン病問題は、歴史的背景を深く学ぶだけでなく、今なお差別や偏見が続いている現在進行形の重要な問題であります。今回は、追悼式典への参加は難しいかと思いますが、市長におかれましては、全ての施策の根幹である人権について、さらに一歩深い見識を持って市政を担ってくださいますよう、是非ハンセン病元患者の方の実際の声を聴いていただければと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

では、２番目の質問、地域猫活動への積極的な取組についてお尋ねしたいと思います。令和５年６月定例会で野良猫問題について一般質問をさせていただき、市のホームページの改善、公益財団法人どうぶつ基金が発行する飼い主のいない猫の避妊不妊手術の無料チケットを申請するための行政枠の登録など、環境交通課の皆様に御尽力をいただき、提案したことを実現していただきました。このことで市民の皆様に大変に喜んでいただきました。また、令和６年６月定例会でも地域猫活動への周知啓発を提案いたしましたところ、宇城保健所と周知啓発を行っていただきました。しかしながら、この野良猫、あるいは飼い主のいない猫の問題について、本市の様々な地域の市民の皆様から御相談をいただいております。そのほとんどがふんや尿の臭い、夜中の大きな鳴き声、ごみを散乱させる、爪で車に傷をつけられるなどの苦情と、餌やりだけしてトイレなどの面倒を見ない方への憤りの御相談でした。「被害が長期にわたっているが、野良猫に餌を与えている人が御近所さんなので、我慢に我慢を重ねてきた。でも、もうこれ以上は我慢ができない。」とおっしゃる方や、「野良猫対策をずっとやっているけれど、庭へのふん尿が臭くてたまらない。もう宇土市から引っ越そうかとも考えている。」など、切実な御相談が多いです。こういった苦情や相談を減らしていくには、地域猫活動が極めて重要だと思慮いたしますが、地域猫活動を成功させる最大の鍵は行政、つまり本市とボランティア、地域住民の連携が最も大切であると考えます。実際、熊本市東区の秋津レークタウン、この地域も地域猫活動に取り組む以前は、猫のふん尿などの被害が住民から多く寄せられていたそうであります。そこで自治会が主導し、行政や地域住民と連携して地域猫活動を行い、猫自体の数も減り、ふん尿等の被害も減少するなど、とても良い成果を出しています。このことから市や行政区の皆様、ボランティアの皆様の理解と協力が必要であると考えます。５月の広報うとにおいて、「地域猫活動を始めてみませんか」との呼び掛けをしていただいておりましたが、まだまだ地域猫活動ということへの市民の皆様、行政区においても認知度が低いことから、まず認知度を上げていくことが大切であると強く感じております。ちなみに「地域猫活動を始めてみませんか」の記事の問合せ先は、熊本県動物愛護センターアニマルフレンズ熊本になっています。それで、アニマルフレンズ熊本へ行きまして、「地域猫活動を始めるに当たり、どうしたらいいでしょうか。」と尋ね

てみました。御担当者が不在ということでしたが、飼い主のいない猫に対する避妊不妊手術に関する手続や、地域猫活動を行う団体への補助制度のことを丁寧に教えていただきました。地域猫活動を始めるに当たっての注意点や備品など準備が必要なものや、地域猫活動の周知啓発についての講演やパネル展示などは、保健所が御担当ということでしたので、宇城保健所へもお話を伺いに行ってまいりました。そこでも避妊不妊手術に関することや地域猫活動を始めるに当たっての補助制度について、丁寧に御説明をしていただいたのですが、地域猫活動を始めるに当たっての注意点や必要な備品などの詳細はお聞きすることはできませんでした。しかし、地域猫活動の周知啓発についての講演会やパネル展示などは、自治体と協力して行っていきたいとのことでした。ボランティアの皆様や地域の方がしっかりと地域猫活動を理解し取り組んでいくためには、市が地域猫活動を始めるにはどうすればいいのか、よく分かるような地域猫活動ガイドラインを策定し、もう少し積極的に地域猫活動への理解を市民の皆様へ浸透させることが大切であると考えます。

そこで、中山市民環境部長にお尋ねいたします。現在、本市に寄せられている飼い主のいない猫に関する苦情や相談の件数は、年間どのくらいありますでしょうか。苦情や相談の主な内容と、そうした苦情や相談に対して現在どのような対応や指導を行っているのか、現状の認識と併せてお聞かせください。また、市として地域猫活動ガイドラインを策定し、ガイドラインに基づいてボランティアと地域をつなぐコーディネーターの役割を市が担うべきであると考えます。ガイドラインの策定と行政区等へ周知するなど、もう少し積極的な働き掛けをすべきであると思いますが、どのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

まず、令和７年度における本市の飼い主のいない猫に関する相談・苦情件数は３０件であり、その主な内容は、野良猫に餌を与えることにより猫が住み着き、周辺住民の敷地内でのふん尿や、車を傷つけるといった苦情が大半を占めております。

市の対応ですが、宇城保健所と連携しながら、野良猫に餌を与えている原因者が明らかな場合は、餌を与えないように指導を行っているところです。

議員からも御説明がありましたが、地域猫活動とは、飼い主のいない猫へ避妊去勢手術を徹底し、周辺美化など地域のルールに基づいて適正に管理することで、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせることを目的とするものです。その活動内容としましては、猫管理台帳の整備や猫用トイレの設置、地域住民に周知し理解してもらうために啓発ポスターや看板の作成、地域猫活動に関する会合や専門家を招いての講習会開催といったものが挙げられます。

また、地域猫活動のポイントとしては、議員もおっしゃられましたが、地域住民、ボラン

ティア、行政が三者協働して取り組むことが大切とされております。これも先ほど議員のほうから御紹介がありましたが、例を挙げますと、熊本市東区の秋津レークタウンでは、野良猫を捕獲し、不妊手術を施して元の場所に戻すといった活動を自治会主導で実施されております。また、団地内の住宅の庭など約２０か所にトイレや餌場を設置することで、当初約１３０匹いた野良猫が、半分以下の５０匹に減り、ふん尿被害も激減したといった事例もございます。

ほかの自治体では、地域猫活動についての理解を深めることを目的に、地域猫活動ガイドラインを策定しているところも見受けられます。

市としましても、飼い主のいない猫のトラブルを減少させるため、地域猫活動に関する地域住民の協力と市民の御理解は必要と考えておりますので、この地域猫活動について周知啓発をさらに努めたいと考えております。

その上で、アニマルフレンズ熊本の無料避妊去勢手術や、どうぶつ基金のさくら猫無料不妊手術チケット交付事業についても更なる周知啓発に努め、これ以上猫が増えないようにし、猫による被害から市民の住環境が守られるよう、また、動物愛護の観点からも、宇城保健所と連携して、地域猫活動についての先進事例の調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　中山市民環境部長、御答弁ありがとうございます。多くの市民の皆様が飼い主のいない猫の被害に遭っているということは把握していらっしゃること、また宇城保健所などと連携して、飼い主のいない猫が増えないように取り組んでいきたいとの御答弁であったかと思います。ちなみになんですが、環境省が臭いの強さをレベル０から５に分けて６段階臭気強度として表しています。ゼロが無臭、５が強烈な臭いとなっております。簡単に言うと数が大きいほどくさいということです。猫の尿の臭いをこの段階に当てはめた岩手大学などの研究がありまして、未去勢のオス猫の尿はレベル４から５、去勢済みのオス猫と避妊が済んでいないメス猫はレベル２から３、避妊済みのメス猫はレベル１から２というように、避妊去勢手術をすることで尿の匂いの強さが弱まるとの結果も出ているようです。また、繁殖期に大きな声で鳴くことも、避妊去勢手術をすることで治まることが多いようです。今住んでいる市民の皆様が、快適に暮らせる住環境を整えることは大変重要であると感じます。そういった意味では、地域猫活動は、市民の方の住環境保護と動物愛護双方に配慮した活動であると思います。地域猫活動の理解が広がり、活動してみたいという方が増えますよう、周知啓発をよろしくお願いいたします。

それでは３番目の質問、新防災気象情報についてお尋ねいたします。近年、気候変動の影

響により、これまでの経験則が通用しない数十年に１度と言われるような豪雨災害が毎年のように全国各地で発生しています。令和７年８月豪雨災害では、本市におきましても床上浸水などの住宅被害、浸水による車両被害など、多くの被害が発生いたしました。いつ激甚な気象災害に見舞われてもおかしくない状況にあり、事前の備えと迅速な避難行動が市民の命を守ることに直結する課題であると思っております。こうした中、国においては多岐にわたる防災情報をよりシンプルで分かりやすくし、住民の確実な避難行動につなげるため、新防災気象情報の導入が進められてまいりました。これまで気象庁が発表する気象情報と自治体が発令する避難情報の名称やタイミングの違いが、かえって市民の皆様に、いつ、どの情報で逃げればよいのかという迷いを生じさせていたという側面がありました。先月５月２９日の新防災気象情報への移行は、この情報の煩雑さを解消し、命を守る行動のタイミングをより明確にするための重要な見直しであると認識いたしております。また、国が新防災気象情報を整えたとしても、実際に地域の実情に合わせて高齢者等避難や避難指示を発令するのは本市の役割であります。

そこで、江河総務部長にお伺いいたします。まず、新しい防災気象情報は、従来とどのような点が変更されたのでしょうか。また、新防災気象情報の運用開始に伴い、本市が発令する高齢者等避難や避難指示といった避難情報の発令基準やタイミングは、具体的にどのように見直されるのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　総務部長、江河一郎君

○総務部長（江河一郎君）　御質問にお答えいたします。

新しい防災気象情報は、先月５月２９日から全国的に運用が開始され、新聞や報道機関などで連日取り上げられております。本市におきましても、広報うと５月号、市の公式ホームページ、宇土市公式ＬＩＮＥを通じて、市民の皆様への周知を図っております。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の四つの災害に関して、それぞれ５段階の警戒レベルに合わせまして情報が発表される仕組みとなり、また名称がレベルごとに統一をされました。

モニター又はタブレットを御覧ください。こちらのモニターは、旧の防災気象情報となります。

従来の防災気象情報では、各情報のレベル相当の名称に統一性がなく、受け取った情報がどの警戒レベルに該当するのか把握しづらい状況が課題でした。例えば、洪水害や大雨浸水害に伴うレベル３やレベル４相当の防災気象情報がなかったり、また、土砂災害に関する情報の場合、レベル４相当の情報のみが土砂災害警戒情報という名称で発表されるなど、市側が警戒レベル情報を受けても、大雨と土砂災害の判断に苦慮する場面もございました。

続きまして、次の表を御覧ください。この表は、新しい防災気象情報の一覧でございます。

今回の新体系では、災害のレベルごとに、例えば、レベル５相当は特別警報、レベル４相当は危険警報というレベルごとに名称を統一したことや、それぞれの防災気象情報の名称の前にレベルの数字が付与されました。これにより、各情報がどの警戒レベルに該当するのかが一目で判断できるようになり、市民の皆様も自主的な行動を取りやすくなると期待されております。

本市の災害対応方針におきましては、高齢者等避難が必要な場合には、レベル３警報に基づき発令の判断基準とし、また避難指示は、より危険性が高まった際に発表されるレベル４危険警報に基づいて発令の判断基準としております。この新しい防災気象情報の見直しによりまして、本市としましても、避難判断基準がより明確になったところであります。今後とも、新しい防災気象情報を活用し、危険な場所にお住まいの方全員が安全を確保するための早急な避難行動を取れるように、引き続き体制を整えてまいります。

また、市民一人一人が避難行動を起こしやすい環境を整えていくために一番大事なことは、市民に対して伝わること、理解していただくことが重要であり、市としましても、より正確かつ迅速に情報を提供してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　江河総務部長、御答弁ありがとうございます。昨年の８月豪雨の際、「気がついたときには道路は既に冠水しており、避難できず、大丈夫なのだろうかと不安であった。」と、「防災無線による市の避難情報も聞こえなかった。」、「もう少し早く避難情報を出してもらえるといいのに」との声も頂戴いたしました。市としては情報の発信は行っていたのだろうとは思いますが、現実として情報が届いていなかった、あるいは気づいていなかった市民の方もいらっしゃいました。新防災気象情報の運用開始に伴い、災害から市民の皆様の生命・身体が守られるよう、避難行動を起こしやすい環境を整えていただきますようよろしくお願いいたします。

四つ目の質問です。ボトル給水型冷水器の学校への導入についてお伺いいたします。最近は地球温暖化の影響でしょうか、じりじりと肌を焼くような暑い日が多くなりました。今年の夏も平年より気温が高くなり、厳しい猛暑となる予測が出ております。夏の猛暑は年々深刻さを増しております。学校現場におきましても、児童生徒が登下校時、授業中、休み時間、体育や部活動の際に熱中症のリスクにさらされる場面が増えております。熱中症対策は、もはや注意喚起だけでは不十分であり、子どもたちが必要なときに、安心して水分補給ができる環境を整えることが重要であると考えております。現在、多くの学校では、水筒の持参を基本としながら対応しているものと思います。しかしながら、暑さの厳しい日には、持参した水筒の中身が足りなくなることもあります。また、ぬるくなってしまい、十分な水分補給

につながらない場合もあります。特に活動量の多い日や体育、部活動、学校行事のある日には、水分が不足することも想定されます。夏の暑い日、学校の生ぬるい、場合によっては熱湯のように感じられる水道水を飲むことに、抵抗感を持つ児童生徒も少なくはないと思います。水質そのものに問題がなくても、臭い、温度、あるいは家庭での意識の違いなどから、水道水を避ける傾向が見られることもあります。その結果、喉が渇いていても十分に飲まない、我慢してしまうといったことが起きれば、健康面からも望ましいことではありません。そのような中、近年、公共施設や民間施設などでは、ボトル給水型冷水器を設置し、利用者が冷たい水を手軽に補給できる環境を整える例も多く見られるようになりました。ボトル給水型冷水器であれば、衛生面や温度管理の面で利用しやすく、児童生徒が自分の水道に補充できる仕組みとしても有効であると考えます。子どもたちが安心して飲める冷たい水を学校内で確保できれば、熱中症対策の一助となるだけではなく、保護者の安心にもつながるものと考えます。近年の猛暑は、従来の延長線上の対応では十分とは言えない場面も増えています。子どもたちの命と健康を守るためには、現場の実態に即した環境整備を着実に進めていく必要があると強く感じています。

では、淵上教育部長にお尋ねいたします。本市の小中学校において、児童生徒の水分補給をどのように確保しているのか。水筒持参の扱い、校内での補充方法、冷水器や給水設備の設置状況など、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

各学校における児童生徒の水分補給確保の現状については、家庭から水筒を持参し、休み時間や昼休み等で水分補給を行っています。

また、体育の授業や校外活動等においても給水時間を設けるなど、こまめな水分補給を促し、児童生徒の水分補給の確保に努めているところです。

水筒持参については、家庭向けの通信やメール配信等を用いて、水筒持参を推奨し、持参した水筒が空になった場合は、多くの学校で校内の水道水を補充することとしております。

なお、冷水器の設置状況につきましては、小中学校１０校のうち、走潟小学校１校に関係者の寄付により１台設置されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　淵上教育部長を御答弁ありがとうございます。私は、朝から子ども見守りボランティアとして通学路に立っております関係上、子どもたちが大きな水筒を斜めがけして登校している姿を日々見ております。このような姿を見ると、子どもたちも大変だと思うのですが、猛暑日などの増加に伴い、水筒だけでは足りない、あるいは持参した飲み物

がぬるくなってしまうなど、水分補給の面で課題が生じているのではないかと考えております。現在の学校における水分補給環境についてどのような課題認識をお持ちか、淵上教育部長にお伺いをいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

本市では、児童生徒の健康と快適な学習環境の維持を重要課題と捉えており、特に近年の猛暑による熱中症リスクへの対応については、早急な取組が必要であると認識しております。

学校生活において、持参する水筒の容量には限界があり、容量が不足する等の課題があり、児童生徒への水分補給の確保に向けて、多くの学校では水道水を使用した補充を実施しております。また、水筒を忘れた児童生徒につきましても、必要に応じて水道水を提供する等の対応を行っています。

運動会や中体連陸上競技、駅伝等の練習時においては、学校単位で補充用の水やスポーツドリンクを準備する場合があり、部活動においても十分な水分補給環境を整備する対応が行われています。

さらに、児童生徒数が多い学級における水筒の適切な保管方法については、教職員が保管方法の指導を徹底する必要があります。猛暑日の増加に伴い、授業中の水分補給のタイミングに関しても、学習環境への影響を十分に考慮し、児童生徒の健康を優先した柔軟な学校の対応が求められるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　淵上部長、御答弁ありがとうございます。学校における水分補給環境について、児童生徒の健康を優先した柔軟な学校の対応が求められるものと認識しているとの御答弁であったかと思います。酷暑の夏、子どもたちが必要なときに無理なく水分補給できる環境整備は、熱中症対策の重要な要素であると思います。御答弁にもあったように、実際、水筒の容量が不足する場合があるわけです。このようなときに、ボトル給水型冷水器は、冷たい水を児童生徒が持参した水筒に補充でき、衛生面への配慮や管理のしやすさという面でも、一定の利点があると思慮いたします。また、水筒に入れた水がペットボトル何本分になったのかが分かるような給水器もあるようです。そのことから、子どもたちがプラスチックごみ削減について考えることもでき、教育的な側面もあると言えるかと思います。宇土市内の一部の学校だけが酷暑になるというわけではありませんので、市内全小中学校へボトル給水型冷水器を設置することが望ましいと思っております。以前はなかったようですが、現在はボトル給水型冷水器本体と工事費等も含めたリースでの導入を行っているところもあるようです。しかしながら、一度に全小中学校への設置が難しいということであれば、まずは

避難所に指定される学校などから、試行的な導入を検討してはいかがでしょうか。淵上教育部長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

ボトル給水型冷水器は、近年、ペットボトルの使用抑制によるプラスチックごみの削減や熱中症対策のため、市庁舎などの公共施設等への設置が増加しており、学校施設においても、他県にはなりますが、全小中学校にボトル給水型冷水器を設置している自治体もございます。

本市としましても、小中学校へのボトル給水型冷水器の設置は、冷水の安定した供給により、水分補給環境に関する課題解決の一助になるほか、児童生徒への環境教育の教材としての活用など、多くのメリットがあることを認識しているところです。

しかしながら、本市では現在、教育環境や避難所機能の向上を目的に体育館への空調整備を優先して取り組んでおり、冷水器の設置に必要な機器代、工事費等には、一定規模の財源が必要となることから、現段階では容易ではないと考えております。

このようなことから、本市におきましては、費用対効果や運用に関する課題等を把握するため、まずは、小中学校に対するボトル給水型冷水器の試行的導入に向けて、各小中学校の状況や補助金等の財源及びリース等の調達方法を含めた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

ただし、試行的導入については、学校間の不公平感を生み出す要因にもなり得ることから、慎重な検討を行っていくとともに、今後も引き続き、学校現場における熱中症予防及び水分補給環境の改善、向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　中野洋一君

○３番（中野洋一君）　淵上教育部長、御答弁ありがとうございます。現在、体育館への空調整備を優先して取り組んでおり、冷水器の設置は現段階では容易ではないと。まずは試行的な導入に向けて調査・研究を進めたいとの御答弁であったと思います。市内全小中学校体育館への空調設備の設置については、令和５年９月定例会、令和７年３月定例会において、一日も早い設置をと私は一般質問をいたしておりますので、体育館への空調整備がなされていくということには、大変うれしく感じております。当然、優先順位があることは重々理解をいたしております。まずは試行的導入へスピード感を持って取り組んでいただきますよう切に望みます。宇土市では起きていないのかもしれませんが、全国では登下校中、大きな水筒を斜めがけにしているときに転倒し、水筒が腹部を圧迫し、内臓を損傷するという事故が発生しております。転倒事故の内容が消費者庁のホームページに掲載をされております。脾臓損傷で集中治療室に入院。小腸破裂、汎発性腹膜炎のため緊急手術の上、集中治療室に入院。

内臓損傷により膵臓５０％程度及び脾臓を摘出。これらは全て登下校中に転倒し、水筒で腹部を圧迫し起きた事故です。私は、子ども見守りボランティアの１人として、子どもたちの無事故の登下校を願って通学路に立っておりますが、登下校時にこのような重大な事故に遭った子どもたちがいるということに、とても心が痛みます。もし学校にボトル給水型冷水器があれば、いつでも冷たい水が補給できるので、大きな水筒を持って毎日登下校をする必要はなくなります。コンパクトな水筒であれば斜めがけなどせず、バッグの中へ入れて持ち運ぶことができ、こういった子どもたちの事故を未然に防ぐことができるのではないかと思います。いずれにいたしましても、子どもたちの熱中症対策として、小中学校へのボトル給水型冷水器の速やかな導入を再度お願いをいたしまして、この質問を終わります。

本日は、ハンセン病問題について、地域猫活動への積極的な取組について、新防災気象情報について、ボトル給水型冷水器の学校への導入についての４項目の質問をさせていただきました。執行部におかれましては、誠実な御答弁をありがとうございました。最後に、もう一度申し上げたいと思います。光井市長、すばらしい六つの施策方針の実現、本市のさらなる発展と市民の皆様の暮らしやすさ向上のために、その卓越した手腕を大いに発揮されますことを期待いたしております。私も一市議会議員として、宇土市発展のため、市民の皆様のために尽力してまいりたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１１時から会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１０時５１分休憩

午前１０時５９分再開

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

４番、浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　皆様、おはようございます。会派、風の浦本晴美でございます。本日は質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。今回質問いたしますのは、安心して暮らし続けられる地域づくりについて、小中学校における防犯対策、そして地域コミュニティの再構築についてでございます。質問席より質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　早速質問に移ります。安心して暮らし続けられる地域づくりのために、小中学校における防犯対策についてお尋ねをいたします。近年、全国的に子どもたちを

巻き込む痛ましい事件が発生しております。報道を目にするたびに、自分事として胸を痛める一方で、時間の経過とともに私たちの記憶や危機意識が薄れてしまうこともあるのではないでしょうか。しかし、子どもたちが巻き込まれる事件や不審者の出没は、後を絶ちません。熊本県警のゆっぴー安心メールでは、不審者情報や声かけ事案、つきまとい事案などが継続的に配信されており、子どもたちを取り巻く危険は決して他人事ではございません。子どもたちの安全を守るため、昨日、網田小学校では地域の見守り隊、お散歩隊の皆様と児童との対面式が行われました。このような地域による見守り活動は、不審者に対する抑止力として大変重要な役割を果たしていると感じています。その一方で、防犯カメラの設置も犯罪の抑止や早期解決に有効な手段の一つであると考えます。子どもたちの安全を守るためには、人の目による見守りと、防犯カメラなど設備による見守りの両方が重要ではないでしょうか。市内小中学校及びその周辺における、防犯カメラの設置状況と今後の設備方針について、淵上教育部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

まず、市内小中学校における防犯カメラの設置状況について申し上げます。本市では、熊本県警が実施している見守りカメラ設置事業を活用し、現在、花園小学校のみが正門及び裏門にそれぞれ１台ずつ、さらに通学路に２台の防犯カメラを設置しております。

次に、学校の防犯対策についてお答えします。

本市では、各学校が危機管理マニュアルを策定し、不審者侵入時の対応や学校周辺で不審者情報があった際の対応について、警察・保護者・地域との連携体制を整えております。

小中学校の具体的な取組としましては、不審者対策訓練を定期的に実施するとともに、児童生徒に対して不審者に遭遇した際の適切な対処方法の指導を行い、児童生徒の安全確保に向けた取組を適宜行っています。

また、小中学校による防犯対策以外に、登下校時の子どもたちを地域全体で見守る見守りボランティア事業を令和２年度から実施しております。見守りボランティアに登録いただいた地域住民６４名、協力事業者３２名の計９６名が「できる人が、できる時に、できることだけ」を合言葉にお揃いの帽子とベストを着用し、通学路や学校周辺を巡回し、挨拶や声かけをしながら地域ぐるみで登下校の見守りを行っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。見守りボランティアの皆様をはじめ、地域や保護者、警察との連携によって、子どもたちの安全が守られていることを大変心強く感じました。また、「できる人が、できる時に、できることだけ」を合言葉とした取組も大

変すばらしい活動であるとともに、日頃から子どもたちを見守ってくださっている皆様に心から感謝を申し上げます。一方で、防犯カメラの設置については、現在、花園小学校のみとのことでした。県の事業を活用して設置されたとのことですが、設置に至った経緯やその後の効果についても大変興味深く感じたところです。各学校の立地条件や通学路の状況はそれぞれ異なっています。今後、子どもたちを取り巻く環境や地域の実情を踏まえながら、防犯対策について継続的に検討していく必要があるのではないかと感じております。

そこで、次の質問に移ります。子どもたちの安全確保のために学校への防犯カメラを整備することについて、また、地域と連携した防犯のための見守り体制について、淵上教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　教育部長、淵上真行君

○教育部長（淵上真行君）　御質問にお答えします。

昨今、学校において、不審者の侵入や児童生徒の登下校時における交通事故、つきまといや声かけに関する報道が増加しています。そのため、学校及びその周辺における防犯対策の推進は非常に重要と認識しております。

そのような中、防犯対策の一つとして、学校への防犯カメラの設置は、外部からの来訪者の状況を把握し、死角や見通しの悪い場所を監視することで、不審者が校内に侵入し難い環境を整備する上で有効であると考えております。また、防犯カメラの設置自体が、犯罪行為をためらわせる抑止力になり、児童生徒が安心して学べる教育環境の向上につながると認識しております。

一方で、防犯カメラの導入に際しては、安全性を向上させる効果が期待されるものの、プライバシーやデータ管理に関する課題への十分な配慮が求められます。設置や運用については、その効果や方法を慎重に検証し、適切な運用体制を整えることが必要となります。また、効果的な運用には技術的な知識や継続的な管理が求められるため、整備は容易ではないと考えられます。

また、登下校時の見守りにつきましては、現在継続して行っております見守りボランティアを対象とした講習会を開催し、見守り活動の注意点や旗振り誘導等の基本を学んでいただき、子どもたちの安全確保に対する意識や技術の向上を図ってまいります。

併せて、見守りボランティアの活動範囲や時間帯を把握し、人の目が届かない死角をなくす取組として、広報紙やホームページを活用した新規ボランティアの募集に力を入れてまいります。

今後も引き続き、学校、行政、地域、ボランティアの連携強化に努め、防犯体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。防犯カメラについては、不審者の侵入防止や犯罪抑止、更には児童生徒が安心して学べる環境づくりに有効であるとの認識を示していただきました。また、見守りボランティアの皆様への講習の実施など、地域と連携した見守り体制の充実に取り組まれることにも理解をいたしました。子どもたちの安全を守るためには、人の目による見守りが何より大切であり、地域の皆様の御協力は欠かせないものだと考えております。しかし一方で、見守りボランティアの皆様の高齢化も確実に進んでおり、将来にわたって現在と同じ体制を維持していくことが難しくなることも予想されます。そのような中、防犯カメラは、地域の見守り活動を補完する役割を果たすことができるのではないでしょうか。人の目による見守りと、防犯カメラなど設備による見守りが互いを補完し合うことで、より安全・安心な教育環境につながるものと考えます。今後、防犯カメラの活用についても調査・研究を進めていただくことを要望し、この質問を終わります。

続きまして、地域コミュニティの再構築について質問をいたします。婦人会やシニアクラブをはじめとする地域組織は、長年にわたり地域活動の担い手として重要な役割を果たしてこられました。しかし、近年は会員の高齢化や減少が進み、婦人会については市内７地区から３地区へと減少をしております。また、シニアクラブにおいても会員数の減少や担い手不足が課題となっています。人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの維持継続はますます重要になる一方で、その担い手の確保は難しくなっております。令和７年の３月議会でも質問をさせていただいておりますが、改めてお尋ねをいたします。市は、婦人会やシニアクラブをはじめとする地域コミュニティの現状と課題について、どのように認識をしておられるのでしょうか。加藤健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、加藤敬一郎君

○健康福祉部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

地域婦人会やシニアクラブ等は、地域貢献をはじめ、高齢者の生きがいづくりや交流の場の提供など、地域コミュニティの中心的役割を果たしていただいております。

しかしながら、近年進行する少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が影響を及ぼし、全国的にこれらの団体の会員数や団体数は減少傾向にあります。本市においても、シニアクラブにおいては、新規加入者の減少や会員の高齢化が進むなど、継続的な活動を維持する上で課題が顕在化していると認識しているところです。

また、地域婦人会においても、団体数が７団体から宇土・轟・網津地区の３団体に減少し、会員数がほぼ半減するといった現状となっております。共働きや子育て、介護等で時間に余裕がなく活動に参加できない人の増加により、活動の担い手が不足することに加え、コミュニケーション手段の多様化により、地域婦人会の役割が相対的に小さくなるといった社会環

境の変化によるものが一因ではないかと推察しております。

そのような中で、各団体内では活動意義の再検討を行う声もあると伺っております。地域コミュニティは、個々の団体内部の活動のみならず、外部とのつながりを通じて、個人や家庭だけでは解決が困難な問題に、共同で対応するという重要な役割も担っています。

本市としましては、地域コミュニティを持続可能で魅力あるものにするため、このような団体を支える仕組みづくりや活動の促進に向けて、課題の解決や支援施策の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。地域婦人会やシニアクラブを取り巻く現状や課題について、行政としてしっかり認識されていることが分かりました。私は、婦人会やシニアクラブの会員減少は、単に一つの団体の問題ではなく、地域で人と人がつながる機会や支え合う仕組みそのものが弱くなっていることの表れではないかと感じております。一方で、高齢者の皆さんは、支援を受ける側であるだけでなく、豊かな経験や知識を持ち、地域を支える大切な担い手でもあります。このことは、執行部の皆様も十分御理解いただいているものと思います。私は、地域コミュニティを維持していくためには、団体を存続させることだけを目的とするのではなく、一人一人が役割や生きがいを持ちながら、地域と関わり続けられる環境をつくることが重要だと考えています。近年、「人との関わりは面倒くさい」という言葉を耳にすることがあります。確かに人と関われば気を遣うこともありますし、時には意見がぶつかることもあります。しかし、その少し面倒くさい関わりの中にこそ、人の温もりがあり、助け合いがあり、支え合いがあります。これは、私自身が２５年以上にわたり、まちづくりや人づくりの活動に携わる中で実感してきたことであります。地域コミュニティはこれからの時代において、光井市長が掲げられる「不安が、安心に変わるまち」を実現していく上で欠かすことのできない基盤です。その意味では、地域活動を支える仕組みや支援施策についても、単に補助金を交付するだけではなく、活動する人たちが応援されている、必要とされていると実感できるような仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

次の質問に移ります。高齢者が生きがいや役割を持ちながら地域で活躍し続けられる環境づくり、また地域活動を支える補助金制度や運営支援の在り方について、市の考えをお聞かせください。加藤健康福祉部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　健康福祉部長、加藤敬一郎君

○健康福祉部長（加藤敬一郎君）　御質問にお答えします。

市としましても、地域コミュニティの存続・維持を図るためには、高齢者が生きがいや役割を持ちながら活躍できる環境づくりが重要であると考えています。高齢者が地域活動に積

極的に参加することは、住民同士の交流促進や地域の活性化、孤立防止、更には健康維持や介護予防にもつながります。これにより、結果として医療費や介護給付費の低減にも貢献するものと認識しております。

次に、シニアクラブの単位クラブ補助金についてですが、宇土市老人クラブ補助金交付要綱に基づき、補助金額を定めています。この要綱は平成３１年３月１９日に策定され、令和４年に補助金の種類を変更する一部改定が行われました。補助金は主に２種類あり、単位クラブを新設し地域貢献活動を取り組む際の設立奨励費補助金、また活動実績に応じて交付する活動費補助金がございます。この活動費補助金額はクラブ規模に応じて規定され、１０人以上２０人未満のクラブで年２万円、２０人以上３０人未満で年３万円、３０人以上４０人未満で年４万円、さらに４０人以上では、４万円に３９人を超える部分の人数に１人につき２５０円を加算しています。

なお、本補助金の手続については、宇土市補助金等交付規則に基づき行っていただいておりますが、負担軽減につながるように手順や必要書類に加え、要綱の内容を検討し、見直しの対応を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。高齢者が地域で役割や生きがいを持ちながら活躍することが、地域の活性化や孤立防止、更には介護予防や医療費の抑制にもつながるという認識を示していただきました。この点について、私も全く同感です。その一方で、シニアクラブの現場では、長年にわたり会員の高齢化や担い手不足に加え、役員の事務負担が活動継続の大きな課題となってきております。また、補助金についてはクラブ規模に応じて定められておりますが、４０人以上のクラブの場合、会員数が増えれば増えるほど一人当たりの補助額は低くなっていきます。結果として、小さなクラブのほうが有利な仕組みとなっているのが現状です。私は、他市と比較することを基本的には好みませんけれど、幾つかの市町の補助金を調べましたところ、一人当たりの補助額には明らかな違いがございました。大切なのは、本市が高齢者の社会参加や地域活動をどのような価値として捉え、どのように応援をしていくのかという点です。高齢者を支援される側としてだけ捉えるのか、それとも地域づくりや地域活動を支える大切な担い手として捉えるのか、そこに市の基本的な考え方が表れるのだと思います。今回、手続や必要書類の見直しについて、前向きな答弁をいただきました。是非、現場の声を丁寧に聞いていただき、高齢者の皆さんが無理なく、そして前向きに活動し続けられる環境づくりにつなげていただくことを要望いたします。

次の質問です。人口減少や少子高齢化が進む中、地域だけでこの課題を解決することはますます難しくなってきました。昨年１２月に視察で訪れた愛媛県西予市横林地区では、公民

館を地域づくり活動センターへと発展させ、地域任用職員が住民の困り事を日常の対話の中から丁寧に拾い上げ、多様な主体をつなぎながら地域づくりを進めておられました。そこには、行政が地域を引っ張るのではなく、地域の主体性を応援しながら行政が支えるという姿勢がありました。横林地区は人口約３００人、高齢化率５０％を超える小さな集落ですが、今なお活気あるコミュニティを維持されています。その背景には、地域が主体的に活動できる環境を整えるために、行政が制度や仕組みを工夫し、変化を恐れず挑戦を続けてきたことにあると感じました。私はこの視察を通して、持続可能な地域づくりのためには、地域住民の主体性と、それを支える行政の伴走が不可欠であることを改めて実感いたしました。

そこで、お尋ねをいたします。本市においても地域住民が主体となって様々な地域課題に取り組み、持続可能な地域づくりを進めていくために、行政はどのような役割を担っていくべきとお考えでしょうか。野口企画財政部長にお尋ねします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域が抱える課題は防災や防犯、担い手不足、地域交通など多岐にわたり、地域だけでは解決することが難しくなっております。

また、これまで、地域を支えてこられた行政区長をはじめ、消防団、婦人会などの各種団体においても、担い手不足や活動規模の縮小が進むなど、地域コミュニティの支え合いや地域行事、災害対応等への維持自体が難しくなってきていることも認識しております。

本市といたしましては、まずは地域の皆様の声をしっかりと聴き、対話を通じてその地域の課題、ニーズを的確に把握することが重要であると考えております。その上で、地域の実情に応じた活動の継続や負担軽減につながる支援策を検討するほか、外部人材として地域の活性化やまちづくり活動に関して専門的知見のある地域力創造アドバイザーの活用を行うなど、地域住民の皆様の活動が、持続可能となる仕組みづくりを整えていくことが大事であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。地域住民の皆様の活動が持続可能となる仕組みづくりを整えていくことが大切であるとの答弁をいただきました。地域コミュニティが抱える課題や現状について、行政としてしっかり認識されていることを理解いたしました。地域には、婦人会やシニアクラブ、消防団、子ども食堂、地域福祉活動、地域の特性を活かしたまちづくり活動など、住民主体で取り組まれている様々な活動があります。しかし、人口減少や少子高齢化が進む中、従来の組織や仕組みだけでは地域を維持していくことが難

しくなってきています。その一例がＰＴＡではないかと思います。時代の変化に合わせた見直しが十分にできなかった結果、担い手不足や活動の縮小という課題に直面しているように感じています。これはＰＴＡに限ったことではありません。地域の様々な団体や組織にも共通する課題だと思います。だからこそ、これからはどうすれば存続できるのかではなく、どうすれば今の時代や暮らしに合った形で続けていけるのかを本気で考えていく必要があるのではないでしょうか。組織が減少していくのを自然の流れと諦めず、変化を恐れず、時代や人々の暮らしに合わせて形を変えながら、良いところをしっかり残していく。その視点がこれからの地域づくりには必要だと考えています。なお、後日、私が視察しました愛媛県西予市の取組についても情報共有をさせていただきたいと思っております。宇土市の今後の地域づくりの参考になる点も多いのではないかと感じております。

それでは、最後の質問に移ります。光井市長は施政方針の中で、「宇土市の未来を支えるのは市民一人一人であり、その声がまちづくりの根幹をなす。分野ごとに分かれた課題に対して、全ての関係者が縦割りをなくし、積極的に連携を深める。『ワンチーム』という考えを軸に、市民、事業者、行政が一丸となって、輝く宇土市の未来を築き上げるために全力を尽くす。」と述べられました。２日間の一般質問の答弁の中でも、随所に出てきたフレーズです。そこで、地域コミュニティの再構築に向けた今後の方向性と、市民と行政との協働によるまちづくりについて、光井市長のビジョンをお伺いいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

地域コミュニティは、地域社会における生活基盤を支える重要な存在であり、もしなくなった場合は、もう大きな影響どころか大変なことになってしまうと思います。

少子高齢化や人口減少が進む中、自治会や婦人会など、地域を支えてきた各種団体において、担い手不足による活動規模の縮小とか、会の解散などが複数起こっておりまして、地域コミュニティの維持・再構築は喫緊の課題であるというふうには認識しております。

そのため、これを守り抜く手立て、さらに新しい形を生み出さないといけないというふうに思っています。

行政といたしましては、地域住民主体のまちづくり活動を最大限尊重しながら、地域コミュニティの維持・再構築に向けた環境づくりの仕組みをつくっていきたいと思っています。

まずは、しっかり聴くということが必要なので、地域課題の把握や共有の場としてまちづくり座談会を開催し、行政、地域、関係機関とがつながって、そして支え合って、そして進むべき道のヒントを見つけられるような座談会にしたいと思っています。

そして、代表質問でも答弁をいたしましたけれども、地域運営組織の発足支援や地域力創造アドバイザーの招聘事業が、地域コミュニティの再構築の一歩目の施策として捉えていた

だけたらと思っているところです。

また、住民一人一人が自分の住む地域に対する認識を高め、そして、自分たちのまちは自分たちでつくっていくという意識を持っていただくことが重要であると思っています。

その意識を持っていただくためには、私たち行政も地域の魅力、宇土市の魅力を伝え、そして住民自身が理解をしていただいて、地域を誇りに思えるような取組をしなければならないと思っています。

例えば、地域の特性や歴史、文化について、市民の皆様が学ぶ機会を提供していくということとともに、私自身も自ら動いて、宇土市の良さを発信してまいります。

海苔ですとか、網田レトロ館でのおもてなしの取組ですとか、相撲もそうだと思います。太鼓もあると思います。あと、先ほどから出ておりますシニアクラブの活動をただ単なるじゃなくて、会員さんの熱量あたりも伝えていきたいというところです。地域、宇土市に関心を持ってもらうために、力を注いでまいります。

このような中、浦本議員もサポートしていただいているところですけれども、昨年度、総務課が女性を対象に開催した、うとみらいカレッジの卒業生の中にも、学びの中から地域づくりに目を向けて、実際に地域づくりに関わられている方が動き出していただいているのもありがたく感じています。

網田コミュニティセンターしとらすの掲示板のポスターも拝見をいたしました。

行政も、地域づくりを一緒に動き、そして考えていく立場として、職員も最前線におりますので、一人一人が「何のために行うのか」ということを第一に考えて、地域の皆様に寄り添う姿勢を大切にして行動を起こしてまいりたいと思っています。

「ワンチーム」という言葉を大分使わせていただいたんですが、各種団体、いろんな団体が活動されていて、その目的は何かというところはそれぞれがあられるんですが、活動は違うんですけど、それが最終的に目的にみんなが集まっていけば、すごくパワーがつながると思っていますので、それをまずは職員同士で縦割りをなくして、目的のもとにみんなが力を注ぐというような雰囲気を必ずつくりたいと思っています。

「ワンチーム宇土」実現に向けて、行政と地域が協働して地域課題へ持続的に取り組んでいくことで、誰もが取り残されることなく、宇土市民一人一人が幸せを感じることができるまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　浦本晴美さん

○４番（浦本晴美さん）　答弁ありがとうございます。光井市長の地域コミュニティに対する熱いお考えをお聞きし、大変強く感じております。やはり地域から生まれた活動を行政が支え、伴走していくということは大変重要だなと感じております。実はそのような伴走の姿、

既に本市の中でも少しずつ形になり始めていると感じております。光井市長が答弁の中で紹介されましたけれども、昨年度から始まったうとみらいカレッジでは講座終了後、「すばらしい学びを得たが、それをどう活かしていけばいいのか分からない。」という受講生の声を受け、担当職員さんが伴走してくださっております。その結果、受講生同士が応援し合う関係が生まれ、ＭＩＲＡＩマルシェの開催とつながりました。この伴走は現在も続いております。ありがとうございます。また、中野議員が丁寧に説明をしてくださいましたが、れいんぼ～マルシェにおいてもそうです。高齢者支援課をはじめとする関係部署の職員の皆さんが、会場設営や片づけ、運営面を支えてくださったことで、高齢者の皆さんが安心して活動することができました。そして今月からシニアクラブでは、一人暮らしの高齢者を招いて、一緒に昼食を囲む新しい活動も始まっております。高齢者同士が支え合うとても温かい取組です。そこには民生委員さんが一人暮らしの方をお連れになり、光井市長もお忙しい中に足を運んでくださいました。参加された皆さんは大変喜ばれていました。行政のトップがその活動を知っている、報告を受けて知るだけではなく、実際に現場に足を運び、同じ空気を吸い、同じ時間を共有する。そのことに大きな意味があると感じています。私は、このような行政の関わり方こそが、地域住民が主体となって活動する力を育てる支援であり、応援されている、一緒に取り組んでいるなと感じられる伴走の姿だと思っています。そして、そのことを私自身、現場で実感しております。光井市長は、初日の施政方針において、「毎日の不安が、安心に変わるまち、全ての市民が幸せを感じられるよう行動し、結果を出していく。」と述べられました。また、昨日の土黒議員の答弁では、「横でつながり、何のために行動するのかを軸にする。」とお考えを示されました。また先ほども「職員一人一人が、何のために行うのかを考える。」と、答弁されました。私は、その言葉を大変力強く受け止めております。地域の未来への期待に、私自身の体温も上がる思いがいたします。そして、その思いが言葉だけにとどまることなく、市民の暮らしの中で実感できる形となり、現実のものとなることを期待しております。人口減少や少子高齢化が進む今だからこそ、地域の中で支え合い、人と人とのつながりを育みながら、一人一人が役割や生きがいを持ち続けられる地域社会を目指していかなければなりません。是非、今後も市民の声に耳を傾けながら、地域住民主体のまちづくりを支える行政として取り組んでいただくことをお願い申し上げます。そして、私自身も市民の皆様と行政をつなぐ一人として、共に歩んでまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　議事の都合により、暫時休憩いたします。１１時４５分から会議を開きます。

－－－－－－－○－－－－－－－

午前１１時３６分休憩

午前１１時４４分再開

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（野口修一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑及び一般質問を続行いたします。

５番、佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　無所属の佐美三です。今定例会、最終一般質問者として登壇いたしました。ちょうどお昼に差しかかりますけれども、これも私のせいではありませんけど、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。それでは通告に従いまして、今回は、犯罪のない安心・安全なまちづくり～防犯カメラの設置推進、強化について～及び第７次宇土市総合計画について質問をいたします。それでは質問席に移ります。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　それでは、執行部におかれましては、簡単明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。さて１点目、犯罪のない安心・安全なまちづくりについて～防犯カメラの設置推進、強化について～、質問をいたします。先ほど来、浦本議員から、学校における防犯対策の一環として、防犯カメラの整備推進について質問がありましたが、私からは地域における防犯カメラの重要性、推進強化について質問をいたします。警視庁の調べによりますと、刑法犯の認知件数は平成１５年以降減少を続けていたとのことでありますが、令和６年は７３万７，６７９件となり、２１年ぶりに前年を上回ったとのことであります。毎日のようにテレビ、新聞等において、悪質な事件報道が頻繁に流れる状況にあります。また、子どもたちや女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も横行しており、社会的不安が募るばかりであります。こうした犯罪を未然に防ぎ、地域社会の安全・安心を維持するために、真剣に対策を講じていく必要があると思うところでございます。

そこで、まず初めにお尋ねしたいのは、本市における５年前と現在の犯罪発生件数の比較と発生内容についてどのようになっているか。また、全国的な犯罪の傾向として特筆すべき内容についてお尋ねをいたします。中山市民環境部長にお願いいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

まず、本市における犯罪認知件数について御説明いたします。熊本県警察本部公表の市町村別主な犯罪の認知件数を基に、県警への確認を行ったところによると、令和７年の認知総数は１６０件、５年前の令和２年の認知総数は１０２件で、比較して約１．６倍に増加しております。令和７年の内訳として、自転車の盗難が３８件と最も多く、続いて万引き３２件、器物損壊１２件、オートバイの盗難４件、車上ねらい３件、空き巣２件、電話でお金詐欺２件、自動車盗難１件、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺１件、その他６５件となっております。

なお、本市においては人命に関する凶悪犯罪は発生しておりませんが、自転車の盗難や万引きなど軽微な犯罪が主体となり、本市の犯罪発生件数が増加している状況にあります。

次に、令和７年における全国的な犯罪の傾向としましては、オレオレ詐欺などの特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺による被害が深刻となっているほか、不同意わいせつなどの性犯罪に係る認知件数も増加し、サイバー空間や先端技術の利用拡大による加害者と被害者に接点を有しない犯罪被害も増加しております。

特に、特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数、被害額が過去最多となっており、これらの事案には、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、実行犯はＳＮＳ等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する、匿名・流動型グループが関与しているなど、極めて深刻な情勢となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。まず、本市における犯罪認知件数について、令和７年度の認知件数は１６０件、５年前の令和２年が１０２件ということで、比較すると１．６倍に増加しているとのことであります。幸いにも人命に関する凶悪犯罪は発生していませんが、１．６倍に増えていることは、なかなか見過ごすことができない状況にあると認識をします。これはあくまでも認知件数でありまして、実際の件数となると、まだ多いのではないかなというふうに思います。内容をしっかり分析していただきまして、警察をはじめ関係機関と情報を共有し、傾向と対策を十分に取って万全を期していただきたいというふうに思います。また、全国的に見た特筆すべき犯罪の傾向についても答弁をいただきましたが、ＳＮＳやインターネット等で実行犯を募集し、加害者と被害者が接点を有しない、いわゆる闇バイトなどの特殊詐欺が横行しております。先月、栃木県で発生した強盗殺人事件では、逮捕された男子高校生４人が事件の実行役だったということで、きっかけは、簡単に高額のお金がもらえるといった、安易な考えで犯行に加担した取り返しのつかない衝撃的な事件へと発展したものであります。この事件では、カメラ映像を収集解析し、犯人を特定するリレー方式と呼ばれる手法により犯人検挙に至っております。このような闇バイトが絡む強盗事件の多発を受け、昨年から警察官が架空の身分証を使って犯行グループに接触、潜入する仮装身分捜査が導入されたことにより、従来のＳＮＳで募集し、現場で初対面という形態から、知り合い、ネットワーク型へと変遷してきていると言われ、実行役の低年齢化もそういうような分析になっているということでございます。その背景には、今部長からありましたとおり、匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウが関係していると言われております。近年、このような情報に疎い若年層を巻き込んだ凶悪犯罪が頻繁に発生していることは、大変憂慮すべきことだと思います。

ではここで、本市における犯罪予防策、抑止策の取組状況及び住民等を対象とした防犯に関する補助制度について市民環境部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

まず、犯罪予防策としましては、市内小学校・中学校の児童生徒を対象に、不審者対策などを盛り込んだ防犯教育や登下校時のこども見守り隊による見守り活動を行っております。また市民を対象とした対策では、生活安全パトロール隊による危険箇所や通学路等の巡回をはじめ、宇土駅周辺で警察と共同で行う自転車の鍵かけ啓発活動、また、各地区公民館では宇城警察署署員から、電話で「お金」詐欺に関する内容を含め、宇土市の犯罪情勢や犯罪に巻き込まれないための講話の機会を設けております。さらに、高齢者の方々に向け、国民健康保険７０歳からの医療制度説明会時の防犯・交通に関する資料の配布や、年金支給月に電話で「お金」詐欺に関する広報記事掲載等を実施し、犯罪の予防に努めております。

次に、防犯に関する補助制度としましては、行政区、地区振興会を対象としたまちづくり推進課が所管する防犯灯の設置補助や、環境交通課が所管する防犯カメラの設置補助がございます。補助内容につきましては、防犯灯が助成率４分の３で上限３万５千円、防犯カメラが助成率４分の３で上限１５万円となっております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。犯罪予防策、抑止策の取組状況、そして住民を対象とした防犯に関する補助制度について答弁をしていただきました。ではここで、まちづくり推進課所管のＬＥＤ防犯灯、そして環境交通課所管の防犯カメラの令和７年度における補助事業についてお尋ねをいたします。また、令和７年度から防犯カメラ設置支援補助金の上限額を１５万円に増額したことに伴う効果及び当該補助金による地区別設置件数、実績についてもお尋ねをいたします。加えて、防犯カメラについては、令和８年度当初予算額についてもお尋ねをします。市民環境部長お願いいたします。

○議長（野口修一君）　市民環境部長、中山好美さん

○市民環境部長（中山好美さん）　御質問にお答えします。

まず、令和７年度における防犯灯に関する補助金については、先ほど答弁しましたとおり助成率４分の３で上限額３万５千円となっております。交付実績は、新規２７件、既設防犯灯取替え７５件の合計１０２件でございます。交付金額は２５２万７千円、合計設置金額は３７３万８４０円となっております。ちなみに、新規設置における１件当たりの設置費用の平均金額は４万５３２円、また既設防犯灯取替えにおける１件当たりの設置費用の平均金額は３万５，１５３円となっております。

次に、令和７年度における防犯カメラの補助金については、助成率４分の３で上限額１５万円となっており、交付実績件数は８件、交付金額は８１万４千円、合計設置金額は１０９万１，８７０円でございます。設置費用の１件当たりの平均金額は約１３万６千円となっております。

また令和７年度からは、防犯カメラ設置費用の補助金上限額を１０万円から１５万円に増額しております。その結果、令和６年度の防犯カメラの補助交付実績は１件でございましたが、令和７年度は８件と増加しており、補助金上限額の増加による効果は十分あったと考えております。この防犯カメラを設置した８件について地区別の設置件数は、宇土地区が４件、花園地区が４件となっております。

なお、当該予算については、令和８年度当初予算において、前年度の実績を基に９０万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。まずはＬＥＤ防犯灯補助金について、これは企画財政部まちづくり推進課所管の補助制度でありますが、あえて市民環境部長にお答えしていただきました。令和７年度の実績で新規に設置したのが２７件、既設防犯灯のＬＥＤ灯取替えが７５件、合わせて１０２件と、行政区や地区振興会において大変利用されていると思います。このことは、所管課の周知・ＰＲが浸透している結果だと考えます。また、１件当たりの実際の設置に要した費用が、新規設置の場合平均４万５３２円、既設防犯灯が３万５，１５３円ということで、平均設置費用から見た補助率４分の３、補助上限額３万５千円の設定についても、今のところ補助内容に支障はないというふうに思います。次に、防犯カメラの補助金については、令和６年までの補助上限額１０万円を令和７年度に１５万円に増額したことで、前年度の設置件数が１件だったのに対して、令和７年度は８件を採択し、設置に至ったということでございます。補助上限額を増額したことの効果が数字として表れていると思います。また、実際の設置に要した１件当たりの費用が平均１３万６千円ということであり、補助率４分の３、補助上限額１５万円の枠内となっており、こちらも補助内容に支障はなく運用されていると判断いたします。余談になりますが、昨日の熊日新聞に熊本市の防犯カメラ設置に関する記事が掲載されておりました。令和７年度事業として市内全域３１３か所に、１か所当たり上限２０万円で防犯カメラを設置したとのことであります。ちなみに、全て国の交付金を活用したとのことでありました。ほかの自治体においても防犯カメラの重要性が認識されているようでございます。

そこで、光井市長にお尋ねをいたします。防犯カメラについては、前年度の令和６年度より申請件数が急激に伸びたことは評価できますが、一つだけ懸念するのは、地区別の設置件

数の偏りであります。宇土・花園両地区で４件ずつ、つまりそれ以外の五つの地区については申請自体が上がってこなかったということであります。宇土地区、花園地区の当該採用となった行政区の防犯意識の高さがうかがえるとも言えますが、宇土・花園両地区とほかの五つの地区を比較すると、店舗数も会社の数もこの五つの地区のほうが少ないことから、防犯カメラの設置件数も恐らく少ないと思います。できれば全地区バランスよく、偏りなく、各地区に防犯カメラの設置が行き渡るように採択できれば理想的ではないかと思いますが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。また、これまで担当課において本制度の周知・ＰＲについては、各地区等しく当然行ってありますが、結果的に偏りが見られておりますので、さらなる周知・ＰＲを工夫する必要があるのではないかと考えますので、これも市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。そして最後に、全国的に凶悪犯罪が横行する中、本市においては人命に関わる犯罪は起きていませんけれども、５年前からすると、犯罪認知件数が１．６倍に増加していることは見過ごすことのできない状況にあります。市民が安心して暮らせる防犯意識の高い安全・安心なまちづくりを構築するための市長の考え、そしてさらなる防犯カメラの設置推進、強化についても、併せて光井市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、防犯カメラが犯罪抑止につながることは重々承知をいたしているところです。

また、令和６年６月議会一般質問において佐美三議員の御指摘をいただいて、先ほど市民環境部長からの答弁にもありましたとおり、令和７年度から防犯カメラの設置補助上限を増額し、その設置申請数は増加したということから、増額に伴う効果は着実に表れております。

今回、議員の御質問にありますように、令和７年度の防犯カメラ設置補助金の地区別の申請件数は、宇土地区が４件、花園地区が４件というふうに偏っておりますので、市内７地区のバランスが心配というところは本当に同感であります。ただ、これまでの補助実績では、他の地区からも件数は少ないものの、申請が上がっているというのは事実であります。

防犯カメラ設置補助につきましては、あくまでも申請というところに基づくものですので、結果的に申請する地区に偏りが生じているということも事実です。

この解決策としましては、まず議員がおっしゃられます当該補助制度のさらなるＰＲ、そしてこれを進めていくことが、もうこれしかないというところであります。

現状での周知につきましては、市の様々な補助金をはじめとする制度を集めたまちづくりハンドブックに掲載し、ホームページでお知らせするとともに、新年度において新たに行政区長となられる方々への配布を行っております。また、昨年度にはまちづくりハンドブックの掲載事業でお尋ねが多いものをピックアップして、全ての行政区長に配布をさせていただ

いております。

市といたしましても、犯罪認知件数が５年前から約１．６倍に増加しており、看過できない状況であることは認識をいたしております。今後は、行政区長の方々に対して防犯カメラ設置補助制度を周知していく中で、申請が少ない地区に向けた周知方法についても工夫をしてまいります。

併せて、先ほど市民環境部長の答弁にもありました、様々な防犯対策をこども見守り隊や生活安全パトロール隊など、各種団体などから御協力いただき実施できているという現状もあります。こういった皆様の活動を、防犯カメラ等の制度周知と併せて、防犯の観点から広報紙で特集するなど、市民の皆様にも是非知っていただきたいというふうに考えております。今後も団体からの協力をいただくとともに、市民の防犯意識を高め、安心して暮らせるまちづくりの強化に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。今、市長の答弁の中で、あくまでも申請に基づくものであると、それから、現段階ではＰＲするのを強力に推進する以外にはないというような趣旨の発言もありましたけれども、そういうことで、私から一つ提案をさせていただきたいと思います。私が考える全地区バランスよく採用する方法として、ちょっと提案をさせていただきたいと思います。例えば第１次募集、第２次募集に分けて、第１次募集は地区別の採択を優先し、募集をかけてみて申請が上がってこなかった地区があれば、当該地区の行政区長さんたちに声かけをしてみるなどの配慮があってもいいんじゃないかなというふうに思います。それでも申請がなかった場合は、第２次募集で従来のやり方で採用すればいいのではないかというふうに思うわけでございます。限られた予算の範囲内で、受付順で採択をしていくやり方は、この補助制度の趣旨には合わないというふうに考えます。なぜ、そこにこだわるかと申しますと、これはやはり防犯対策だからなんです。どこで犯罪が起きるか分かりません。犯罪の解決の全てが防犯カメラによるものとは言いませんが、防犯カメラが犯罪の予防、抑止に寄与していることは、これはもう間違いない事実だというふうに思います。防犯カメラを設置していることで、まず第一に、犯行を思いとどまらせる犯行の予防・抑止効果があります。また第二に、犯罪に対する不安を取り除き、住民への安心感を高める効果もあります。加えて第三に、録画映像で犯人を特定する犯罪捜査への貢献効果もあります。このようなことから、防犯カメラの設置があるエリアだけに集中するよりも、バランスよく各地区に配置されることが重要であり、防犯上効果的ではないかなというふうに考えます。そのために当該制度の運用について、創意工夫をお願いしたいと思うところでございます。また、予算面についても申し述べさせていただきますが、当該補助金の今年度の予

算額は、当初予算で９０万円を計上されております。先ほどの担当部長の答弁によりますと、交付金が８１万４千円、交付金というのは一般財源で担当課が交付した補助金のことですけれども８１万４千円ということで、年間８件程度の設置ペースとなっております。近年、加害者と被害者の接点がない悪質、巧妙な犯罪が横行しております。先ほども申し上げましたように、防犯カメラには犯罪予防・抑止効果があります。このようなことからも、当該補助金については熊本市のように一気に整備したほうが、一番いいわけでありますけれども、なかなかそうもいきませんので、できるならば少なくとも予算についてはもっともっと増額をして、設置ペースを上げて、防犯カメラの普及を各行政区に促すことが重要ではないかなというふうに思います。開会日の光井市長の提案理由の説明において、六つの施策の柱を掲げておられます。その第１点目に掲げられたのが、「安心して暮らせる宇土」の実現でした。大まかに、大雨、自然災害を未然に防ぐこと、高齢者に関することも触れられておられます。提案理由という短い記述説明の中で、全てを羅列することはできませんが、当然これは治安、防犯についてもうたってあることは承知しております。光井市長が六つの施策の柱の中で、いの一番に「安心して暮らせる宇土」を掲げておられます。そういう観点からも、本市を安心・安全なまちづくり推進自治体というイメージを醸成させるために、防犯カメラについては、大いに推進強化を図っていただきたいというふうに思います。そのためにも、周知・ＰＲの手法を見直し、採択方法の改善を図ることが重要ではないかと考えます。それによって申請数も増えてくることが予想されますので、防犯カメラ設置補助金の予算についても増額をお願いしておきたいというふうに思います。執行部におかれましては、本制度における創意工夫、適正運用をよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは次に、第７次宇土市総合計画について質問をいたします。本市の最上位計画であります第７次宇土市総合計画について、現在、策定段階にあると思いますが、１６年ぶりに市長が交代されたこともあり、今回の質問に至りました。総合計画については、本市が目指す将来像を実現するためのまちづくりの方向性や、まちづくりの長期的な方針を示す最上位計画であります。また、各分野における個別の計画や施策の方向性を示し、一体性を確保しながら市民や各種団体等と行政が一緒になって、みんなで目指す将来像を実現するための指針になるものと考えております。本市では令和元年度を初年度とする第６次宇土市総合計画が策定され、これまで基本構想「輝くふるさと宇土の未来図」の実現に向けて、総合計画に基づく様々な施策に取り組んできているものと理解をしております。そして令和５年度からの４年間は、後期基本計画として本年度が計画の最終年度ということになります。そこで、まず第６次総合計画の概要と進捗状況について、野口企画財政部長にお尋ねをいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

第６次総合計画は、令和元年度から令和８年度までの８年間を計画期間とし、基本理念に「安心」、「元気」、「協働」を掲げ、「輝くふるさと」をキーワードとした六つの分野からなる基本計画を柱に、将来像である「復興から発展へ　未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現を目指して各種施策を実施してまいりました。

令和５年度から令和８年度までの４年間を期間とする後期基本計画に関する進捗状況としましては、それぞれ成果指標を設定しておりますので、その成果指標の数と、そのうち令和７年度末時点で目標を達成している件数について御報告いたします。

一つ目は、「安全・安心『“輝く”未来～震災からの復興～』」です。

防災・防犯・交通安全に関する施策で、６件の成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、防災士資格取得者数の１件であり、達成率は１７％です。

二つ目は、「教育・文化『“輝く”人～学びのふるさとづくり～』」です。

学校教育・社会教育・歴史文化・人権に関する施策で、９件の成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、学校運営協議会の設置数、大太鼓収蔵館や網田焼の里資料館等文化財展示施設への来館者数の２件であり、達成率は２２％です。

三つ目は、「保健・福祉・医療『“輝く”絆～安心のふるさとづくり～』」です。健康づくり・子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉・地域福祉に関する施策で、七つの成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、つどいの広場延べ年間利用者数、ｅスポーツを活用した交流の場への延べ参加者数、就労継続支援事業利用者数、生活保護受給世帯の就労収入の増加による自立世帯数の４件であり、達成率は５７％です。

四つ目は、「産業・経済『“輝く”産業～活力のふるさとづくり～』」です。

農林業・水産業・商工業・観光に関する施策で、七つの成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、海面養殖生産額、創業・開業補助金の活用件数、観光入込客数の３件であり、達成率は４３％です。

五つ目は、「生活環境・都市基盤『“輝く”まち～安全のふるさとづくり～』」です。

土地利用・交通・定住・環境衛生・情報通信に関する施策で、九つの成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、道路の舗装率、道路の改良率、空き家バンク累計登録数、水道の接続率、下水道の接続率、ボランティア清掃の参加人数、宇土市コミュニティバス年間利用者数、ごみリサイクル率の８件であり、達成率は８９％です。

六つ目は、「住民協働・行財政運営『計画の推進』」です。

コミュニティ・住民参画・行財政に関する施策で、六つの成果指標のうち、現時点で目標を達成しているものは、証明書などのコンビニ交付件数、民間との連携協定締結数の２件であり、達成率は３３％です。

したがいまして、ただいま申し上げました六つの分野からなる各施策を取りまとめた成果

指標の令和７年度末時点での目標達成状況については、４４件の成果指標に対し達成件数が２０件、達成率は４５％となっています。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。ただいまの企画財政部長の答弁によりますと、六つの分野からなる基本計画を柱として、将来像の実現を目指し、各種施策が展開されているとのことであります。また。令和５年度からは現行の後期基本計画に移り、実施中の六つの分野からなる各施策の成果指標の目標達成状況についても答弁をいただきました。それによりますと、全部トータルで４４件の成果指標に対し、達成件数が２０件、達成率は４５％となっているようでございます。これはあくまでも令和７年度末時点の速報値と理解をしております。来年３月末を目途に取組を行っているので、残り１年間で達成件数も達成率も当然上がってくると考えます。これからも適切な指標管理をお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、第７次総合計画の策定に向けた現在までの取組状況と今後のスケジュールについて、企画財政部長にお尋ねいたします。

○議長（野口修一君）　企画財政部長、野口泰正君

○企画財政部長（野口泰正君）　御質問にお答えします。

第７次総合計画は、令和９年度から令和１６年度までの８年間を計画期間とするもので、今年度策定しますのは、８年間の基本構想に関する部分と前期４年間の基本計画に関する部分になります。

策定の準備期間は、令和７年度から令和８年度までの２年間を予定しており、既に着手しております。

昨年度は、２０歳以上の宇土市民２千人及び宇土高校全学年の５９３人を対象に、本市のまちづくりの満足度や将来像などの把握を行うためにアンケートを実施しました。

今年度は、６月３０日から７月１２日にかけて、市内７地区においてまちづくり座談会を開催し、地域の皆様から本市のまちづくりに関する貴重な御意見等を伺う予定です。

また、８月下旬から９月上旬にかけて、基本構想の素案を審議会に諮り、作成します。この基本構想を基に、前期４年間の基本計画の素案を策定し、１１月下旬から１２月上旬にかけて審議会に諮る予定です。

さらに、基本構想の素案及び前期基本計画の素案は、１２月下旬から約１か月間にわたって実施するパブリックコメントを通じて、皆様から御意見を伺う機会を設ける予定です。

最終的に、パブリックコメントでいただいた御意見を反映した内容を、翌年２月下旬の審議会に諮り、令和９年３月中の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。第７次総合計画は、令和９年度から令和１６年度までの８年間を計画期間としていて、既に、基本構想に関する部分と前期４年間の基本計画に関する部分の策定作業に着手しているということでございます。また、昨年度から既に本市のまちづくりの満足度や将来像などの把握を行うためにアンケートの実施、更には今月６月３０日から、市内７地区においてまちづくり座談会を開催するというようなことであります。住民からの意見等を聴取するということになりますが、その意見を基に市議会に諮り、最終的に再度パブリックコメントを実施し、住民の皆さんから御意見を聴取した上で、来年３月中の完成を目指すということであります。是非とも意見聴取については光井市長が最も重要視されるところだろうと思います。吸い上げた住民の意見等については、本計画への反映をよろしくお願いしておきます。

それでは最後に、光井市長にお尋ねをいたします。第７次宇土市総合計画の策定に向けて、前市長にはなかった新たな視点、市長が思い描く将来像、重きを置く施策、光井市政のカラーについて、市長の熱い思いを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口修一君）　市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　御質問にお答えいたします。

本定例会における代表質問や一般質問の答弁と重複する部分が多くなると思うのですが、お許しいただきたいと思います。

広報６月号に掲載いたしましたが、私の市政への揺るぎない軸は「市民一人一人が幸せを実感できるまちづくり」です。

このため私は、市長就任後、職員に対し、市政のメインテーマとして、宇土市民の心と身体の健康を守り、幸せを実感できる活力とにぎわいのあるまちづくり実現に取り組むというふうに伝えました。

また、その実現のために重点的に取り組みたい内容として、人口減少を防ぐための定住対策、そして若者の流出阻止を挙げております。

この定住という視点は、「九州のどまんなか」を宣言し、定住よりもやや移住者の獲得に軸足を置いていた前市政とは少し違う部分があると思いますけれども、私といたしましては、まずは、現在、宇土市に住んでいる市民の幸せが一番だと思います。

市民の皆様が笑顔で幸せを感じ、これからも住み続けたいと思っていただけるまち、これが私が思い描く宇土市の理想像です。

もちろん、宇土市の発展にとって移住者の存在は不可欠であることから、受入体制の強化を図るとともに、地域経済の活性化や情報発信の強化を通じて、移住者そして関係人口の増

加につなげてまいります。

重きを置く施策としては、「ワンチーム宇土」の実現に向けて、「安心して暮らせる宇土」、「子どもがまんなかの宇土」、「元気で笑顔の宇土」、「仕事とにぎわいのある宇土」、「学びと誇りのある宇土」、「市民とつくる宇土」にそれぞれ事業を挙げているところです。

このそれぞれの事業は、市役所内では担当部署が違ってまいりますけれども、各部署が「何のためにするのか」という軸に振り返り、同じ目的・目標に進んでいくという意識を持つことで縦割りがなくなると思っています。

そして、それぞれの六つの最上位の「何のためになるのか」というのは、市民のためにつながると思っています。ちなみに就任当初は、それぞれのこの六つの取組について、私が考えるのはこれですというのをお示ししたのですが、各部長、各課長にも自分たちが何ができるかというのを出してくれというようなことの指示を出しています。それを政策会議でみんなで出し合って、それぞれの目標に宇土市民のために何ができるかというところの視点をそれぞれの部署で挙げていく。それを練り上げていって、それを施策につなげるというような今準備段階であります。

先ほどの六つのテーマを総合計画の柱として位置づけ、実践的な政策形成へと発展させるため、座談会や懇話会で寄せられた意見を体系的に整理・分類し、総合計画に反映してまいります。

地理的に申しますと、東部地域では賑やかな商業を、西部地域では観光や自然を活かした交流の推進を図るなど、それぞれの地域の個性を磨き上げ、持ち味を活かした施策に取り組む必要があると考えております。

また、私自身、自らの武器を行動力であるというふうに考えており、できることは何でもやるという意識は持ち合わせております。市民の皆様の声を直接伺う機会、対話を何よりも大切にしたいと考えております。

さらに、自分自身の行動指針の一つとして、多様な知恵を活かす「衆知を集める」を掲げております。

こうした考えを踏まえ、今月末から来月にかけて市内７地区で開催するまちづくり座談会や、パブリックコメントなどで寄せられる市民の皆様の声を丁寧に集めて、総合計画へ反映させることが最も重要であると思っています。

前市政と異なる私の考えを、市政運営のカラーとして打ち出すことも必要であるというふうには認識しておりますけれども、それにとどまらず、フットワーク軽く、行動力を武器に市民の皆様の声を市政へと反映させていくことこそが、私自身のカラーであると思っています。

私は、これまでスポーツに携わる人生を送ってまいりました。その中で、まずはプレイヤーとして、指導者として、さらにはチームを支えるサポーターとして、そして全国大会とかの運営のほうも関わらせていただきましたので運営者の立場として、様々な役割を経験させていただきました。

その経験を通じて強く実感したことは、目標を達成するためにはチームワークが必要不可欠であり、個々の力を結集することによって、組織は大きく成長するということを学びました。

一人一人の役割、考え方を尊重しながら、同じ目標に向かって全員が一丸となることが、結果として最大の成果につながると学んでいます。

このような経験は、まさに市政運営においても通じるものがあると感じております。

市民の皆様、それぞれ違った意見やニーズをお持ちであることは当然でありますけれども、それらを丁寧に受け止め、尊重しながら、多様な声を一つの力へと束ねていくことが重要であると考えております。

今年度の私のテーマは「信頼の獲得」です。市民の皆様、事業者、職員と多くの対話を通じて、学び、共感し、一緒に前に進めてまいります。

誠心誠意に取り組むことで信頼が生まれ、宇土市の発展につながる、つなげるように努めてまいります。

市職員として、副市長として経験、学んだことを活かして、堅実さも持ち合わせつつ、広い視野を持ってチャンスをうかがい、そして行動力を活かしてチャレンジする意識を持ち合わせてまいります。

議員の皆様方にも引き続きいろんな面においてアドバイス、そして御意見をいただきたいと思っております。

３万５千人の市民の皆様一人一人が、「宇土に住んでよかった」と実感できるよう、「ワンチーム宇土」の実現のもと、チームとしての一体感を大切にしながら、全力で市政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　佐美三洋君

○５番（佐美三　洋君）　ありがとうございました。光井市長からこれからの宇土市を背負っていく、導いていく意気込み、力強さをひしひしと感じました。大変うれしく思いました。第７次総合計画は、住民の意見を十分取り入れたすばらしい総合計画となることを期待しております。光井市長の人となりは、一緒に机を並べて宇土市のまちづくりをやってきた仲でもあり、人柄はもう十分承知しております。やる気、熱気をひしひしと感じております。今日もその一端をまた聞かせていただきまして、ありがとうございました。また、人の話を聞

く姿勢は、もうこれは現役時代から一貫しておられるところが、なおすばらしいということだというふうに思います。これから皆さんから日々いろんな陳情、要望が上がってくるかと思います。しかし、税収がじゃぶじゃぶ入ってくるような財政豊かな自治体であれば、いろいろなリクエストに答えることができますが、宇土市のように限られた税収、国からの交付税等で賄っている自治体においては、もうパイが決まっています。あれもやります、これもやりますは、できないわけであります。あれかこれか取捨選択、優先順位を付けて、費用対効果を勘案しながら、総合的な判断のもとに限られた予算を執行していかなければならないだろうというふうに思います。大変厳しい、しかし、そういうかじ取りの中で、今、光井市長の意気込みを聞きまして、大変うれしく思ったところでございます。現時点では、光井市政のカラーについて質問すること自体がまだ早いのかなと、拙速ではないかなと自分自身思いながらも、今日質問をさせていただいたところでありますが、しっかりと思い、意気込みを聞くことができました。これからの光井市長の手腕に大いに期待をしております。頑張っていきましょう。ありがとうございました。

今回は、犯罪のない安心・安全なまちづくり～防犯カメラの設置推進、強化について～及び第７次宇土市総合計画について質問をいたしました。対応いただきました執行部、担当職員の皆様には大変お世話になりました。これをもちまして、私の一般質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。

○議長（野口修一君）　以上で、質疑及び一般質問は全部終了いたしました。

以上で、質疑及び一般質問を終結いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　常任委員会に付託（議案第４３号から議案第５０号まで）

○議長（野口修一君）　日程第２、市長提出議案第４３号から議案第５０号までの８件につきまして、本日配布の令和８年第２回市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第３　常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（野口修一君）　日程第３、請願・陳情につきましては、配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をしましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、１９日文教厚生常任委員会、２２日総務市民常任委員会、２３日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、６月２９日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。お疲れ様でした。

－－－－－－－○－－－－－－－

午後０時３８分散会

令和８年第２回市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総 務 市 民 常 任 委 員 会

議案第４３号　専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第４号　宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第４４号　宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について

議案第４５号　宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第４６号　宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第４８号　宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議案第５０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議案第４９号　宇土市道路線の認定について

議案第５０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

議案第４４号　宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について

議案第４７号　宇土市子ども第三の居場所条例について

議案第５０号　令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について

令和８年第２回宇土市議会定例会請願・陳情文書表

＊請願＊

受理番号	受　理 年月日	請　願　の　件　名	請願者の住所･氏名	付　託 委員会	紹介議員
令和 ８年 １	Ｒ８．５．28	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択の請願	宇城市松橋町松橋414-1 宇土市単位教職員組合 委員長　今村　良博	文教厚生	藤井慶峰 浦本晴美

第 ５ 号

６月２９日（月）

令和８年第２回宇土市議会定例会会議録　第５号

６月２９日（月）午前１０時４０分開議

１．議事日程

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
（質疑・討論）
日程第２　各常任委員長報告
１．総務市民常任委員長報告
２．経済建設常任委員長報告
３．文教厚生常任委員長報告
（質疑・討論・採決）
日程第３　請願・陳情について
（質疑・討論・採決）
日程第４　議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について
（討論・採決）
日程第５　委員会の閉会中の継続審査及び調査について
（採決）

２．本日の会議に付した事件

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
（質疑・討論）

日程第２　各常任委員長報告

１．総務市民常任委員長報告

２．経済建設常任委員長報告

３．文教厚生常任委員長報告

（質疑・討論・採決）

日程第３　請願・陳情について

（質疑・討論・採決）

日程第４　議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について

議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について

（討論・採決）

日程第５　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

（採決）

（追加日程）

日程第６　議案第６３号　宇土市副市長の選任について

日程第７　発議第　１号　太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議

日程第８　発議第　２号　豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書

３．出席議員（１７人）

１番　土　黒　功　司　君	２番　杉　本　　寛　君
３番　中　野　洋　一　君	４番　浦　本　晴　美　さん
５番　佐美三　　洋　君	６番　小　崎　憲　一　君

７番	今　中　真之助　君	８番	西　田　和　徳　君
９番	園　田　　茂　君	１０番	宮　原　雄　一　君
１１番	柴　田　正　樹　君	１２番	樫　﨑　政　治　君
１３番	野　口　修　一　君	１４番	中　口　俊　宏　君
１５番	藤　井　慶　峰　君	１６番	山　村　保　夫　君
１８番	福　田　慧　一　君		

４．欠席議員（１人）

１７番　村　田　宣　雄　君

５．説明のため出席した者の職・氏名

市　　長	光　井　正　吾　君	教　育　長	前　田　一　孝　君
総　務　部　長	江　河　一　郎　君	市民環境部長	中　山　好　美　さん
健康福祉部長	加　藤　敬一郎　君	経　済　部　長	山　崎　恵　一　君
建　設　部　長	渡　邉　　聡　君	教　育　部　長	淵　上　真　行　君
秘書政策課長	木　村　真　樹　さん	総　務　課　長	上　木　淳　司　君
危機管理課長	湯　野　淳　也　君	企　画　課　長	松　下　修　也　君
まちづくり推進課長	木　村　る　み　さん	財　政　課　長	春　木　教　明　君

６．議会事務局出席者の職・氏名

事　務　局　長	池　田　和　臣　君	次長兼議事係長兼庶務係長	薦　田　昌　臣　君
議　事　係　参　事	村　田　有　美　さん	庶　務　係　参　事	中　山　裕　輝　君

午前１０時４０分開議

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（野口修一君）　これから本日の会議を開きます。

本日、１７番、村田宣雄君から欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（野口修一君）　日程第１、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、宮原雄一君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君）　おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過及び審査内容について、中間報告をいたします。

去る６月１５日、執行部出席のもと、本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず、熊本宇土道路における令和８年度の国の当初予算は２億円であり、前年度と同額であります。用地取得進捗率は約９９％、事業進捗率は約３７％で前年度から進捗はあっておりません。

今年度の事業といたしましては、海路口地区取得用地管理工事及び城塚地区取得用地管理工事が計画されております。現在の実施事業としましては、調査設計で、令和７年度繰越事業の令和７年度熊本天草幹線道路測量設計業務が実施されております。

令和８年度事業の調査設計では、令和８年度宇土道路外水文調査業務の契約締結がなされております。これは、熊本宇土道路及び宇土道路の周辺井戸の水位観測、水量調査、水質検査などを、令和８年度も引き続き行うものとなっております。また、令和８年度熊本天草幹線道路測量設計業務の入札に伴う公告がなされております。これは、熊本宇土道路、宇土道路及び宇土三角道路で測量及び設計を行い、工事の基礎資料を作成するものとなっております。

さらに、令和８年度国庫債務負担事業の調査設計で、令和８年度・９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の契約締結がなされております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和８年度当初予算は４５億５，０００万円であり、前年度当初予算よりも６億５，０００万円の増額となっております。用地取得進捗率は約９９％で、前年度から進捗はあっておりません。事業進捗率は、前年度から１１ポイント増加し、約６８％となっております。

今年度の事業といたしましては、網津地区ほか用地買収、支障物件移設補償及び網津長浜トンネル工事などが計画されております。

現在の実施事業としましては、まず、令和７年度繰越事業の調査設計で、令和７年度熊本天草幹線道路測量設計業務が実施されております。また、工事では、熊本５７号平原橋下部工（Ｐ３）工事及び熊本５７号網津地区改良３期工事が実施されており、熊本５７号長浜地区改良５期工事など３件の工事で、工期の延長がなされております。さらに熊本５７号長浜地区改良７期工事など７件の契約締結がなされております。ＪＲ委託工事では、三角線緑川・住吉間５Ｋ６２０付近跨線橋新設工事が実施されております。

次に、令和７年度国庫債務負担事業の工事では、熊本５７号網津長浜トンネル（長浜工区）新設工事が実施されております。また、熊本５７号割井川橋下部工（Ｐ３）工事の契約締結がなされております。

そのほか、令和８年度事業の調査設計の令和８年度宇土道路外水文調査業務及び令和８年度熊本天草幹線道路測量設計業務並びに令和８年度国庫債務負担事業の調査設計の令和８年度・９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務について、入札に伴う公告や契約締結が行われておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路で御報告したものと同じ業務です。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和８年度当初予算は３億円であり、前年度当初予算より１億８，０００万円の増額となっております。用地取得進捗率は、前年度から１ポイント増加し、約２％となっております。事業進捗率は約１％で、前年度から進捗はあっておりません。

今年度の事業といたしましては、波多地区ほか用地買収などが計画されております。

現在の実施事業としましては、まず、令和７年度繰越事業の調査設計で令和７年度熊本天草幹線道路測量設計業務が実施されております。また、令和７年度熊本天草幹線道路地質調査解析業務など３件の業務で契約締結がなされております。

次に、令和８年度事業の調査設計で、令和８年度熊本天草幹線道路予備設計（その３）業務について入札に伴う公告が行われておりますが、これは、宇土三角道路において、道路等の予備設計を行うものとなっております。

そのほか、同じく、令和８年度事業の調査設計の令和８年度熊本天草幹線道路測量設計業務並びに令和８年度国庫債務負担事業の調査設計の令和８年度・９年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務について、入札に伴う公告と契約締結が行われておりますが、これは、先ほど熊本宇土道路及び宇土道路で御報告したものと同じ業務です。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議された主な内容を御報告申し上げます。

まず、委員から「宇城市では、国の事業である宇土三角道路の事業の進捗を図るため、用地買収を市が一部行うという話を聞いたが、把握しているか。」との質疑があり、執行部か

ら「令和８年度予算で約４億円を確保したと聞いているが、それ以上の情報は特にない。」との答弁がありました。それに対して、委員から「一日も早く開通するためにはどうしたらよいか、宇土市も主体的に考えてほしい。」との意見がありました。それに対して、別の委員から「土地の先行取得をしたらどうかということに限った話ではなく、開通に向けて自発的に取り組んでいってほしい。」との意見もありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（野口修一君）　地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２　各常任委員長報告

○議長（野口修一君）　日程第２、去る６月１８日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第４３号から議案第５０号までの８件及び請願・陳情につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告があっておりますのでこれを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、中口俊宏君

○総務市民常任委員長（中口俊宏君）　おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る６月２２日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係４議案、予算関係１議案、専決処分の報告及び承認１議案の合計６議案であります。

まず、議案第４３号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、専決第４号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、条例を改正する

ものであります。

次に、議案第４４号、宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について。これは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第４５号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定に基づき、個人情報を利用することができる事務を追加するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第４６号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第４８号、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。これは、立候補者の選挙運動に係る経費の負担を軽減し、立候補しやすい環境を整えるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、国際交流事業経費（議会事務局分）として、４２６万３千円を増額するものであります。

次に、総務費では、市議会議員選挙費として１，１５４万１千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、再生可能エネルギー設備設置事業として３，７４１万２千円を増額するものであります。

次に、消防費では、防火水槽整備事業として５４６万円を増額するものであります。

そのほか、水資源対策一般経費については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、人材育成・人事評価システムの運用に要する経費などの３事業については、債務負担行為の設定を行っております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第４８号、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について。委員から「対象費用について、スピーカーやマイク、車上運動員などは対象とならないのか。」との質疑があり、執行部から「公職選挙法施行令に規定がないため、対象外としている。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「制度の周知はどうするのか。」との質疑があり、執行部から「本議会での可決後、ホームページや市公式ＬＩＮＥ等で周知を考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「立候補

者を増やすための政策となるため、周知方法には配慮し、情報が行き渡るようにしてほしい。」との意見がありました。

次に、議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。まず、市施設への太陽光発電設備の導入について、委員から「太陽光発電は、何キロワットずつの発電か。」との質疑があり、執行部から「市民会館については６４．２６キロワット、終末処理場は１７３．４キロワット、走潟小学校は１６．３２キロワットと蓄電池が１５キロワットであり、電気代の削減額は年間７０万円程度を見込んでいる。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「蓄電池は走潟小学校のみの設置とのことだが、他の施設にも設置するのか。」との質疑があり、執行部から「今回については、他の施設は発電した電気をその日に使ってしまうため、走潟小学校のみの設置としている。」との答弁がありました。

次に、地域力創造アドバイザーについて、委員から「具体的にはどのように活用するのか。」との質疑があり、執行部から「地域の活性化を目的とする地域住民のまちづくり活動及び地域運営組織の設立等の支援に関しての活用を考えている。具体的には、庁内の地域運営組織プロジェクトチームの会議や市民の方との協議にも入っていただき、地域運営組織の設立等を進めていきたいと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「地域運営組織は、校区ごとに振興会があるが、そういったイメージのものか。」との質疑があり、執行部から「形としてはそのようなイメージであるが、先進地をみると、さらに様々な団体や地域住民が関わり、買い物支援やライドシェアなどの事業を実施している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「全てアドバイザー頼みでは今回の地域運営組織の設立等は難しいと思うが、どう考えるか。」との質疑があり、執行部から「あくまでもアドバイスに入っていただくものであり、実際には地域運営組織を立ち上げ、運営していくのは地域住民の方であり、それらを支援していくのが市職員と考えている。」との答弁がありました。

次に、総合防災訓練について、委員から「以前、ある地区の防災訓練に行った際、消火器の使用訓練を行っていたが、非常に高齢者や家にいる方にとってよい訓練だと感じた。今回の訓練への取り入れは可能か。」との質疑があり、執行部から「市民の方にとって有意義な訓練になると思われるため、訓練に盛り込む方向で考えたい。」との答弁がありました。

以上が、論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案につきましては、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、佐美三洋君

○経済建設常任委員長（佐美三　洋君）　おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る６月２３日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係１議案、その他１議案の合計２議案であります。

まず、議案第４９号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に、議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、担い手育成支援経費として２，００８万円、水田農業対策事業経費として５億１，１５２万６千円、住吉海岸公園整備事業として５９２万２千円を増額するものであります。

次に、商工費では、マリーナ施設整備事業として６０５万円、企業誘致一般経費として２億５５万円、外国人観光客誘客強化事業として９９万２千円を増額するものであります。

次に、土木費では、橋梁長寿命化事業経費として７，６００万円、緊急自然災害防止対策事業（河川）として２億６，６００万円、走潟地区かわまちづくり事業（都市整備課分）として２，６７７万５千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和７年梅雨前線豪雨災害対策経費（土木課分・道路）として１１７万２千円を減額するものであります。

そのほか、つつじヶ丘農村公園遊具改修事業などの３事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

また、必要な財源措置として、地方債の補正を行っております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。まず、住吉海岸公園整備事業について、委員から、「住吉海岸公園にトイレを整備するとのことだが、どれくらいの規模か。」との質疑があり、執行部から「規模に関しては、観光客数やニーズを踏まえて決定したい。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から、「住吉海岸公園の商業施設について、その施設の屋上展望エリアは、市が使用料を当該民間業者に支払って賃借しているとのことだが、賃借料は年額幾らか。」との質疑があり、執行部から「契約

上、年間１６万円を支払っている。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から、「当該施設の敷地は市有地であり、市が当該民間業者に貸して建てている物件である。行政財産使用料として市は年額６万円を収入しているとのことだが、市が貸している土地賃借料収入より、借りている展望エリア部分の賃借料の支出がはるかに高いのはおかしい。行政財産使用料の抜本的な見直しを検討するようお願いする。」との意見がありました。

次に、走潟地区かわまちづくり事業について、委員から、「本格的に事業が動き出す中、財源である国の交付金はどのように交付されるのか。」との質疑があり、執行部から「制度上、各単年度ごとに事業予算が配分されることとなっており、今年度は上水道整備工事を行う計画であるため、その事業費分についてのみ交付される。」との答弁がありました。

次に、議案外について。まず、ふるさと納税３．０について、委員から、「市長マニフェストにもあったふるさと納税３．０について、今後の動きは。」との質疑があり、執行部から「意欲ある住民等のチャレンジを支援し、地域産業の活性化につなげるため、市内事業者向けの勉強会を開催し、活用事例などの共有を図っていきたい。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案については、議案第４９号は全会一致、議案第５０号は賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、園田茂君

○文教厚生常任委員長（園田　茂君）　おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る６月１９日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係２議案、予算関係１議案の合計３議案と請願１件であります。

まず、議案第４４号、宇土市公告式条例等の一部を改正する条例について。これは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第４７号、宇土市子ども第三の居場所条例について。これは、宇土市子ども第三の居場所を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。当委員会

所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、第２別館改修事業として６，５９３万１千円、生活保護費等の追加給付事業として１，８６０万円を増額するものであります。

次に、衛生費では、高齢者予防接種事業として３，５８１万２千円を増額するものであります。

次に、教育費では、市民会館施設改修事業として９，１４１万円を増額し、多目的市民交流施設整備事業（図書館分）として６億２，３９０万２千円、船場川調整池周回コース整備事業として８，４８７万６千円を減額するものであります。

また、第２別館改修事業など２事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要でありますが、議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第４７号、宇土市子ども第三の居場所条例について。委員から「施設を利用するに当たり、登録が必要とのことだが、誰からの登録を想定しているのか。」との質疑があり、執行部から「保護者や関係機関を想定している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「ネグレクト等もあり得るので、子どもが自ら登録できるようにしてほしい。」との意見がありました。また、別の委員から「保護者の送迎のもとでの預かりから始めるとのことだが、施設を利用するような家庭は、保護者の送迎が難しい場合が多いのではないか。」との質疑があり、執行部から「施設運営に当たり、令和８年度は市直営、令和９年度から令和１０年度は業務委託、令和１１年度以降は指定管理による運営を予定している。保護者による送迎が困難な場合があることは重々承知しているが、本市に初めてできる施設であることに加え、市直営で開始することから、初めは基盤づくりに努め、徐々に支援内容を拡充していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について。まず、予防接種業務委託及び予防接種費助成について、委員から「新型コロナウイルスワクチン予防接種はいまだに必要なのか。」との質疑があり、執行部から「予防接種を受けるかどうかは個人の判断となるが、国が定期接種の対象ワクチンと定めており、受けたい人が受けられる体制を整える必要がある。なお、昨年度、本市において予防接種を受けた方は５１３人である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「その中で、健康被害を受けた方はいるか。」との質疑があり、執行部から「健康被害を受けた方はいない。」との答弁がありました。

次に、馬之瀬チビッ子広場のトイレ及び浄化槽の撤去について、委員から「撤去した後は、

新たなトイレを設置するのか。」との質疑があり、執行部から「区と協議をする中で、現在のトイレの使用状況を鑑み、設置しないと判断された。」との答弁がありました。それに対して、委員から「子どもたちのチビッ子広場の利用が減っているという現状は理解しているが、本市が『子どもがまんなかの宇土』を目指す上で、チビッ子広場は子どもたちが中心に利用するという原点に戻ると、トイレは必要であり、子どもたちがチビッ子広場を利用しやすい環境づくりを進めていく必要があると思う。」との意見がありました。

次に、議案外について。まず、旧高月邸について、委員から「市として保全管理に力を入れているが、旧高月邸のどのような点が貴重なのか。」との質疑があり、執行部から「県内に現存する武家屋敷は２軒しかなく、その中でも旧高月邸は古く、江戸時代の武士の暮らしぶりが分かる住宅として、大変貴重なものである。」との答弁がありました。それに対して、委員から「今後の展開はどのように考えているか。」との質疑があり、執行部から「邸内に轟泉水道の井戸が残っていることから、轟泉水道の国指定達成後、国庫補助金を活用しながら轟泉水道と一体的に整備・活用していきたい。」との答弁がありました。

次に、観光施設周辺の環境整備及び交通手段の整備について、委員から「近頃、大太鼓収蔵館周辺の一帯をはじめ、多くの外国人が宇土市の観光地を訪れているが、草刈りなどの環境整備が間に合っていない。また、例えば、大太鼓収蔵館周辺の一帯から住吉海岸公園までなど、交通手段の整備ができていないところがあるのではないか。」との質疑があり、執行部から「観光資源の維持管理を徹底するように努める。また、交通手段の整備に関しては関係部署と連携しながら検討する。」との答弁がありました。また、別の委員から「市にお金が落ちる仕組みづくりも必要である。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容でありますが、本委員会に付託を受けました議案のうち、議案第５０号については賛成多数、その他の議案は全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして御報告申し上げます。

令和８年請願第１号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択の請願」については、全会一致で採択といたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口修一君）　文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

１８番、福田慧一君

○１８番（福田慧一君）　議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について、反対をいたします。

この補正予算の中で、商工費で花園町に土地を購入し、そこに１２億円をかけて倉庫や車庫を建設し、営業を開始する運輸会社に対し、企業立地奨励金として２億５５万円を支給するものでありますが、こうした金があれば、子育て支援として中学校の給食費の無償化や小中学校の学用品の無償化、さらにはホルムズ海峡封鎖で中東からの原油輸入が止まり、石油関連物資の高騰や資材不足によって生活・営業が厳しい状況にある市民や事業所等の支援に回すべきとの立場から、反対をいたします。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

７番、今中真之助君

○７番（今中真之助君）　議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算、予防接種業務委託料４，１７８万３千円のうち、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる予算について、反対の立場から討論をいたします。

私は、感染症対策そのものを否定するのではありません。また、接種を希望される方の自己決定を否定するものでもございません。しかし、公費を投入して実施する事業である以上、市民全体の理解と納得が得られるだけの必要性、安全性、費用対効果が求められると考えます。新型コロナワクチンの接種開始から５年が経過しました。この間、多くの命が救われたという評価がある一方で、健康被害救済制度による認定も積み重ねられ、副反応に苦しんでおられる方が多数おられることも事実です。だからこそ私は、行政は効果があるという一面だけでなく、リスクも存在するという事実も等しく市民へ説明しなければならないと考えます。また、新型コロナを取り巻く状況も、接種が始まった当時とは大きく変わりました。ウイルスの性質も変化し、多くの国民が感染することで一定の免疫も獲得しています。もはや新型ではなく、従来のコロナウイルス化しているのではないでしょうか。このような状況の中で、公費を投入して接種事業を継続することが本当に優先順位の高い施策なのか、改めて立ち止まって考える必要があるのではないでしょうか。限られた財源がある以上、生活習慣病予防や介護予防、検診の受診率向上、子どもの健康づくりなど、市民全体の健康寿命を延ばす施策へ重点的に配分するという選択肢もございます。私は、市民の生命と健康を守るという目的は同じでも、その手段については不断の検証が必要であると考えます。行政には、一度始めた事業を漫然と継続するのではなく、社会情勢や医学的知見の変化、市民の意識、そして費用対効果を総合的に判断しながら、必要であれば見直す姿勢が求められると思いま

す。今回の予算については、そのような十分な検証が尽くされたとは考えておりませんし、国も助成をやめた今、本市も助成額はなし、若しくは最小限とすべきです。

以上の理由から、本議案中、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる予算について反対し、私の討論といたします。

以上です。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４３号から議案第４９号までの７件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。各委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４３号から議案第４９号までの７件については、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第５０号、令和８年度宇土市一般会計補正予算（第１号）について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、議案第５０号については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　請願・陳情について

○議長（野口修一君）　日程第３、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

令和８年請願第１号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択の請願」について採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

この請願に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、令和８年請願第１号は、採択することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第５１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５２号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５３号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５４号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５５号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５６号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５７号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５８号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第５９号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６０号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６１号　宇土市農業委員会の委員の任命について
議案第６２号　宇土市農業委員会の委員の任命について

○議長（野口修一君）　日程第４、議案第５１号、宇土市農業委員会の委員の任命についてから、議案第６２号、宇土市農業委員会の委員の任命についてまでの１２件を一括して議題と

いたします。

これより、一括して討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第５１号から議案第６２号までの１２件について、一括して採決したいと思います。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第５１号から議案第６２号までの１２件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（野口修一君）　日程第５、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件及び所管事務調査について会議規則第１１１条の規定により、配布しております閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第６３号並びに議員提出として発議第１号及び発議第２号の２件、以上３件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第６３号　宇土市副市長の選任について

○議長（野口修一君）　日程第６、議案第６３号、宇土市副市長の選任についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第６３号、宇土市副市長の選任について。これは、副市長を選任するため、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長には、野尾晴一朗さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口修一君）　市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第６３号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第６３号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

１４番、中口俊宏君

○１４番（中口俊宏君）　皆さんこんにちは。中口でございます。提案されております議案第６３号、宇土市副市長の選任について、私は賛成の立場から討論をいたします。

副市長として提案されております野尾晴一朗さんについて、経歴等を先ほどお聞きいたしました。またお会いいたしまして、いろんな話の中で私が感じた点、３点を申し上げて賛成討論といたします。

１点目が、野尾さんは、宇土市への思いが強い、宇土愛があるということであります。野尾さんは、隣の松橋町の出身で、我々の地元の宇土高校へ来られて、そして熊本大学を卒業されております。宇土市との関わりもあり、宇土のことは御存じかと思います。今回、副市

長承認の件で議会の同意があり、副市長に就任することができれば、現在は熊本市内にお住まいですけれども、宇土市に住居を移すと、宇土市に住み、宇土市の一市民として市民の皆さんの目線で、副市長としての職務に精励したい、頑張りたいということであります。申しましたように、宇土市への思いが強く、宇土愛が強いというのが第１点であります。

二つ目が、副市長としての知識、技能及び人脈があり、熊本県とのパイプがあるということであります。光井市長の前の谷﨑副市長同様、熊本県職員の中で幹部職員としての経歴が長く、また熊本県職員との関係及び人脈も豊富で、熊本県とのパイプがあるということであります。本市のいろんな事業に当たりましては、予算関係など熊本県との関係の重要性、これは皆様御案内のとおりであります。必要条件であります。野尾晴一朗さんには、これらが備わっているということであります。

３点目が、光井市長の期待する良き補佐役として、また部下職員の指導者としてそういった手腕があるということであります。副市長の選任に当たっては、光井市長自らが光井市政を理解し、その職務の遂行に熱意があるのは野尾晴一朗さんだということで、自分自身で決断されたとお聞きしております。この野尾晴一朗さんは、光井市長の良き補佐として、また積極的に意見具申されることを期待しております。

３点に絞って申し上げました。宇土市の発展のためには、光井市政の副市長として野尾晴一朗さんが適任であり、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口修一君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

議案第６３号、宇土市副市長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、議案第６３号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第７　発議第１号　太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める

決議

○議長（野口修一君）　日程第７、発議第１号、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、池田和臣君

○事務局長（池田和臣君）　発議第１号、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議。地方自治法第１１２条及び宇土市議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり決議を提出する。令和８年６月２９日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、西田和徳、杉本寛。宇土市議会議長、野口修一様

以下、決議につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第１号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第１号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第１号、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

全員賛成です。

よって、発議第１号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　発議第２号　豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書

○議長（野口修一君）　日程第８、発議第２号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、池田和臣君

○事務局長（池田和臣君）　発議第２号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書。地方自治法第１１２条及び宇土市議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。令和８年６月２９日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、佐美三洋、山村保夫、藤井慶峰、樫﨑政治、小崎憲一。宇土市議会議長、野口修一様

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長（野口修一君）　事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第２号については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第２号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第２号、豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和９年度政府予算に係る意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（野口修一君）　ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（野口修一君）　ボタンの使用を終了します。

賛成議員多数です。

よって、発議第２号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和８年第２回宇土市議会定例会を閉会いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

午前１１時４１分閉会

○議長（野口修一君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、６月１２日に招集されました今定例会は、議員各位及び執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに、無事に閉会をする運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、光井正吾君

○市長（光井正吾君）　閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

初めに、先週２３日から４日間にわたり、断続的に降り続きました大雨につきまして御報告いたします。

本市では、洪水警戒に伴いまして、２３日から２６日にかけて、警戒レベル３高齢者等避難を発令し、市内３か所の避難所を開設いたしました。この間、避難所には、最大で１０世帯、１１人の方が避難されております。

この長期化した大雨の影響により、本市では、道路の冠水や法面の一部崩壊のほか、河川等では流木による滞留の被害などが発生しましたけれども、幸いにも大きな被害はなく、ひとまず安堵しているところでございます。

今後も、市民の皆様が命を守る行動を早めに取れるよう、引き続き、避難指示等を含めた緊急情報を迅速に提供してまいりますので、議員の皆様の御理解、御協力を賜りますようお

願い申し上げます。

さて、今回は、私が市長に就任して初めての議会でありました。議員の皆様からいただきました、多くの御意見や御提案は、宇土市の未来を築く上で貴重なものであります。

一般質問や常任委員会などでいただいた御意見や御提案を受け、可能な限り実現に向けて取り組んでいくことの必要性を改めて感じたところでございます。

この思いは、早速、幹部職員と共有する場、ミーティングを実施しました。小さなことでも着実に実現に向けて歩みを進めていくべきであり、そのことを議員の皆様とも共有することが信頼につながっていくと考えております。

このことは、市民の皆様からの御意見に対しても同じであります。

そこで、市民の皆様から、直接、生の声やアイデアをお聞かせいただく場として、明日６月３０日から来月１２日にかけて、対話から始まるまちづくりを実現するため、市内７地区でまちづくり座談会を開催いたします。

暮らしやすさを実感し、「宇土市に住んでいて本当に良かった」と幸せを感じられるまちづくりを目指すため、将来の宇土市について、皆様の貴重なアイデアをお聞かせいただきたいと思っております。

この座談会で寄せられた御意見は、今年度策定予定の第７次宇土市総合計画にも反映させ、今後の宇土市を支える基盤とさせていただく予定です。共に宇土市の未来について考える機会として、是非多くの皆様に御参加いただきたいと思っております。

結びに、これから暑さが厳しい季節を迎えます。議員の皆様におかれましては、体調管理に留意され、お元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（野口修一君）　これをもって終了といたします。ありがとうございました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

午前１１時４５分終了

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

宇土市議会議長　野　口　修　一

宇土市議会議員　小　崎　憲　一

宇土市議会議員　柴　田　正　樹